

平成30年3月12日

◎依光委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（9時59分開会）

本日の委員会は、先日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

#### 《観光振興部》

◎依光委員長 観光振興部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。

◎伊藤観光振興部長 観光振興部長の伊藤でございます。

観光振興部では、第3期産業振興計画に掲げました435万人観光の早期実現と定常化を目標に取り組みを進めました結果、平成29年の県外観光客入り込み数は、「志国高知 幕末維新博」の開催、それからクルーズ客船の寄港増の効果、こういったものがございまして、知事からの提案説明でも申し上げましたとおり440万人と過去最高となりました。今後とも第3期産業振興計画の目標に掲げます435万人観光の定常化を目指しまして、引き続き幕末維新博を通じた歴史観光の磨き上げを行いますとともに、幕末維新博後の観光振興を見据え、国際観光の一層の振興も視野に、本県の強みであります自然を生かした体験型の観光基盤の充実に取り組んでまいります。

現在開催しております「志国高知 幕末維新博」につきましては、全会場におけます来場者数が2月末までに157万人を超えるなど、堅調に推移をしております。来月21日には、メイン会場であります坂本龍馬記念館のグランドオープンと同時に、幕末維新博第2幕が開幕することとなります。この第2幕期間中におきまして、歴史観光の基盤づくりにしっかりと取り組み、その勢いを幕末維新博後の観光振興策につなげることで一層の飛躍を目指してまいりたいと考えております。

それでは、平成30年度当初予算について御説明をいたします。

右上②と記載しております当初予算の議案説明書の328ページをお願いいたします。

観光振興部の一般会計当初予算額は30億6,285万9,000円となっております。平成29年度当初予算と比べますと、「志国高知 幕末維新博」の地域会場を中心とした各地域の歴史資源の磨き上げ、観光クラスターの形成のための補助事業が平成29年度で終了したことなどに伴いまして、8億2,000万円余りの減となっております。

それでは次に、議案参考資料の2ページをお願いします。

この資料は、第3期産業振興計画の観光分野の戦略の主な柱に沿って、平成30年度当初予算で実施しようとする主な事業を整理したものでございます。新規事業と主な拡充事業を中心に御説明いたします。

まず、上の枠囲み、戦略の柱1、戦略的な観光地づくりですが、(1)の観光拠点等整備事業費補助金は、地域が主体となった全国からの誘客につながる観光拠点の整備などを総合的に支援するものでございます。また、括弧書きにございますように、新たに地域観

光振興交付金を創設しまして、平成30年度から平成31年度までの債務負担行為をお願いしております。補助金とこの交付金を活用して、本山町や土佐清水市、香美市などの取り組みに支援を行うこととしております。

(2) の地域観光商品造成等委託料は、土佐の観光創生塾を通じまして、幕末維新博後の取り組みを見据え、自然体験型の観光商品などについて一定のサービス品質を確保し、継続した販売につながるように体験やアクティビティの事業者を中心に、旅行商品化に向けた支援を行うものでございます。

(3) の広域観光推進事業費補助金は、県内の各広域観光組織の機能強化への支援に加えまして、自然体験や生活・文化・食をテーマとして、平成31年度に嶺北地域で開催されます地域博覧会、(仮称)土佐れいほく博の準備に対して補助を行うものでございます。

(4) の足摺海洋館施設整備費は、新足摺海洋館の建築主体や設備を初めとする本体工事に着工することとしております。この工事には約20カ月の工期を要しますので、当初予算と合わせまして34億6,666万5,000円の債務負担行為をお願いしております。

次に、その下の枠組み、戦略の柱の2、効果的なセールス&プロモーションですが、(1) の志国高知幕末維新博推進事業費補助金は、幕末維新博第2幕の広報、誘客及び受け入れに係る事業の実施に要する経費に対して補助を行うものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

中段の枠組み、戦略の柱3、OMOTENASHI(おもてなし)の推進でございますが、(2) の外国人観光客受入研修実施委託料では、外国人観光客が多く訪れております観光地エリアを選定しまして、セミナーの開催や個別の接客研修を行うことで、外国人観光客とのコミュニケーション力の向上を図るものでございます。

(3) のバリアフリー観光推進事業委託料では、県内におけますバリアフリー観光相談機能の整備につながる観光関連施設を対象とした現地調査や研修会等を行うことで、バリアフリー情報の収集と蓄積を行うとともに、バリアフリー観光に関する理解の促進を図るものでございます。

その下の枠組み、戦略の柱の4、国際観光の推進ですが、(1) の国際観光推進事業費では、外国人観光客の誘致を図るため、台湾や香港などの重点市場におきまして、現地の旅行業界に精通した現地法人と連携しまして旅行商品の造成や販売を促進するとともに、多様な媒体を通じて訪日旅行シーズン前などに合わせたタイムリーな情報発信を行うものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

(2) のよさこいプロモーション事業費では、全国のよさこい主催団体と連携しまして東京オリンピック・パラリンピック開閉会式などでの演舞を目指しますとともに、よさこいアンバサダーの認定やよさこい海外普及支援員の派遣により、よさこいの世界的なネッ

トワークづくりを進めまして、発祥の地である高知としてのブランド化を図ることを通じて、本県への外国人観光客の誘致拡大を目指して取り組むものでございます。

次に、2月補正予算につきまして御説明をいたします。

右上に④と記載をしております補正予算の議案説明書の163ページをお願いいたします。

まず、観光政策課では歳入予算としまして、特定財源収入が見込みを下回ることに伴いまして一般財源の財源振り替えを、そして国際観光課と地域観光課では、新たに特定財源を充当することに伴いまして、一般財源からの財源振り替えをお願いしますほか、歳出予算におきましては、観光政策課では志国高知幕末維新博推進事業費補助金の減額、地域観光課では歴史観光資源等強化事業費補助金等の減額、おもてなし課では客船受入等業務委託料の減額に伴う予算の減額補正などをお願いしております。

次に、170ページをお願いいたします。

上の表は繰越明許費の変更でございますが、地域観光課の地域観光推進事業費におきまして越知町の観光拠点整備に係る工事の遅延のため、2億9,115万1,000円を、変更後の繰越予定額としてお願いするものでございます。

下の表につきましては、債務負担行為の変更でございますが、繰越明許費の変更に関連しまして地域観光課の地域観光推進交付金において、支出期間が平成34年度までであったものを平成35年度までに変更するものとしてお願いするものでございます。

各事業の詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈観光政策課〉

◎依光委員長 まず、観光政策課の説明を求めます。

◎三浦観光政策課長 観光政策課長の三浦でございます。

それでは、観光政策課の平成30年度の当初予算案と平成29年度の2月補正予算案について御説明をさせていただきます。

まず初めに、右上に②と記載されております議案説明書当初予算の328ページをお願いいたします。

こちらは、予算の総括表になります。表の上段の観光政策課の欄にございますように、平成30年度の当初予算は16億5,017万3,000円で、平成29年度対比では約91.4%となっておりますが、これはポスト幕末維新博を見据えた上で、現在行っております幕末維新博の開催期間中における広報展開をおおむね年末ごろまでに抑えたことが主な要因となっております。

次のページ、329ページをお願いいたします。

こちらは歳入になります。前年度から大きく増減がございますものについて御説明をさせていただきます。

表の中段ほどにございます9国庫支出金の2の6観光振興費補助金2億3,352万3,000円につきましては、国の地方創生推進交付金を活用し、高知県観光コンベンション協会への補助金に対して1億3,352万3,000円と、志国高知幕末維新博推進協議会の補助金に対して1億円を充当するものでございます。

その下の12繰入金の2の1こうちふるさと寄附金基金繰入につきましては、ふるさと納税による基金から志国高知幕末維新博推進協議会の補助金に50万4,000円を充当するものでございます。

続きまして、1ページ飛ばしまして331ページをお願いいたします。

こちらは歳出になります。表の右端の説明欄のうち、主な事業について御説明をさせていただきます。

初めに、2の観光振興企画調整費の2つ目でございます観光客動向調査委託料643万6,000円につきましては、今後の観光戦略に生かすため、本県を訪れた観光客の動向や満足度の調査を行うものでございます。

その下の地域通訳案内士育成等事業委託料398万2,000円につきましては、1月4日に施行されました通訳案内士法及び旅行業務法の一部を改正する法律により、地域通訳案内士の資格を有するためには自治体で定めた計画に基づく研修を受けることが義務づけられましたので、その研修を実施するための経費となっております。

その下の四国ツーリズム創造機構等負担金3,573万6,000円につきましては、四国4県が一体的に行っております国内外の商談会における実施主体となっております四国ツーリズム創造機構に対する負担金3,500万円が主なものでございます。

次のページ、332ページをお願いいたします。

右上の3の観光振興推進事業費の1つ目、観光情報発信支援業務委託料の745万2,000円につきましては、首都圏のマスメディアに向けて本県のさまざまな観光情報やトピックスを情報交換会などを通じて提供しニュースや記事に取り上げていただく事業で、来年度も引き続き「志国高知 幕末維新博」を中心に全国に広く発信してまいりたいと考えております。

なお、本年度は2月末現在でテレビ18件のほか、新聞、雑誌、ラジオ、ウェブサイトにおいて合計192件の露出につながっているところでございます。

2つ目の旅館業事業継続計画策定支援事業等委託料556万7,000円につきましては、南海トラフ地震が発生した際に、避難者や復興支援者が滞在する場所となります旅館やホテルにおいては、早期の事業再開が重要となりますので、事業継続計画、いわゆるBCPを策定するための個別支援や津波避難訓練の実施に向けた支援を行うものでございます。

3つ目の観光振興推進事業費補助金 8億9,206万2,000円につきましては、高知県観光コンベンション協会に対する補助金でございます。内容につきましては、後ほど参考資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

4つ目の志国高知幕末維新博推進事業費補助金 4億7,773万6,000円につきましては、志国高知幕末維新博推進協議会に対する補助金でございます。こちらも後ほど参考資料で御説明させていただきます。

なお、この補助金につきましては、高知県の代理人と補助先の代理人がいずれも知事であって、民法第108条本文で制限をされておりますいわゆる双方代理の関係に当たりますことから、これまでと同様に民法第108条ただし書きの規定を踏まえた議会によるあらかじめの許諾もいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、補正予算案について御説明をさせていただきます。

右上に④と記載をされております議案説明書補正予算の163ページをお願いいたします。

こちらは、補正予算の総括表になります。

表の上段の観光政策課の財源内訳の欄でございますように、1億3,730万8,000円の減額補正と財源内訳において3億8,069万4,000円を特定財源から一般財源に振り替えをお願いするものでございます。財源振り替えにつきましては、国の地方創生推進交付金の受入額が当初の見込みを下回ったことが要因でございます。

次のページは、ただいまの説明と重複するため省略させていただきます、165ページ、歳出のほうをお願いいたします。

表の右端の説明欄でございます志国高知幕末維新博推進事業費補助金 1億3,730万8,000円の減額につきましては、志国高知幕末維新博推進協議会に対する補助金を減額するものでございます。内容としましては、相手側の都合により実施に至らなかった劇団とのタイアップ事業や実施日数を短縮できた渋滞対策等に係る経費3,250万8,000円の減額に加えまして、補助先である志国高知幕末維新博推進協議会が高知市からの負担金1億円と二次交通に係る市町村からの負担金480万円を収入として受け入れることとなったため、これらの合計額となります1億3,730万8,000円を減額するものでございます。

なお、この補正につきましても双方代理に当たりますことから、民法第108条ただし書きの規定も踏まえた議会によるあらかじめの許諾もいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案参考資料の青色のインデックスで観光振興部とあるところのうち、赤色で観光政策課とインデックスのついた5ページをお願いいたします。

こちらは、高知県観光コンベンション協会への補助金の概要になります。

右上に記載をしておりますように、平成30年度の補助金総額は8億9,206万2,000円で、

平成29年度の当初予算からは1,866万3,000円の減となっております。

コンベンション協会の事業展開としましては、中段から下にございますように大きく4つに分かれております。

まず、資料中段の左上にございます国内誘致事業1億3,508万4,000円につきましては、国内の旅行会社などへのセールス活動やモニターツアーの実施、旅行商品の造成に向けた助成、MICE誘致の推進などにより誘客を図ってまいります。

続きまして、右側の国際誘致事業1億912万4,000円につきましては、国や地域別に市場ニーズに合った旅行商品の販売促進を初め、国内外のメディアを活用したセールスや多言語ウェブサイトを活用したプロモーションを実施するなどにより本県の認知度向上を図るとともに、国際チャーター便の戦略的な誘致拡大にも取り組んでいくことで、国外からの誘客を図ってまいります。

続きまして、左下の観光客受入事業3億9,525万9,000円につきましては、JR高知駅前にありますこうち旅広場での情報発信を初め、地域の旅行商品づくり、その販売支援を実施するとともに、周遊促進やリピーター対策として実施しております龍馬パスポート事業のほか、外国人観光案内所の設置やおもてなしタクシー事業など受け入れ体制の充実に向けて取り組んでまいります。

続いて、右側のプロモーション事業9,140万5,000円につきましては、「志国高知 幕末維新博」と連動した近隣県への情報発信やパンフレットを活用した県内情報の提供に加えて、平成の薩長土肥連合など他県と連携したプロモーションにも取り組むこととしております。また、自然や体験を前面に出した幕末維新博後の展開に向けて、県内の体験型観光情報を一元的に集約したキャンペーンサイトの構築にも取り組んでまいります。

次の6ページをお願いいたします。

こちらは、ポスト幕末維新博の概要（案）になります。

背景と目的につきましては、12月の委員会で御説明いたしました以降に、背景の欄の上から3つ目の丸にございます嶺北地域でアウトドアをテーマにした「地域博覧会」の開催が予定されている状況を加えさせていただいたところでございます。

キャンペーンの名称や期間などについては、今後決めていくこととなりますが、キャンペーンの開始日については、前倒しも含めて検討していく予定としているところでございます。

キャンペーンの具体策等については、下のスケジュールに示しておりますように、来年の春からの旅行商品化を見据えて、ことしの夏ごろまでには計画を策定していきたいと考えております。

また、先ほど高知県観光コンベンション協会の概要でも触れましたが、ポスト幕末維新博のスタートに間に合わせられるように、今議会で御承認いただいた後は、速やかにホー

ムページの作成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

自然体験型観光の磨き上げに当たりましては、土佐の観光創生塾を通じた磨き上げとともに、個別対応による体験型観光の磨き上げに取り組んで、ことしの夏以降はビジュアルにもこだわりながら、先行してPRにも取り組んでまいりたいと考えております。

ポスト幕末維新博の取り組みにつきましては、具体的な検討が進む中で、今後も引き続き御報告させていただきたいと考えております。

次の7ページをお願いいたします。

こちらは、昨年3月4日から2月末までの博覧会会場の入館者数になります。昨年の3月4日に開幕した博覧会も、およそ1年がたったところでございますが、上段にございますように、2月末時点における全24施設における入館者数は157万5,295人で、メイン会場の県立高知城歴史博物館が20万1,356人、地域会場21施設の合計も86万1,054人となっているところでございます。

また、その下の各会場の実績においても、室戸世界ジオパークセンターのように、当初はキラメッセ室戸鯨館と一体的に古式捕鯨を前面に出したPRや目標を立てていたものが、昨年の7月から分割されたという事情もあって、過去4年間の平均値である基準値に届いていないといった状況もございますけれども、絵金蔵の146.2%や県立歴史民俗資料館の128.4%、宿毛歴史館の398.9%など、ほとんどの会場が基準値超えと、全体として堅調に推移をしているところでございます。第2幕においても、さらに伸ばせるように取り組んでまいります。

なお、上段に記載しております目標値につきましては、ことしの1月から12月までの入館者数で設定しておりますことから、現時点では参考的位置づけとして見ていただければと考えております。

次の8ページをお願いいたします。

幕末維新博の第2幕の展開になります。中段から上の開催の趣旨と展開図は、これまでと特段の変更点はございませんので、説明は省略させていただいて、左下の志国高知幕末維新博推進協議会の取り組みをごらんください。

①のプロモーションの展開としては、坂本龍馬の書簡を初めとする歴史資料や本県出身の偉人を前面に出しながら、引き続き全国メディアとタイアップした広報に取り組むなど、明治維新150年という全国的な歴史での盛り上がりを生かしてまいりますとともに、ホームページや高速道路のサービスエリアでの情報発信など、博覧会の第2幕開催を広く周知してまいります。

その下の②の旅行会社への展開につきましては、4月21日の第2幕の開幕に合わせて国内外から旅行会社やメディアの皆様をお招きし、内覧会や商談会、モニターツアーを実施していくなど、情報発信や旅行商品の造成に向けて取り組んでまいります。

右横の③の受け入れ態勢の整備につきましては、既存の歴史文化施設に加えまして、4月21日にグランドオープンする坂本龍馬記念館を初め、4月から新たに地域会場に加わります大原富枝文学館やリニューアルオープンするジョン万次郎資料館など、県内各地の地域会場において幕末から明治期をテーマとした企画展を開催していくほか、銅像をめぐるサイクリングイベントの開催など、民間事業者や団体とも連携をさせていただきながら博覧会の盛り上げに向けて取り組んでまいります。

また、スマートフォンのアプリ活用や二次交通対策といった周遊促進の取り組みを継続するほか、メイン会場周辺の渋滞対策にもしっかりと取り組んでまいります。加えて、地域会場への館内ガイド配置など地域の取り組みも、引き続き支援をしてまいります。

右側の観光コンベンション協会の取り組みにつきましては、先ほどの資料で御説明させていただきました内容のうち、博覧会に関連する項目を抜粋したものといたしますので、ここの説明は省略させていただきます。

次の9ページをお願いいたします。A3の資料になります。

こちらは幕末維新博におけるプロモーションの取り組みでございます。

資料の左端に記載をしておりますように、上段は年間における主なトピック等で、プロモーションに当たりましては、そのトピックを踏まえつつ、明治維新150年を生かした全国向けプロモーションと基本的な博覧会PRに取り組んでまいります。

そのうちの全国向けプロモーションにつきましては3段に区分しておりますが、1つは坂本龍馬を中心としたプロモーション活動、1つは明治維新150年の盛り上がりを活用した情報発信、もう一つは明治期の産業や本県ゆかりの企業などと連携した情報発信と、大きく3つの柱で展開してまいりたいと考えております。

1つ目の坂本龍馬を中心とした情報発信につきましては、グランドオープンする坂本龍馬記念館を中核に据えながら幕末の偉人を生かした露出に向けて、大河ドラマ「西郷どん」の展示会も踏まえつつ露出を図ってまいりたいと考えております。

2つ目の明治維新150年の盛り上がりを生かした情報発信につきましては、板垣退助に代表される自由民権運動を起こしていった人物を生かした発信や、他県と連携した平成の薩長土肥連合での取り組みを通じた発信に取り組むとともに、明治維新150年を契機とする民間事業者の動きともタイアップしながら露出を図ってまいります。

3つ目の明治期の産業や本県ゆかりの企業等と連携した情報発信につきましては、岩崎弥太郎や金子直吉など産業革命を起こしてきた本県出身の人物にスポットを当てますとともに、その人物ゆかりの企業と連携した情報発信を行っていくことで、誘客とともに今後の企業研修の誘致にもつなげてまいりたいと考えておりますし、魚梁瀬森林鉄道遺産、それから土佐和紙、路面電車といった県内の産業系の情報発信にも取り組んでまいります。

下段の基本的な博覧会PRにつきましては、公式ホームページやSNS、ガイドブック

などによる本当に基本的なPR活動とともに、交通機関とタイアップした情報発信や、思い立ったときに高知に来ていただきやすい関西から近隣県に向けて旬の情報を発信していくなど、全国向けのプロモーションとともに多くの誘客につながるよう取り組んでまいります。

次の10ページをお願いいたします。

こちらは、冒頭部長からも申し上げさせていただきましたが、昨年の県外観光客入り込み数における交通機関別の一覧になっております。

暦年推計によります観光客の入り込み数につきましては、平成29年の欄の最下段に記載しておりますように440万6,363人で、昨年からは16万2,825人、約3.8%の増と大きく伸びることができたところでございます。

交通機関別に見ますと、自動車の割合が全体の9割近く87%を占めておりまして、特に乗用車は64.2%と、各交通機関の中で最も高い割合となっているところです。対前年で見てみますと、ほとんどの交通機関が増加傾向にある中で、フェリーと高速バスが減少しておりますが、フェリーは、宿毛-佐伯フェリーが昨年の4月4日から5月6日まで船体の異常に伴い運休したこと、高速バスは、昨年10月5日をもって高知福岡線が運行終了となったことが主な要因と捉えております。

また、入り込み数の増加要因につきましては、今後さらに分析を進めることとしておりますが、冒頭部長も申し上げましたように、「志国高知 幕末維新博」の開催とクルーズ客船の増加は主な要因であると捉えているところでございます。

説明は以上となります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 クルーズ船のこの10万人というのはすごいですね。ざっと見ても、インバウンドは恐らく9万人ぐらいがこれで確保できているんじゃないかと思いますが、どうですか。

◎伊藤観光振興部長 今までインバウンドにつきましては、国の発表する資料で延べ宿泊者数、人泊で出しておりますので、今国際観光のほうで発表します数字につきましては、昨年1月から12月までの数字が8万弱人泊の方が、外国人が高知県では泊まっておられまして、こちらのクルーズは宿泊になっておりませんので、日帰りという形の中でクルーズで10万人来られているということですから、外国人が高知県にどれだけ来ていただいているかということをおおよそ数字としましては、このクルーズの10万人と、それから宿泊された約8万人泊、この2つの数字がでございます。

◎浜田（英）委員 それを2つ合わせたらすごいですね。

ちなみにビジット・ジャパン2000が、たしか1年か1年半ぐらい前にもう既に達成されたということで、今ビジット・ジャパン4000が2020オリパラに向けてスタートしているわ

けなんです、わかればいいですけど、ビジット・ジャパン4000のどのぐらいが今達成できていますか。

◎伊藤観光振興部長 昨年1年間、1月から12月までの外国人の日本への訪問者数が2,869万1,000人というところに来ております。

◎浜田（英）委員 ということは、オリンピック・パラリンピックで恐らく達成できそうですね。

◎伊藤観光振興部長 そういった方向で行くんじゃないだろうかというふうに想定をしております。

◎浜田（英）委員 オリパラの5年後に開催が予定されている万国博覧会の開催地が、大阪になったかどうかという情報はまだ聞いてないですか。

◎伊藤観光振興部長 その情報は、まだ確認ができておりません。

◎浜田（英）委員 恐らく万国博覧会も大阪でやることを想定して、このビジット・ジャパン4000も、それに向けてさらにこの勢いを保っていかにかいかん。当然高知県にもその流れが、恩恵があらうかと思えます。そこで、高知県のインバウンドの観光客に、要するにクルーズ船の観光客じゃなくて外から、オリパラ経由あるいは万博経由で流れ込んでくる客をどうおもてなしするかということ、もう今から考えていかにかいかんと思えますね。そのことを一つお願いをしておきたいということ。

それと、越知のキャンプ場がいよいよ4月22日にオープンしますが、この4月22日という日を設定したのは、何か理由があったんですか。

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田です。

4月22日の日自体は、特段の設定があったわけではございません。

◎浜田（英）委員 4月22日はアースデーなんです。地球の環境の日です。スノーピークがこれを考えて、わざわざ4月22日に設定したということになると、相当肝座ってこれに取り組んでいるなということで、非常に安心感を受けたわけなんです。一方で、やっぱりキャンプというアクティビティーは大体夏場というものが相場でございます。そうなってくると、いよいよ冬場のアクティビティーをどうするんだということが、一番これから中心の課題になってこようかと思えますが、これは土佐清水にしても同じですし、高知県も大小入れれば100以上のキャンプ場がありますけれども、そこのお手本になるためにも、やっぱりこの冬場のアクティビティーをどうするんだということを、これから非常に重点を置いて対策持っていかなきゃいかんだろう。

そんなことで、私も釣りが大好きでございまして、県議会の釣りバカのハマちゃんというのは私のことなんです。時々釣った魚を黒笹さんと一緒に一杯やりながら、あの人は余り酒飲まんですが、魚を食べながら話をする中で、帰全山公園のモンベルのキャンプ場、ここも冬場のアクティビティー、特に嶺北は寒いところですので、非常に冬場は閑散

とするんじゃないかという思いがします。

そこで、嶺北で一番広いフィールドでといったら、もう早明浦ダムなんですね。やっぱりこの早明浦ダムを冬場に何とか活用しなきゃいかんだろうと黒ちゃんとの話し合いになりましたね。じゃ、どんなことしようねって、やっぱり釣りは年がら年中、釣る魚のシーズンがあって一年中楽しめますけれども、やっぱり冬の釣りといったらワカサギかと。じゃ、嶺北の早明浦ダムにワカサギがおるのかおらんのかという話になって、これがおるんです。ブラックバスに食われながらも生き延びて、ちゃんと自然に生息したワカサギがいるんで、このワカサギというのはキビナゴよりうまいんです、フライにすると香りもよくて。淡水のシシャモといってもいいぐらい、子持ちも、またうまいんです。

この18日にハヤシフィッシングが協力してくれまして、さめうらプロジェクトの辻村君と一緒に早明浦でちょっとワカサギを釣って、実際にてんぶらでやってみようということでそれを試しにするんですが、そういうやっぱり仕掛けを、これからどんどん冬場の仕掛けを大事にしていかなきゃいかんと思いますので、そこら辺、恐らくスノーピークとかモンベルは監修しておるといったら、いろんな遊び方も知っているんでしょうけれども、やっぱり高知ならではのアクティビティーを提案していかなきゃいきませんので、これはもうやっぱり地元の人でないとわかりませんのでね、そんなところをこれからもいろいろ提案して、県のコンベンション協会にも釣り好きのYさんという人がおりますけれども、黒笹さんもいろいろ提案できる方ですので、皆さんと協力し合って一ついろんな、特に人が余り来ない閑散期のこの冬場のアクティビティーの提案というのが、これからのキーワードになってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かございましたら、ひとつ。

◎伊藤観光振興部長 30年度、まずは幕末維新博第2幕ということですが、その次のポスト維新博ということで、そういう自然体験型アクティビティーを力入れていこうという取り組みをしております。

2月には、市町村であったり、そういうアクティビティーをやられている方々を対象に、東部、中部、西部でこのポスト維新博に関する説明会も開催をさせていただきました。県の考え方なんかも御説明させていただいて、そういった中でさまざまな各地域で、それぞれの地域の特色を生かした自然体験型のプログラムをつくっていこうという話など進めておりますので、私ども部の中でも検討していく中で、冬場の対応をどうしていくのか、そこが知恵の絞りどころですし、また民間の方々のお知恵も借りんといかんということで話を進めておりますので、このポスト維新博の事業を進める中で、そこら辺しっかりと意識して、取り組みを進めていきたいと考えております。

◎金岡委員 1点だけ、インバウンドということになるんでしょうが、外国人の方がよく言うんですが、大歩危に来ております。かなりの人があそこでおりて祖谷のほうへ行くわ

けですが、1つは昼間、要するに大杉駅へとまらないという関係もあろうかと思えます。その中でとにかく人が来るので、あそこの大歩危駅、これは他県ですからなかなか難しいかもしれませんが、案内板とか、あるいはポスターとか、何かそういうものは設置できるのでしょうか。

◎三浦観光政策課長 地元のほうと調整をする中で、どこまでやってもらえるかということになると思いますが、そういう方向性は、外国人向けだけでもないと思えますので、看板を設置するのか既存のPRパンフなんかを活用するのかというところは、検討できるのではないかと思います。

◎金岡委員 特に外国人の方ですが、あそこに外国人向けのものはないんですよね、何にも。だから戸惑っております。逆に言えば、英語のパンフレットなりポスターなりをつくれれば、それは見てもらえるんじゃないかなという気がいたします。要するに徳島県ですから、そこら辺は余り大々的にやると、三好の市長あたりが怒ってくるかもしれませんが、あそこへおられる方をやはり高知のほうへできるだけ誘導できればいいと思えますので、ちょっと検討してもらいたいと思えます。

◎三浦観光政策課長 国際観光課のほうとも協議をしながら、対応を検討してまいります。

◎米田委員 331ページの観光客動向調査委託料というのは、時々やりゆうがなんですか、どんなふうやりゆうのかというのを。

◎三浦観光政策課長 観光客の動態調査は、毎年行っております。

◎米田委員 毎年。

◎三浦観光政策課長 毎年行っております。年間で言うと四季、季節別に県内の10地点で、1回当たりが1地点で100アンケートなので、季節ごとに1,000件、年間で4,000件以上のアンケートを集計した上で、例えばですけれども、まだ出てないですが、観光消費額なんかに活用もしているというところです。

◎米田委員 どんなにやりようか、どこに委託しちゅう。

◎三浦観光政策課長 現在は、発注先はクリケットというところですが、先ほどのそのアンケートといいますか、この動態調査の結果についてはホームページにも掲載をしています。

◎米田委員 高知へ来られる人のいろんなニーズとか希望とかいろいろあると思うんで、大事なんですけれど、毎年とることがどんなに施策に生かされ、効果が上がっていると評価していますか。

◎三浦観光政策課長 毎年行わないと、観光消費額というのはまず出せないというのがあります。アンケートでとらないと出せないなので、それは必須要件になるんだろうと考えておりますし、あとは県外の方が何を目指して高知に来ているのかというところで言うと、

史跡関係ですね、それからあとは観光施設、それとその次が食とかという、何が本県の強みであるのかというところがわかるので、そういうところが、変動があるのかどうかとか、あと家族旅行がすごく高知県は多いです。それと男女の比率が、男性が6割で女性が4割というような状況もあるので、ターゲットを定めてやっていくというところに非常に活用させてもらっているところです。

あと、特に地域なんですけど、当然四国、中国が多いんですが、あと関西圏、その次が東京というような状況が続いていますので、ターゲットエリアを決めるに当たっても、それも活用させてもらっているというところで、効果としましては、そういうエリアを定めてこれまでプロモーションしてきた結果ですね、もちろん県内でも磨き上げというところでも含めて、今回の博覧会もそうなんですけれども、歴史系が強いということで博覧会も開催をしているという状況で、効果は上がっているのかなというふうに考えているところがございます。

◎米田委員 毎年やって、例えば順番が史跡、観光施設という、こういう順番が余り変わらんのか、変化よね、そこら辺どんなふうか。

◎三浦観光政策課長 余り大きな変動はない状況です。でも、何が起きるかわからないので、毎年経過、経年変化でとっているという状況もあります。

結局、新しい情報に基づいて情報発信とか施策というのは取り組んでいかないといけないと考えていますので、やはりそれを余り期間をあけてやるというのは好ましい話ではないですし、先ほどの観光消費額、産業振興計画でも目標設定は定めておりますけれども、それを出すためには毎年最低やらなければいけないので、やる以上は顧客からのデータベースというのも集約したほうが、あわせて行うほうがいいだろうというところで実施をしているところがございます。

◎米田委員 はい、わかりました。ホームページにも出ちよるということで、できるだけ可能な限り、業者の人、県民含めて、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

それと、332ページのBCPの策定ですけど、この委託というのはどこへ委託されゆうのかというのと、非常に大事な作業なんですよ。結局BCP、旅館業でつくろうという、つくらにゃいかんという、対象からいうて今どんなところへ到達していますか。

◎三浦観光政策課長 委託先はインターリスク総研というところになります。

そのBCPについては、まず全体を対象にはしているんですが、目標として定めているのは旅館・ホテルで、50人以上の規模で15事業者、そのうちの11事業者が現在終わっているという状況です。あと、旅館・ホテルに津波避難訓練の実際に実践に即したマニュアルもまた全部つくってもらっているんですけども。それを実践に即したマニュアルに見直しをしていくというところでは、特に津波浸水区域にあります106事業者を対象に、ことしは大体70事業者は終わらせたいなというところで、12月末現在の数値ですと

48事業者が終わっていると、今、後追いをしているという状況になっております。大体目標を設定しているとおり、平成30年度中には終わらすという予定にしているところでございます。

◎米田委員 津波浸水予想地域106というのは、これは宿泊者50人以上じゃないですかね。

◎三浦観光政策課長 そうです。

◎米田委員 規模はどんなんですか。規模は余り関係なくて、浸水エリアになるということとでやるわけ。

◎三浦観光政策課長 106という数字は、今現在県が示しております津波で浸水するエリアの中にある施設が106と。宿泊定数が30人以上というところで設定をしています。

◎池脇委員 予算要望でね、文化庁から文化を観光に生かすということで、予算がつけられているんですけども、それに関連する、その予算を使う県の観光行政はこの説明の中に何か入っていますか。

◎三浦観光政策課長 現時点で、予算としては組み込んでおりません。

◎池脇委員 あの予算は使うならばどういう目的で、高知県にそれ使える対象となる文化資産があるのかどうか、そのあたりはどうなんですか。

◎三浦観光政策課長 使えるかどうかというのも少し調べてみないと、まだわからないような、今そういう状況にあります。

◎池脇委員 先ほど、観光客の方の一番の目的は史跡って上げられましたんですよね、高知県の史跡を。高知県の史跡、特にそういう歴史的あるいは文化的史跡というのは、主にどんなものがある。

◎三浦観光政策課長 高知県は、残念ながら、大きな過去の遺産という形で残っているというのは、本物というのがちょっと少ないような状況にはございますけれども、例えば明治維新150年かけてだと、今小津高のところにあります開成館の門が、本物が残ったりとかというところはあります。

文化に関しても、これまでは大政奉還150年ということで幕末系でやってきましたけれども、そういったところと一緒に活用、検討はしているというところでございます。

ほかに歴史系で言うと、中岡慎太郎が通った向学の道とかというのが、そのまま道として残されているので、そういったところの磨き上げをして露出をしているというような状況にございます。

◎池脇委員 高知県、本当に観光資源ってあるようでないというかね、あったとしても点としてしかない。だから、面的な観光資源が非常に乏しい。その意味では、歴史的あるいは文化的な資産というのが非常に他県と比べて少ないというのかなと。だから、いわゆるリピーターという方が少ないと、こういうふうな状況の中で、イベントを打って来てい

ただくということが観光行政の主力になっているように思うんですけども、しかしイベントと呼ぶというのも、かなりしんどいところがあると思うんですね。だから、そうするとリピーターが来てくれる。そういうある意味、点と点をつなげて面にするとか、あるいは点を広げて面にするとか、あるいは今歴史的な価値というのが江戸時代のもの、そうした300年前のものが今評価されているとかということがある。それもある意味、非常に日本風景、日本人的原点というか、そうしたものの指向が非常に強いような気がするんですね。

一方で、しかし、もうほとんどそういうものはこっちに余りないんで、じゃ、ここから先、例えば観光行政というのも永遠に続くとしたならば、例えば今から100年後に高知に来てくれるというのは、今そういうものをつくれれば、100年後に文化的な価値として来てくれるかもしれないということを想定したならば、例えば高知県なんかは漫画王国でもありますし、そういう新しい漫画文化として、それが観光につながるようなものを面的な形で作り上げていくということも大事かなと。今あるものを掘り起こすことも当然大事なんですけれども、しかし、もともとそうした観光資源が非常に少なく弱くてという状況であるならば、いつまでもイベントでもって人を引っ張ってこようというところにも、やはり限界もあるだろうと。それほど知恵が出てくるわけでもない。その証拠に、いまだにまだずっと龍馬だけなんですよね。それ以外に余り広がっていかない。だから、広げていくということも非常に大事だと思うんですね。

その意味では、例えば龍馬というと幕末ですけども、もう少し龍馬の考えている思想性とか、思想性になるとすぐ自由民権になるんですけども、中江兆民とか、ある意味では別の意味の思想性、社会的な思想性といいますかね、そういう部分にも龍馬との関連性というのも広げられると思うんで、そうした部分の関連の磨きというの必要ではないかなと思うんですけども、そのあたりを含めての御意見いただけますか。

**◎三浦観光政策課長** 先ほど申し上げましたように、史跡は少ないんですが、ただ、県内は歴史関係の施設がすごく多くて、資料はすごくたくさん残っています。そういったものを活用して現在の幕末維新博を開催しているんですが、その磨き上げの中では、連携をしている部局をまたがってということになります。文化のほうの漫画のほうとも連携をとりながら、ここで連携をとる部分というのはどうしても情報発信になりますけれども、そういったところで結構密に連携をとりながらやっているところでございます。

それともう一つ、すごく期待をしているのが、委員からもお話がありました坂本龍馬の思想という話なんですけれども、今度4月21日に坂本龍馬記念館がオープンいたしますので、そこにすごく期待をしているところでございます。それとともに坂本龍馬からの非常に大きな系譜というところで、岩崎弥太郎とか、そういった産業系のほうの思想を、系譜を受け継いだ者たちというの、これから取り上げていきたいと考えています。特にプロ

モーションの中では、そちらのほうでもしっかり取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

◎池脇委員 あと、MICE誘致推進事業のことが御説明あったんですけれども、高知県に初めて訪れるきっかけとなるMICEの誘致ということなんですけれども、具体的に言う状況といいますか、狙いとかというものも詳しくちょっと説明いただければありがたいんですが。

◎三浦観光政策課長 MICEについては、今年度からも既に取り組みを進めているんですけれども、先ほど申し上げました坂本龍馬の系譜でございますように、県内から日本全国に対しての産業革命を起こしていった系譜がございますので、本県ゆかりの企業を対象に、誘致活動とかPR活動で連携を図っていきたく考えています。

それと、実際の実績としましては、昨年が年間で3万5,633人、ことしが現時点集計中でございますが、2万5,194人ということで、ことしも恐らく3万人を超えるであろうということで、もともとの目標が3万人ということで設定をしておりましたので、そこは超えるだろうと想定をしています。

◎池脇委員 かなり知的好奇心が高い。だから、対象者が絞られてくるかなと思うんですけれども、それは高知らしさの一つでもあろうかと思うんですけれども、観光の一つでは、やっぱり一番最初は見ることによって感動を得るという、それが景色であったり、あるいは建物であったりということだろうと思うんですね。だから、この見るということと、それから先ほどのやつは知ることですよね、知ることによって創造性を、あるいは自分の知識を確認したりするという。やっぱり先行するのは見るで、小さな子供たちは見ること、そして触れることというので、体験型の旅行というのが定着をしてきていると、こう思うんですけれども、見るということについてはやっぱり自然観光のほうになるかと思うんですけれども、ここのあたりの磨きというのは、今状況はどうなんですか。

◎伊藤観光振興部長 自然観光面では、各エリアごとにそれぞれ拠点をつくろうという中で取り組みを進めておりますので、例えば、来年度の予算の中で、1つは龍河洞について、あそこを生かした再活性化の取り組みを今年度から進めておまして、そういったところを昔のようにたくさんお客さんに来てもらうための磨き上げをどう進めていくかという取り組みもしております。それから、大川村の関係では大川村プロジェクトという形で、県と大川村のほうでプロジェクトチーム立ち上げてまして、大川村の自然を生かした山岳観光であるとか、そういったものの取り組みを今進めております。また、香南市とは三宝山の関係の委員会を一緒に進めたりしておりますが、天狗高原であれば天狗荘を中心とした取り組み、そういったものをそれぞれの地域の市町村と一緒に、自然を生かした観光の磨き上げというのを進めております。

◎池脇委員 最後になりますけれども、一時ブームになったのが四万十川ですね、清流四

万十川。最近は四万十川からちょっと移りましたですよ、四万十川、最近余り注目されなくなってきたというか、余り耳にしなくなったんですけれども、四万十川の観光といたしますか、動向というのはどうなんですか。

◎伊藤観光振興部長 四万十川というのは、やっぱりネームバリューといたしますか、非常に日本の国民の方は皆さん知られておる有名な川ですし、現状、四万十川にお客様が来なくなったということではなくて、引き続き四万十のほうにも観光客の方来られているというふうに認識をしております。やはり川下りであったり周辺のサイクリングであったり、特に四万十川から足摺岬にかけては、台湾であるとか香港であるとか外国のお客さんもたくさんおいでしていますので、一時期に比べて観光客が減ったというような印象は持っておりませんし、現実、四万十市のホテル等での宿泊者数についても減っておるといっても、どちらかというふうにふえているような状況だというふうに認識をしております。

◎池脇委員 四万十川のほうに来られた方が感動しているのが、いわゆる川漁師さんがいまだにいらっしゃるということなんですよ。ところが、この川漁師さんが、もう後継者がいないというような状況が出てきて、この川漁師さんがいなくなってくると、四万十川は単なる景色だけになってしまうということになるかと思うんですね。そういう意味でも、未来志向という観点からしても、やはりそういう生活、川の中で生活をしている。全国的にも今ほとんど川に川漁師さんって余りいらっしゃらない。そういう中でも珍しい存在だと思うんですね。こういうところにも光を当てて継続的に観光として役割をしていただくという部分で、川漁師はそこだけで生活をしている部分もあるわけで、けれど、それで生活が成り立つわけじゃない。観光という資源で成り立つようなバックアップも、ぜひしてあげるといことも大事じゃないかなと思うんですけれども、政策的に見て、そのあたりはどうなんでしょうか。

◎三浦観光政策課長 後継者の育成といたしますか、事業者としての支援というのは、観光振興部の地域観光課中心に今後自然体験型で磨き上げをしていくんですけれども、特に先ほど委員言われましたように人なんです、プロモーションをしていくに当たっては、できるだけ人に光が当たるように取り上げていきたいなと考えているところでございます。やっぱり人が四万十川というネームバリューの部分、川だけを見るということじゃなくって、できればプロモーションの中でも、川と人が一体的になっているところを見せて、魅力的に発信をしていきたいなと考えているところです。

◎浜田（英）委員 橋本知事が政策総研を立ち上げたときに、高知県のこれからのオートリゾートを考えようということで、西山彰一君がトップで、僕が副をやって、高知県のオートリゾートを何かつくろうということでいろいろ提案したことがございましたがね、もう議員になる前です。

高知県はバイクで訪れる方も非常に多いので、バイクのライダーが自分の愛車を隣に置

いてその横で寝られるという、こういう施設のライダーズインをつくろうということで、今県内に4カ所あるのかな。ライダーズイン室戸、ライダーズイン奥物部、ライダーズイン雲の上、梶原ですね、ライダーズイン中土佐、矢井賀ですね。もう一つ、唐人駄場の下につくろうじゃないかという案がありましたけれども、土佐清水の観光のほうからもいろいろ、安うに泊まれるところがあったらぐあいが悪いというふうなことで、あそこはできんかったわけです。

中土佐のライダーズイン、今大阪から来た経営者が非常に頑張ってやってくれて、またあそこは一つの名物の場所になっていますが、そのほか、そろそろ施設も古くなってきて更新ということも考えにやいかんとも思いますし、また室戸はライダーズ運営に一つ国民宿舎を払い下げた施設がありますよね。あそこなんかとタイアップしてやるのもいいと思います。それから、四国は今自転車ブームですから、あれバイクだけじゃなくて自転車の方が泊まってもいいんですよ。

だから、そういうことも含めてやっぱり新たな利活用というものも、もう一度宿泊施設という形では考えていただければ非常に結構かなと。せっかくつくったもので、まだ使える施設ですので、手を入れられるようなところがあったら、市町村ともタイアップして手を入れて、もう一度表舞台へ出してあげてほしいという思いがしておりますが、いかがでしょうか。

◎三浦観光政策課長 ライダーズインについては、我々もちょっと注視をしております、現在も龍馬パスポートの施設のほうでそのライダーズインなんかも取り上げて、できるだけ周知を図っているところがございます。室戸は、どうも現在ちょっと休業中みたいな形になっているというところですけども、ほかのところはしっかりと運営をされておまして、年数からいうと相当古く、数字はどうも若干下がっているようですけども、ここ数年はほぼふえているか、大体平年並みで推移をしているという状況にあるようですので、我々もしっかりとPRなんかはしていきたいなと思っております。

◎浜田（英）委員 中土佐の矢井賀は、これは一つの成功事例だと思うんですが、やっぱりマニアックな方があそこを運営していただけると、ライダーというのは非常に仲間、横のつながりが大きいんで、評判が口コミで伝わったら、さあっと来ますので、そういう一つの例です。

それから、サンパレスむろとですかね、あそこも、一緒に経営を考えても構わんよというふうなお話もちょっと伺っておりますので、そこら辺もまた投げかけてみたら、どうでしょうかね。よろしく願いいたします。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で観光政策課を終わります。

〈国際観光課〉

◎依光委員長 次に、国際観光課の説明を求めます。

◎小西国際観光課長 国際観光課長の小西でございます。

それでは、国際観光課の平成30年度当初予算案と平成29年度2月補正予算案につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、右上に②と記載しております議案説明書当初予算の333ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算の歳入予算案は、総額で2,852万8,000円、昨年と比較しまして2,174万4,000円の増となっております。内訳としましては、国際観光の事業実施に対する国からの地方創生推進交付金2,117万3,000円と諸収入735万5,000円でございます。こちらはよさこいプロモーション事業費に対する国際交流基金共済分担金と高知市からの負担金等でございます。

次に、歳出予算案について御説明をいたします。

次のページ、334ページをお願いいたします。

国際観光課は、総額で2億1,330万2,000円、昨年と比較しまして6,224万9,000円の増額となっております。

主な事業につきましては、右側の説明欄に沿って御説明させていただきます。

まず、2国際観光推進事業費7,226万2,000円の下へ2つ目の旅行商品販売促進事業委託料4,941万円につきましては、後ほど参考資料を用いて説明させていただきますが、本県への外国人旅行客の誘致を図るため、重点市場である台湾、香港、シンガポール、タイの旅行業界等に精通した現地法人と連携し、セールスなどプロモーション活動を実施するものでございます。

3つ目の独立行政法人派遣職員費負担金100万円につきましては、本県の重点市場の一つであり、また本県への旅行者数が増加しております香港市場からの誘客を推進するため、日本政府観光局香港事務所への職員の派遣に係る負担金でございます。

4つ目の国際観光振興機構負担金65万円につきましては、外国人旅行者の誘客に取り組む訪日外国人来訪促進事業を実施しております日本政府観光局への高知県分の負担でございます。

5つ目の事務費2,119万8,000円につきましては、日本政府観光局香港事務所への職員の派遣旅費や海外セールスなど、当課の活動経費でございます。

次に、3よさこいプロモーション事業費7,644万3,000円の1つ目、よさこい海外認知度向上事業委託料1,032万2,000円及び2つ目、よさこいチーム海外派遣委託料2,620万2,000円につきましては、よさこいの世界的ネットワークづくりを推進し、よさこい発祥の地高知をPRすることで、本県への外国人観光客の誘致拡大を目指すものでございます。

次のページをお願いします。

3つ目のスーパーよさこい出展委託料425万1,000円につきましては、8月に東京で開催されるスーパーよさこいにおいて、本県の観光情報等をPRするためのブース出展に係る運営等を民間事業者へ委託するものでございます。

4つ目のスーパーよさこい高知県チーム参加負担金126万円につきましては、同じくスーパーよさこいにおいて、首都圏での認知度向上を目的に本県から参加するチームの参加費を負担するためのものでございます。

5つ目のよさこい祭支援事業費補助金975万円につきましては、本県の重要な観光資源でありますよさこい祭りのイメージアップ及び観光振興を促進するため、前夜祭や高知城演舞場の運営に係る経費の一部をよさこい祭振興会及び公益社団法人高知市観光協会に対して補助するものでございます。

6つ目の事務費2,465万8,000円につきましては、よさこい推進コーディネーターへの謝金やよさこい海外普及支援員への派遣旅費などの活動経費でございます。

続きまして、右上に④と記載のある議案説明書補正予算の166ページをお願いいたします。

まず、歳入予算案としまして、当初国の地方創生推進交付金を677万7,000円見込んでおりましたが、受入額が581万円となり、国庫支出金より96万7,000円を減額するものでございます。また、新たに企業版ふるさと納税としまして550万円の寄附を受けることとなり、寄附金に550万円を増額し総額で453万3,000円の増額補正をするものでございます。

次に、167ページをお願いいたします。

歳出予算案としましては、歳入の453万3,000円の増額に合わせて、一般財源を453万3,000円減額する財源更正をするものでございます。

続きまして、別とじの議案参考資料、赤のインデックスで国際観光課とございます11ページをお願いします。

国際観光のさらなる推進につきまして御説明をさせていただきます。

1、国・地域に応じた戦略的・重点的なセールス・プロモーション活動の展開といたしまして、国際観光課が実施します（1）国際観光推進事業費7,226万2,000円と、右側、高知県観光コンベンション協会が実施します（2）観光振興推進事業費補助金1億912万4,000円の合計1億8,138万6,000円について御説明させていただきます。

（1）国際観光推進事業費につきましては、本県への外国人観光客のさらなる誘致を図るため、台湾、香港、シンガポール、タイの重点市場において、現地の旅行業界等に精通した現地法人と連携し、旅行会社などへの定期的・継続的なセールスや現地メディアへの効果的・継続的な本県の情報提供を行うこととしております。

これによりまして、これまでの団体旅行者に加えて、近年主流となってきました個

人旅行者に対応した旅行商品の造成と販売につなげていくとともに、旅行雑誌やテレビ番組、ブロガーなどを活用し、訪日旅行シーズン前などに合わせたタイムリーな情報発信を市場別に行ってまいります。さらに、現地での研修旅行セミナー等の開催や航空会社へのセールスを実施するなど、セールスとプロモーションを強化してまいります。

右側の（２）観光振興推進事業費補助金につきましては、国内外の商談会への出展とあわせて海外旅行会社への個別セールス活動などに加えまして、外国人向け観光情報サイト「VISIT KOCHI JAPAN」での本県へのアクセス情報の充実や、旅行口コミサイトと連携した宿泊予約サイトへの誘導など、個人旅行者に対応した情報発信を強化してまいります。

また、国のビジット・ジャパン事業などを活用し、重点市場に加えまして、中国や韓国、アメリカなど欧米豪の旅行会社やメディアを招聘し、四国をめぐるモニターツアーを実施するほか、国際直行便を持つ香川県と連携し、台湾、香港での合同商談会や、東京都とはPRサイトでの旅行記事の掲載による情報発信を連携して実施するなど、認知度の向上を図ってまいります。

さらに、高知龍馬空港への国際チャーター便の誘致に取り組むほか、既に国際定期路線を有する高松空港からのアクセス向上のため、路線バス等の運行実証調査を行うこととしております。

次に、12ページをお願いします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたよさこいの戦略的な活用につきましては、よさこいプロモーション事業費7,644万3,000円を活用しまして、海外に向けてよさこい発祥の地高知としてのブランド化を図り、本県への外国人観光客の誘致拡大を目指すための事業を実施してまいります。

左上の（１）2020東京オリパラへ向けたよさこいプロモーション事業444万7,000円につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、現在31都道府県78のよさこい主催団体が参画しております2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会の総会等の開催にあわせて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などへの要望活動を継続するとともに、国等が主催するイベントや全国ネットのテレビ局等に対して、よさこいを活用した企画提案等を行い、よさこいが日本を代表する祭りという認識を浸透させる取り組みを重ねることを通じまして、開閉会式などでのよさこいの演舞の実現を目指してまいります。

次に、右側の（２）よさこい海外認知度向上事業（よさこいアンバサダーの認定）1,102万4,000円です。平成28年度より進めておりますよさこいの世界的ネットワークづくりをさらに推進していくため、新たに北米や南米を中心によさこいアンバサダーの認定を行ってまいります。認定されたよさこいアンバサダーの方々には、帰国後、自国や近隣国

等によさこいの演舞やSNS等で情報発信をしていただくことで、発祥の地高知のPRとよさこいの世界ネットワークの拡大を図ってまいります。

次に、左下、(3)よさこい海外普及支援員(よさこいマイスター)派遣事業332万7,000円につきましては、よさこいが普及していない国や地域によさこい海外普及支援員を派遣し、よさこい鳴子踊りの振りつけや曲づくり、新たなチームの立ち上げなど、よさこいチームづくりの支援などを行うとともに国際協力機構と連携し、青年海外協力隊として派遣される隊員に対してよさこい踊りの指導などを行い、それぞれの派遣地でよさこい鳴子踊りを広めていただくなど、よさこいの世界ネットワークの形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)県内よさこいチーム派遣による海外でのプロモーション事業2,936万6,000円につきましては、よさこいを通じて発祥の地高知の魅力を世界に発信するため、海外で開催されるイベント等へ本県からよさこいチームを派遣し、よさこいを通じた本県の魅力を世界に発信してまいります。

平成30年度は、日仏友好160周年を迎えることから、日仏両国の政府が主催するジャポニスム2018がフランスのパリで開催される予定となっております。このジャポニスム2018へは、既に認定しておりますフランスのよさこいアンバサダーと県内のチームが協働して参加し、よさこいを披露するとともに、発祥の地としての本県の魅力を世界に発信していくこととしております。

また、台湾で開催される花鼓芸術祭、台湾ランタンフェスティバルへのよさこいチーム派遣も引き続き行ってまいります。

以上で国際観光課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田(英)委員 本会議でも久保議員がよさこいについても質問をしましたが、オリンピック・パラリンピックで世界各国から集まったチームが、よさこいを踊りながらあの競技場をぐるっと一回りするというような構想を頭の中で描いているんですが、これはどこら辺までできそうな感じですか。つまり、それができるとすればいつ、どんなような形で、どのような経緯を経て、これが決定されるのかということも当然考えていると思うんですが、そこら辺いかがでしょう。

◎小西国際観光課長 オリパラの開閉会式での演舞につきましては、現在、全国のよさこい祭りを主催している団体の皆様と一緒に、演舞の実現に向けて取り組みを進めています。

開閉会式の演舞の内容につきましては、オリンピック・パラリンピック組織委員会のほうで決定をされていくと聞いておまして、現在、昨年11月に開閉会式にかかわる計画とか企画や演出者の手配を行う委託事業者に、株式会社電通が選定をされたという情報を

聞いております。それから12月には、映画監督の山崎貴さんなど合計8名のメンバーが、東京2020開閉会式の4式典の総合プランニングチームを立ち上げたという情報が入っております。

今後、それぞれの中身について組織委員会のほうで議論もしていられると思われまします、また、総合プロデューサーと呼ばれる方がことしの夏ぐらいをめどに決まってしまうという情報も聞いておりますので、そうした方々が演出の内容を決めていくというふうに聞いております。

我々としては、どういう形で参加できるかというのが、まだ現在確定はしておりませんが、日本を代表するこのよさこい祭りというものが何らかしかり取り上げていただけるよう、組織委員会への要望活動でありますとか、それからあとテレビ局等を通じて、よさこいが日本を代表する祭りであるということを浸透させるように、テレビ局等へも企画提案をして番組に取り上げていただくというふうな、そういった活動をしていきたいと考えております。

**◎浜田（英）委員** 昨今のオリンピックは、オープニングにしてもフィナーレにしても本当にオーディオ・アンド・ビジュアルで、すばらしいプロジェクションマッピングというんですかね、あんなのを駆使して、あるいはマリオのマントを着て帽子をかぶった安倍総理がぼんと飛び出てくるという、そういうおもしろい仕掛けがあったりで、そんなのが大体主流になってきているような気がするんですけれども、このよさこい踊りというたら、ある意味、昔へ返っていくような感じもあるかなと思いますけれども、やっぱり思い出すのはブラジルの日本移民100周年のときに、武石前議長も行きましたけれども、初めてサンバの踊りを目の前で見まして、競演場で、すばらしいもんやなと思いましたが、あんなような感動がオリンピックの場で再現できれば非常にすばらしいかなと思っておりますので、ぜひとも、そういうオーディオ・アンド・ビジュアルとダブルでやるのか、あるいはそういうのをやめて全くよさこいだけでいくのかというのも、そんなこともまだ全然決まってないがですね。

**◎小西国際観光課長** 現在のところ、内容については決まってない状況ですので、何らかの形でよさこいというものが取り上げていただけるよう、引き続き要望活動等を、全国の団体とともに行っていきたいと考えております。

**◎米田委員** 参考資料の11ページの旅行商品販売促進事業委託料が新規になっていますけれど、平成29年度1,500万円か何か予算化してなかったんですかね。

**◎小西国際観光課長** 旅行商品販売促進事業委託料ということで、本年度も予算化をして取り組んでおる事業でございます。来年度につきましては、少し手法を変えた形で、現地での情報発信とかそういったものを強化するというところで、新規事業ということで計上しています。

◎米田委員 平成29年度は1,500万円で、まあ言うたら物すごい伸び、3倍ばあの増額予算になっているわけですけど、ここに①から⑤まで書いてくれちゃうけれど、何か新しい、あるいは物量的にふやしたとかというのはどれですか。どれを見たらいいですか。

◎小西国際観光課長 来年度4,941万円の計上につきましては、今年度、旅行商品販売促進事業と、あとコンベンション協会のほうでやっておりました海外での広報の関係、プロモーション事業、これを一緒に統合しまして、予算が少し大きくなっておる状況でございます。

この資料に書いてありますとおり、①で台湾、香港、シンガポール、タイの重点市場におきまして、旅行会社のほうに旅行商品の造成をお願いしていくということと、それぞれの訪日の旅行のシーズンに合わせてセールス等を行いまして、さらなる誘客を進めていこうというふうなもの、それから②のメディア媒体を活用した情報発信ということで、台湾では最近個人のお客様もふえてきておりますので、今まで訪日旅行雑誌のほうの掲載を本年度やっておりましたが、来年度、新たにブロガーを呼びまして、個人のお客様に高知の細かいところを視察していただいて、それをブログで記事化していただいて情報発信していくという事業を新たに構えておるところでございます。

それからあと、④に書いておりますけれど、現地メディアとの情報交換会等の実施ということで、特に台湾と香港のほうから今お客様が多く来ていただいておりますので、ここの現地の旅行関係のメディアの皆さんに集まっていただいて、情報交換をさせていただく、高知県の直近の新しいキャンプ場ができたとか、そういった情報を細かく現地で提供していこうということで、新たに予算計上をしています。

◎米田委員 大体わかりましたが、例えば台湾やったら、委員会で台湾は去年初めて行かせてもらいましたけれど、オフィスもあるし、シンガポールの事務所ありますよね。何か、私はその自身の仕事というふうに思うていますから、わざわざこうやって、また別個に新たな法人に委託してせんといかんのか、現地のそういう事務所が本来そういう仕事をするという役割を担っちゃったんじゃないかなと思うんですが、どうしてそんなに、何だったらプロポで現地法人選ぶわけでしょう。そこに任すわけよね。そういうことをせんといかんですかね。何のためにオフィスがあり、たくさんのスタッフおりますよね、台湾でもね。ちょっとそこら辺どんなふうにかえたらいいのか。

◎小西国際観光課長 今回こちらの事業の中では、例えば台湾につきましては、現在、旅行商品等をつくっていただいている旅行会社が30社程度ございますが、そういったところに都度都度訪問して、セールスしていただくというふうなことを考えております。旅行商品をまずつくっていただく。それから旅行商品を売っていただく時期、それからあと、旅行が終わって帰ってきた後のフォローアップ、そういったことをしっかりとやっていこうというふうに考えておまして、そういったことから現地で旅行業界に精通した方に一

定お願いをして、やっていこうというふうに考えております。

現在、台湾にも丸虎国際さんのほうに一定お願いをしておる部分がございますが、私も観光振興部のほうでも、例えば新竹県との交流とか、あと台湾観光協会とのネットワークづくり、そういった部分については、引き続きお願いしていくことを考えておりますし、あと職員が出張時のアポ取りとか、通訳の手配であるとか、あと行政資料の翻訳、そういったことは今までどおり現地の丸虎国際さんにはお世話になっていこうと。それ以外の部分で旅行会社、それからメディア、そういったところにしっかりと足を運んでセールスをしていただく必要があるということで、新たに別法人の方に業務を頼んでいこうというふうなことを考えております。

◎米田委員 外国やき思うようにいかんかもしれんけれど、普通考えたら、台湾のオフィスが何人かおいでるよね、行ったときにたくさんメンバーがおって、そこに例えば委託する事業、何十項目か委託していますよね、業務をね。だから、そういう形でそこに依拠すると、そこに広げてもらうというあり方が普通じゃないですか。そのためにわざわざオフィスを設けているわけで、余りそれは効率的じゃないという判断なんですかね、どう。

◎小西国際観光課長 オフィスに委託しているという部分につきましては、台湾につきましては地産地消・外商課のほうに委託をしております、観光振興部のほうは。

◎米田委員 してないかね。

◎小西国際観光課長 ええ。今までは直接はしてなくて、観光コンベンション協会とか我々のほうが出張ベースで現地へ出向いてやっている状況でございます。シンガポールについても同じような状況でございます。

◎米田委員 所管は違うかもしれんけれど、それは国と地域との関係で言うたら、向こうは高知県という思うちゅうわけやから、別に地産地消・外商課であっても。

◎伊藤観光振興部長 丸虎さんに、こういったエージェントとか旅行会社を回って、その商品の説明をして売るといようなノウハウとかというものがあれば、やっぱりプロポやったときの対象として丸虎さんが上がってくると思いますけれども、今旅行業のほうの専門家かどうかという、そこはやっぱりちょっと違うということで、行政とかそういったところのアポ取りとか調整をしてくれるなど、非常に優秀なところを見せていただけるんですけども、直接向こう側の旅行会社となると、ちょっとそこはどうか。そこはプロポで選んでいきたいということですし、先ほど課長が説明しましたように、今まで、私も国際観光課の職員であったりコンベンションの職員が、実際に現地の旅行会社へ行ってそういう話をしよったんですけども、やっぱり行かんといかんですし、それはすぐというてもタイミングも合わせていくわけにもいかんので、そこら辺をしっかりと現地の精通したところを選んで、タイムリーにそういった必要な事業をやってもらうということで、現地での会社を選ぼうという格好にしていたので、今までその仕事はどこが

やりよったかといいますと、我々国際観光課の職員だったり直接コンベンション職員が行きよった分が非常に非効率ということもありましたので、こういう格好に変えさせていた  
だこうということで、お願いをしたところでございます。

◎米田委員　まあまあそれやったら、台湾オフィスとかシンガポールの事務所の役割、あり方そのものを県全体で考えて、観光も入ってないき、ほんなら、そこは県の職員が直接行くかと。せつかく事務所があるわけやから、そこら辺、今後担当課等も含めて合理的な、効率のよい、そういう対応ができるような、それは検討してみたらどうですか。

◎伊藤観光振興部長　そういった検討は進めていきたいと思えます。

もともと台湾事務所につきましては、県の職員を配置してどんと構えるというよりも、まず現地のその業者にとということで、委託内容もごく限られた現地の調整であるとか連絡調整みたいのところから始まってきていますので、大きく各部が業務をそこでやっていた  
だくということじゃなくて、ちょっとずつふやしていつているような感じでありまして、そういうところでちょっと観光に対して、旅行会社との交渉であるとか航空会社との交渉というところ  
でいくと、今のところについてはちょっとということですので、今度はこういう格好にしましたけれども、事務所のあり方については、それは県庁全体の中で検討しないといかんと  
思っていますので、また今後も産業振興推進部の中でも話は進めていきたいと考えています。

◎橋本委員　高知龍馬空港の整備と連携したアクセス環境の向上で2,158万5,000円についてです。

きのうの高知新聞にも、ちょうど中山間振興・交通部のうちのやりとりの記事を書いていただいたんですけども、やっ和高知龍馬空港の利用者そのものが100万人突破して何  
とか110万人。今から、ある一定向き合える体制が整ったので、本腰入れてカード切りながらという話がずっとございました。非常にありがたい話なんですけれども、そこで、ここにも一  
応載っていますので、ちょっとお聞きしたいんですが、国際的路線化を見据えたチャーター便の誘致ということをして上げているんですが、具体的にどこなのか、どこの会社と勝負をするのか  
ということが、まず1点です。

それともう一つは、高松空港からの路線バスの運行実証調査というのが、イメージがちょっとわかんないんです、実際。そこを、ちょっとイメージわかるように説明いただければ  
ありがたいなと思えます。

◎小西国際観光課長　チャーター便の誘致はどこの会社をとということでございますが、現在、ちょうどこの2月16日からですが、台湾の遠東航空さんに高知龍馬空港へチャーター便を出して  
いただいております。8便来るとということで、きょうが最後の1便が高知空港に入るという予定で動いておまして、四国を周遊するツアーを組んでいただいておりますというの  
が一つ事例としてございまして、このチャーターを契機に、さらにチャータ

一便の誘致をしてみたいと考えておりました、ターゲットという、まずは台湾が一番お客様も多く来ておりますし、交流もしておる関係もございますので、台湾というふうに考えております。航空会社は複数ございますので、今来ていただいている遠東航空を初め、中華航空さん、それからエバー航空さん等々、これから足を運んで高知へのチャーターの可能性等について協議をしていきたいと考えております。

それから、高松空港からのバスの実証調査につきましては、高松空港のほうに今台湾、それから香港、それから上海、韓国ソウルのほうから定期便が入っております、高松空港を経由して四国を周遊されているお客様が非常に多くなってきております。そうした中で、まず高知のほうに早く入ってきってもらうことによって高知での滞在時間を延ばしていこうということで、高松空港から高知駅のほうに直接バスで入ってくるできないかということで、そうしますとインバウンドのお客様、高松空港から高知に、まず到着してすぐに入ってきていただく。そうすることによって高知で2泊するとか、もしくは西南地域のほうに足を延ばしていくとかということも可能になってくるのではないかということで、そのアクセス状況を改善していこうということで、来年度、国の補助金なんかも活用できればということで、今四国運輸局のほうとも協議をしておりますし、あと香川県、それから高松空港株式会社とも連携をとりながら、高松空港と高知駅を結ぶような路線ができないかということで検討しているところでございます。

◎橋本委員 それはよくわかったんですけども、予算立てをしておりますので、基本的には外国人が、要は高松空港から高知駅まで一応行くということの伝達をしなければならぬし、それからそれに対する一つは、ただなのか、それともお金がかかるのか、そのことも今の説明だと全くわかんないです。そこが一番知りたかったところなんです。

◎小西国際観光課長 おっしゃるとおり、広報が非常に重要になってまいりますので、海外のお客様に、そういったアクセス方法があるということをしつかりと広報していく必要があると考えておりますので、例えば現地のメディアの皆さんを招聘して、モニターとなってそのバスに実際乗車いただいて情報発信をしていただくとか、そういったことをやっていく必要があると考えております。

それともう一つ、料金のほうですが、ここはまたちょっと国のほうとも、もう少し相談はしたいと思っておりますが、何かしらインバウンドのお客様に特典をつけていくようなことをやっていきたいと考えているところでございます。

◎橋本委員 もうこれ以上は聞きませんけれども、プレミアムをつけて何とか高知に来てもらうための形をつくりたいということだと思います。

それと一つは、それを利用する外国人の皆さんが、そのことをわかるかわからないか、知るか知らないかというのは、大きなテストパターンの一番肝だというふうに思います。だから、空港で御案内してよとか、例えば香川県で御案内してよみたいな話にはなかなか

ならないと思いますので、その辺はしっかり、もう一応国際路線がわかっているじゃないですか。その国際路線のほうに、こう見たら例えば、よく入っていますよね。そういうチラシじゃないですけども、そんなことも含めて、やっぱり周知をするということも大事なんじゃないかと思います。

それとか、便数もちよっとわからないんですが、そういうことも含めてです。

◎小西国際観光課長 説明が不十分でした。

今回の実証運行につきましては、まず運行の期間として今想定しておりますのが夏ごろということで、夏休みの7月の中旬から11月の中旬、週6往復程度を16週間やっていこうという計画をしているところでございます。

そして、その手前に、早い段階から広報がどうしても必要になってまいりますので、そこで現地の航空会社、委員がおっしゃったような、航空会社と連携できる部分は連携しながら、お客様にやっぱり発地で知っていただくということが重要かというふうに思っておりますので、そういった取り組みをしていきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 丸虎国際の歐さんが今来ていますよね。土佐清水から、足摺岬からフェイスブックで台湾へ発信する、高知のおきやくを発信するので、もういろいろ活躍してくれていますけれども、私は彼女に非常に期待をしておりますし、また私ロータリークラブのメンバーで、台湾はゾーンが一緒なんですよね。ほんで向こうの評判を聞くと、彼女は、向こうの商売ももちろん兼ねていますけれども、そのクラブの中でも立ち位置が非常にいいポストにおられる方で、あのネットワークはぜひ活用せんといかんと思いますので、ますます活躍していただきたいと思っています。

彼女もミッション帯びてきているんだから、僕も声かけるわけにはいかんで、頑張ってくださいねぐらいで終わっていますけれども、よく頑張っていたと思っていますので、よろしくをお願いします。

◎依光委員長 オリピックでのよさこいですね、これも県も本当に気合いが入っていて予算も大きいということで、自分は実現するだろうと信じておるんですけど、1つは、やっぱり高知県民が盛り上がりませんかというふうに思います。その点やっていただきたいのと。

あと、2020年の東京オリピックが終わった後に高知県のよさこいのタイミングやっただと思います。そういう意味でいくと、いい形になれば、オリピック終わった後に高知目指して来てくれるだろうと。そうなったときに、高知県によさこいを見に来る外国人の方のおもてなしという部分を今から準備していかなと、例えば泊まる場所もないような状況もあるんやと思うんです。そうなると、県だけじゃなくて市も、いろんなところともやらんといかんと思うんで、そこを検討していただきたいというのと。

あと、よさこい見てやっぱり感動したという方がおって、地元に戻ってよさこいのチー

ムをつくると。今でもつくっていると思うんですけど、そのときに高知県のあのチームの踊り、音楽でやりたいってなったときに、じゃ、その踊りの著作権というのか、許諾とかもちょっとよくわからんと。一つあったのが、ブラジルであったのがグリーンの楽曲のやつ、あれもいろいろやっていたんですけど、あれも何か結局よくわからんまま流れてしまったんですけど、だから外国人が高知に来て感動してできるような体制づくり、あるいは感動して帰ったときに、例えば同じようなチームをつくりたいときにどう対応するのかであるとか、もう自分は絶対できると信じているんですけど、それができた上での対応というのを検討していただきたいと思いますので、その点もよろしくをお願いします。

◎小西国際観光課長 2020年の後の対応ということも見据えて、昨年はよさこいにヨーロッパのチームの方が参加もいただいた。その方々にもちょっとヒアリングをしたんですけど、やはり委員おっしゃるように憧れというか感動を、一回来て感動したので再度ということで帰ってきていただきました。宿泊、それから地方車をどうやってつくるのか、曲をどうやってつくるのか、さまざまな課題があったというふうにもお聞きしておりますので、今後、海外のそういったチームの方がなるべくスムーズに参加できるような、そういった環境を考えていきたいと思っております、よさこい祭振興会とか高知市、それから高知市観光協会のほうとも協議をしていきたいというふうに考えております。

それからあと、曲等についても同じような問い合わせを受けたことがございます。それぞれ著作権の問題等々がございますので、そこは希望される高知県側のチームの皆さんに御協力いただける範囲で、曲とか衣装とか、そういったものが提供していただけないかということをお我々のほうで一度キャッチして、可能であれば、そういったものを海外のチームの皆さんに提供していくということをやりたいと考えております。

◎依光委員長 高知県だけじゃなくて全国的によさこいは盛り上がっているんで、高知が本家であるというPRを欠かさずやっていただいて、必ず高知に来ていただけるように、その点をよろしくをお願いします。

◎池脇委員 台湾、香港、シンガポール、タイを一応対象にした旅行商品販売の事業をされるということですけども、特にその中で個人旅行者の動向、あるいは流行に対応した旅行商品もということを書いてありますけれども、課としては、その動向や流行というものをどういう認識をされているんですか。

◎小西国際観光課長 個人旅行者の動向ということで、今現在、台湾でもほぼ6割の方が個人旅行者になっておるとのこと。それからシンガポール、香港につきましても、8割以上が個人の旅行者になっているというデータがございます。それぞれ個人のお客様になりますと、いろいろな嗜好がございますので、今現在、現地で個人のお客様がどういった嗜好を持っているかということも、現地の旅行業界に精通した現地法人等とも情報交換をしながら、そういった情報もとりながら、今情報提供するものが何なのかといったことを検

話しながら出していきたいと考えております。

◎池脇委員 それで、それぞれの国々のこういう旅行者の方々に日本に対する認知度があると思うんですけども、その中での高知県に対する認知度ですね、これはどれぐらいの認知度があるのかというのは、どのように認識をされているんですか。

◎小西国際観光課長 訪日の認知度というのはかなり高いんですが、高知県という部分の認知度というのは、まだまだ海外では低いというふうに考えておまして、まずは、例えば台湾、香港につきましては四国という単位で認知度を上げていく。そうする中に高知というものも含めて、認知度を徐々に上げていく広報が必要になってくるというふうに考えております。

◎池脇委員 四国ということについては、認知度は多少あるんですか。

◎小西国際観光課長 四国についての認知度というのは多少ございます。1つは、高松空港とか国際定期路線なんかがある台湾とか香港につきましては、一定、今四国の認知度というのは上がってきておる状況でございます。

◎池脇委員 そういう意味で、この高知空港からのアクセスということも検討されているということなんですか。

◎小西国際観光課長 はい。

◎池脇委員 となりますと、これ四国4県できちっと戦略を立てて、これらの国々に対して対応するということが大事じゃないかなと思うんですけども、そのあたりの戦略的な話し合いというのはどこまで進んでいるんですか。

◎小西国際観光課長 四国全体での取り組みということが当然必要になってまいりまして、四国ツーリズム創造機構というJR四国、それから4県、それから旅行会社なんかが入って、四国全体の観光を推進する組織がございますので、そういったところで、四国全体の認知度を上げていく取り組みであるとか四国全体のパンフレット、それから四国を周遊するためのモニターツアーとか、そういったことをやっている状況でございます。

◎池脇委員 いや、私が聞いているのは、四国に対する認知度は高知県よりかずっとあるわけですよね。だとしたならば、4県がこれらの国々に対して、四国ということをしてPRしていくところにつながっていくように、4県がお互い認識をして戦略を打っていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、その認識をきちっと4県で共有してやっておりますかということを知りたいんです。

◎小西国際観光課長 4県のほうで認識をしまして、現在広域観光周遊ルートということで、全国で今11地域が認定を受けていますが、その一つに四国4県が参加して、平成27年度から取り組みをしています。

◎池脇委員 そういう意味では、高知県だけといっても反応がないわけでしょう。だから、四国ということ売りに行くということで説明されましたわね。同じように、あとの

3県も自分の、徳島県とかということでもそれほど知名度がないだろうと。だとするならば、こういう事業が各県もね、四国ということでもこういう香港、シンガポール、タイなんかには、あとの3県もセールスをかけているのかどうかという意味での質問です。

◎小西国際観光課長 ほかの3県も、台湾、香港を中心にセールスをかけております。それで我々も、そういった他県の取り組みとも連携できる部分は連携をして、四国という形でお互いが認知度を上げていけるようにプロモーションしていくよう、また四国ツーリズム創造機構のほうとも一緒になりながらやっていきたいと考えております。

◎依光委員長 以上で国際観光課を終わります。

それでは、暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 12時0分～13時0分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 〈地域観光課〉

◎依光委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田でございます。

当課の平成30年度当初予算案と平成29年度2月補正予算案につきまして御説明します。

それでは、右上に②と記載してございます当初予算議案説明書の336ページ、337ページをお願いいたします。

当課の平成30年度当初予算歳入の総額は、337ページの計にございまして、6億3,609万7,000円となりまして、前年度から4億4,267万7,000円の減となっております。減の主な要因としましては、同じページの計の上、7観光振興債が4億3,600万円減少したものでございます。これは「志国高知 幕末維新博」の地域会場の磨き上げなどに取り組んでまいりました歴史観光資源等強化事業費補助金が平成29年度をもちまして終了することに伴い、その財源に充当する起債額が前年度に比べて5億6,500万円減少したものでございます。

次に、338ページと339ページをお願いします。

当課の歳出の総額は、339ページの計にございまして10億5,612万1,000円となりまして、前年度と比べて7億3,611万8,000円の減となっております。減の主な要因といたしましては、先ほど歳入で御説明いたしましたように、平成29年度をもって終了します歴史観光資源等強化事業費補助金が8億1,467万円、前年度と比べて減少したものでございます。

資料は、338ページの主な事業について御説明します。

科目の3でございます。地域観光費の説明欄下から3つ目の地域観光商品造成等委託料

につきましては、観光人材の育成を目指す土佐の観光創生塾に係るものでございまして、詳細につきましては、後ほど別資料で御説明をします。

その2つ下、四国グリーン・ツーリズム推進協議会負担金は、農山漁村と都市との交流などによる誘客を推進するため、四国4県で構成する四国グリーン・ツーリズム推進協議会のホームページによる情報発信でありましたり、都市部でのイベント開催に必要な経費に対する負担金でございます。

339ページの右側、説明欄の観光拠点等整備事業費補助金とその次の広域観光推進事業費補助金に関しましては、後ほど別資料のほうで詳細を御説明します。

3つ目の地域観光推進交付金につきましては、観光拠点等整備事業費補助金を活用いたしまして、広域エリアの核となる観光拠点施設を整備する場合に、施設整備後に必要となります磨き上げであったり、あるいは観光クラスターの形成等を支援するものでございます。この交付金につきましては、観光拠点等整備事業費補助金の補助対象経費の15分の1以内を事業実施後5年以内の期間で交付するものでございまして、平成30年度は、昨年2月議会で債務負担行為を計上した土佐清水市の爪白キャンプ場に関連する事業について現年化するものでございます。

次の事務費につきましては、当課の活動費でございます。専門家を招聘して観光資源の磨き上げを行います経費でありましたり、当課に置く非常勤職員の人件費なども、これに含まれております。

その次の3足摺海洋館管理運営費の管理運営等委託料につきましては、現足摺海洋館の管理運営を委託するものでございます。

次の建築工事監理等委託料につきましては、新足摺海洋館の建築工事に係る監理委託や新足摺海洋館のロゴマークのデザインなどを募集する業務を委託するものでございます。

次の施設整備等工事請負費につきましては、新足摺海洋館の建築工事等の経費でございます。

次の管理費につきましては、新館建築の本格化に伴いまして土木部技術職員の営繕業務に係る旅費でありましたり、新足摺海洋館の運営に関して助言をいただくアドバイザーに対する報償費等でございます。

次に、340ページをごらんください。

平成30年度から31年度の債務負担といたしまして、地域観光振興交付金と足摺海洋館整備事業費を計上しています。このうち地域観光振興交付金につきましては、後ほど別資料で詳しく御説明します。

また、足摺海洋館整備事業費は、平成30年度から着工を予定しております新足摺海洋館の施設整備の工期が20カ月と年度を超えることから、建築工事に伴います委託料と工事請負費について債務負担行為をお願いするものでございます。

お手元にお配りしました議案参考資料をお願いします。赤の観光振興部インデックスの下に青色のインデックスのついた、地域観光課のページをお願いいたします。

こちらのほうで、当課の主要事業について御説明します。

資料は青帯で書いています地域地域の戦略的な観光地づくりへの総合的な支援と記載したものでございます。資料の左側のボックス2つ目でございますけれども、事業概要を記載してございます。①が観光拠点等の整備、②観光人材の育成、③広域観光の推進、④新足摺海洋館の整備の4つが当課の主要な事業でございます。このうち、①、②、④に関しましては次ページ以降の資料で御説明をいたしますので、③の広域観光の推進について御説明します。

県内6つの広域観光組織が行います情報発信でありましたり旅行商品の造成販売など、それぞれの広域組織が担う機能や役割に応じまして支援を行うものでございます。また、平成31年度に嶺北地域で開催が予定をされております地域博覧会、仮称でございますけれども、土佐れいほく博の開催準備に向けた支援もこちらで行ってまいりたいと思います。

それでは、①の観光拠点等の整備について御説明します。

こちらは、全国からの誘客につながる観光拠点の整備、観光資源の発掘・磨き上げ、観光クラスターの形成といった取り組みを支援するものでございます。

次の14ページをお願いします。こちらのほうが観光拠点等の整備に関します当課の具体的な支援策を説明する資料でございます。上の緑の帯のほうの観光拠点等整備事業費補助金につきましては、4つメニューがございます。いずれも補助率は2分の1以内となっております。平成30年度につきましては、後ほど御説明をいたします新たに創設した交付金とこの補助金のうち、民間事業者が主体となります④のメニューを除いて、市町村に選択していただくような選択制をとりました。

1つ目のメニューにつきましては、白抜きのボックス①にございます観光拠点整備事業でございます。こちらは、市町村等が行います広域観光の核となる観光拠点の整備を支援するものでございまして、広域ブロックの中で1位、2位の誘客が見込まれるような補助要件を満たす必要がございます。平成30年度は、この補助要件を満たす本山町のアウトドアの里と土佐清水市の爪白キャンプ場整備の2事業が、新しい交付金を活用することになりましたので、今年度、①のメニューを活用する事業は該当がございません。

次に、②観光商品磨き上げ事業は、市町村等が実施する観光商品のさらなる磨き上げを行う事業を支援するものでございまして、平成30年度は龍河洞の再整備など10市町村の事業を助成する予定でございます。

③観光資源創出支援事業は、新たな事業の立ち上げなどの取り組みを支援するものでございまして、平成30年度は四万十町のまち歩きコースの整備事業を助成する予定でございます。

④の地域観光クラスター化支援事業は、後ほど御説明します土佐の観光創生塾の受講者が連携して地域観光クラスターを形成する取り組みを助成するものでございます。

その下に、newと記載しました②の地域観光振興交付金について御説明します。

この制度自体は30年度に新たに創設するものでございまして、交付税措置のある地方債など国の財政的支援を最大限に活用することで、市町村や県の負担軽減を図ることを狙いとしたものでございます。

交付金の対象事業は、先ほど御説明しました観光拠点整備事業費補助金の①から③のメニューと同じになりますけれども、地方債の充当方法を工夫した制度になりますので、制度設計自体は、総務部のほうが庁内統一で行っています。

資料の下側に白抜きで、観光拠点等整備事業費補助金を活用した場合とこの地域観光振興交付金を活用した場合を図式化しましたので、こちらのほうで、この制度の概要を御説明します。

左側が観光拠点等整備事業費補助金でございます。この補助金は、先ほど御説明をさせていただきましたように補助率が2分の1となりますので、青色の50%が県の負担、残りの50%を市町村に負担していただくという形になります。この市町村の50%の財源対策としまして、例えば過疎債を充当いたしますと、その50%の70%に国から交付税が後で措置をされるということになります。市町村負担の50%の7割ですので、ピンク色の35%が交付税で措置をされるということになります。そのため、市町村負担の50%から交付税措置される35%を差し引きました緑色の部分、こちらの部分が最終的な市町村の実質的な負担という形になっております。

一方で、新たに創設しました②の地域観光振興交付金の場合が右側でございます。市町村に、まず事業費全て100%に過疎債を充当していただくということでございます。この過疎債につきましては、先ほど説明したように、70%に対して国から交付税措置がなされるということになりますので、右の場合は、残る30%は市町村が負担するものということになります。この新交付金は、市町村負担30%のうち60%を県が負担する制度になっていますので、30%の6割、青色の部分の18%、これを県が交付金で負担するという形になります。30%から県の交付金18%を引いた12%、緑の部分を実質的な市町村負担ということになります。

双方の緑色の部分を比べていただくとわかりますとおり、新たな交付金を活用したほうが補助金を活用した場合よりも、実質的な最終的な市町村負担は少なくなるというような制度設計になっております。

地方債は、過疎債だけでなくいろいろな種類がございますので、充当率や交付税措置も異なってくるということで、ケース・バイ・ケースでこの制度を当てはめていくということになります。

今年度、補助金のほうを要望いただきました市町村には、市町村への説明会に加えまして、個別に交付金の制度の御案内もいたしましたけれども、結果的に、先ほど申し上げました本山町と土佐清水市のほか土佐町、さめうら湖の浮き棧橋事業がありまして、こちらの3つがこの交付金制度を活用するという結果になりました。

この交付金につきましては、事業が終わりました後に県から一括で市町村に交付をさせていただくので、総額2億8,120万4,000円の債務負担行為を今年度お願いしています。

ちなみに、市町村が有利でありながら交付金を選択されなかったという理由でございますけれども、県の交付金の制度設計が少しおくれてしまったということと、その結果市町村内で検討する時間が少なくなってしまった。初めてという制度でありますので、その運用自体を見きわめていきたいというような市町村の御意見がございまして、結果的には、3つの事業について交付金を適用するという形になってございます。

資料は次の15ページをお願いします。こちらのほうが土佐の観光創生塾でございます。

土佐の観光創生塾は、売れる旅行商品づくりを目指して平成27年度からスタートしたものでございます。参加費は無料で人材育成を行っていく事業です。

平成30年度は、先ほど観光政策課が、スケジュールの中で御説明をしましたように、ポスト幕末維新博のキャンペーンを念頭に置きましてプログラムの見直しをしたいと思います。

内容としましては、資料中央から下に、平成30年度のカリキュラムと支援の仕組みというブルーの帯がございまして、平成30年度につきましては受講者の状況も違っておりますので、きめ細かな対応ができるように、応用編と基礎編という2階建てのバージョンにしていきたいと考えております。

下のほうが基礎編になりまして、幅広い方の受け入れをさせていただいて、近年の旅行トレンドでありましたり、つくる、売る、もてなすといった基本的な知識を学んでいただく4回の講座を高知市内で行ってまいりたいと考えています。上段のほうが応用編ということになりまして、自然体験型の事業者の皆様などを対象とさせていただいて、利便性も考慮した上で、東部、中央、西部の3カ所で開催をさせていただいて、旅行トレンドを踏まえた持続的な事業になるように支援をさせていただきたいと思っております。

キャンペーンを念頭にした取り組みの一つといたしまして、応用編の2回目のところはOTAセミナーというものを開催したいと思っております。OTAというのは、オンライン・トラベル・エージェンツというものの略でございまして、インターネット上だけで旅行商品を取り扱うものでございます。

御案内のとおり、現在の旅行トレンドというのは、個人旅行のほうを中心となっております。約9割の方が御自身で予約等を行っているという状況がございまして、身近なところで言いますと、宿泊施設の予約販売というのを、例えば楽天さんとかじゃらんさんと

か、そういう旅行会社を使って利用しているということをイメージしていただければ、わかりやすいかなと思います。

キャンペーンで取り組む自然体験型観光も同じような傾向がございまして、創生塾では、このO T Aでの販売も含めて、事業戦略づくりから登録、販売まで一貫した支援を行っていきたいと考えています。

応用編の内容につきましては、4回の座学講習と地域コーディネーターによるO T A登録など、きめ細かな個人対応も行っていきたいと考えているところでございます。

資料は次の16ページをお願いいたします。

新足摺海洋館の整備につきましては、昨年12月議会におきまして、実施設計等にかかわります検討状況を詳しく御説明しました。

新海洋館の基本方針につきましては、水族館本来の機能を有した上で、展示と目の前の自然環境やアクティビティーが連動する、日本初と言える特徴ある水族館でございます。

特徴といいますものは、資料のほうのローマ数字でございますけれども、Iとしまして、目の前に広がる竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示の実現、それからIIの隣接する環境省のビジターセンターと連携し、展示から本物の自然を体感できる竜串湾やその周辺に誘導、IIIに地域の自然・体験、食、歴史を周遊させるクラスターの拠点という3つの役割を担うこととございます。

施設の規模に関しましては、地上2階建て、本館の建築面積2,160平米など、現在より全て拡充したいと考えております。

開館時期につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックも見据えまして平成32年の夏前を目指してございまして、指定管理者制度による施設運営を予定してございます。平成32年夏前の開館から逆算いたしますと、平成30年度から建築等主体工事に着工する必要がございます。

今議会では、黒の破線で囲っている部分、昨年12月議会で議決をいただきました造成、給排水設備のつけかえ工事に係る債務負担行為の現年化でありましたり、あと20カ月を見込みます建築主体工事の債務負担を含めて約40億円の当初予算案を提案しています。

その内訳につきましては、スケジュールの下に矢印があるところに記載した建築等主体工事に関する工事請負費や工事の監理委託料のほか、新館のロゴマークの募集業務の委託であったり、館内の奇岩とかあるいは奇木、展示サイン等を製作する委託料を計上しています。

新館の経済波及効果につきましては、入館者数の目標を開館から6年後の安定期に11万人と設定してございまして、そのうち県外入館者による経済波及効果は年間12億円、県内を含めた全ての入館者数では16億円になると見込んでございます。

資料の右上に展示構成を記載しています。12月議会では、新海洋館の1階、2階の平面

図をごらんいただきながら御説明をしました。

新館では、竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示を実現するために、温暖な気候が育みます足摺の原生林や川、川から豊富な栄養素がもたらされる竜串湾、黒潮ぶつかる深海という一連のストーリーを、そこに記載してございます①から⑥の展示構成で再現いたしまして、コツメカワウソでありましたり、竜串湾を象徴するサンゴ、ウミウシ、清水サバでありましたり、メジカ、カツオなどの回遊魚、土佐湾沖に生息いたします深海生物など特徴ある生物も展示していく計画でございます。

こうした展示とともに、すぐ目の前に竜串湾が広がるという立地を生かしまして、御来場いただきました皆様に竜串湾全体が一つの大きな水族館と感じていただくことが、新海洋館の最大の売りでございますので、館内の出口付近には⑧にありますコンシェルジュを配置いたしまして、本物のフィールドへ展示内容を体感していただけるよう御案内、誘導していきたいと考えています。

資料右下には、先ほど御説明しました新海洋館の①から⑥の展示構成を体感していただく足摺・竜串エリアの体験ゾーンを地図にプロットいたしました。展示内容を目の前の竜串湾などのアクティビティーで皆さんに体感していただけるように、館内からフィールドへ誘導する仕組みを官民協働で形成していきたいと考えています。

さらに、資料右側に朱書きで書いておりますけれども、周辺の食でありましたり、宿泊施設も連携させたクラスターを形成できるように、昨年12月に竜串海洋観光クラスター形成検討会というのも立ち上げまして、現在関係します行政機関でありましたり地域の民間事業者の方々と、クラスター形成に向けた検討を行っているところでございます。今月下旬には、もう第3回目になりますけれども、また検討会のほうも開催させていただくこととしておりまして、新館の開館を待たず、連携した取り組みが着実に実行できるように取り組んでいきたいと考えています。

こうした海洋館を核にした仕組みを整えることとあわせて、多くの方に来館していただくには、やはりプロモーションも重要でございますので、海洋館みずからも積極的に情報発信したり、大阪、東京といったところにセールス活動も行うことはもちろんでございますけれども、ポスト維新博のキャンペーンとの連動でありましたり、これまでさまざまなアドバイスをいただいてまいりました大阪海遊館とも連携いたしまして、効果的なプロモーションを展開していきたいと考えています。

次に、平成29年度の当課の2月補正予算案について御説明します。

右上に④と記載してあります補正予算の議案説明書の168ページをお願いいたします。

当課の歳入予算の補正額は1億600万円の増額となっております。理由といたしましては、左端の科目の3段目、7観光振興債につきまして、観光拠点等整備事業費補助金と歴史観光資源等強化事業費補助金に行政改革推進債を充当するものでございます。

次に、歳出について御説明します。

169ページをお願いいたします。

資料右側の説明欄の市町村派遣職員負担金でございますけれども、こちらは室戸市と、あと香南市、北川村のほうから当課に派遣していただいております交流職員の3名分の人件費を負担金として支出するものでございます。

その2つ下、パンフレット作成委託料マイナス100万円につきましては、農林漁家民宿やその周辺の食や体験メニューなど、グリーンツーリズムの関連情報を掲載するPR冊子をつくっております、こちらの作成委託料が、入札減によりまして減額となったものでございます。

その下の観光拠点等整備事業費補助金マイナス325万円につきましては、日高村が予定しておりました観光案内所の整備320万円が、設置の時期などを役場内で再検討する必要があるということでございまして、補助金の申請がなかったことから減額をお願いするものでございます。

次の広域観光推進事業費補助金マイナス275万円につきましては、この補助金自体は広域観光組織の取り組みを支援するものですが、物部川DMO協議会の事務所移転と、それに伴って体制を充実させる計画がございまして、昨年6月にこれが整ったということでございまして、4月、5月分の事業費が少なくなって、申請額が予算額を下回ったことなどから減額するものです。

その下の歴史観光資源等強化事業費補助金5,667万8,000円につきましては、四万十市立郷土資料館の改修工事の入札減2,380万円、それから津野町の片岡家保存改修工事の入札減550万円などによりまして、事業費に減が生じたものでございます。

同じ資料の170ページをお願いいたします。

繰越予算といたしまして、上段の表にございますように、地域観光推進事業費2億9,115万1,000円を計上しています。補正前の欄、5,000万円につきましては、昨年12月議会におきまして、観光拠点等整備事業費補助金を活用していただいた北川村温泉のリニューアル事業の繰越承認をいただいたものでございます。補正後との差額2億4,115万1,000円につきましては、越知町で整備をしておりますキャンプ場でございますけれども、越知町のキャンプ場は2カ所ございまして、コスモスマつりで有名な宮の前公園エリアのほうの民有地の用地買収に時間がかかってしまいまして、造成や建築工事への着手が当初の計画よりおくれってしまったため、年度内の事業完了が困難となりましたことから、新たに繰り越しをお願いするものでございます。

その下の債務負担行為の変更につきましては、平成29年当初予算で越知町のキャンプ場整備に係る地域観光推進交付金の債務負担行為、平成29年度から34年度までの承認をいただいておりますけれども、先ほど御説明いたしましたように、工事がおくれましたこと

から終了の期間を平成34年度から35年度に変更をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 足摺海洋館の管理運営についてなんですが、今、多分6,400万円ぐらいを組まれていますけれども、これ基本的には、要は開発公社のほうに委託をされるというふうに思うんですが、実は私、きのう自宅のほうに帰ってまして、ちょっと新聞配りながら回っていたんですけども、山梨のほうから清水のほうに来ている方がいらっしゃって、ちょうど引っ越していた最中だったんですが、それが海洋館のほうに行くようになったからこっちへ来たという話なんです。山梨の水族館におったのを、館長さんになるんだろうという方に声かけられてこっちへ引っ張られたというような話だったんです。ああ、なるほどな、どんどん人的な形も整っていつているのかなというふうな思いはあったんですが、ただ、ちょっと確認したいのは、2020年に海洋館がオープンするということを前提としたときに、例えば、水族館の中に入る魚とかウミウシとかクラゲも含めて、事前のいろんな調整というのが私は要ると思うんですね。今の状況で言えば開発公社に委託をして、これやらすんだったら、それはそれでいいのかなと思うんですけども、基本的には、やっぱりもう少し前段で早くやっていただける方の絞り込みをして、その方々と一緒になって準備を整えなければいかんじゃないかなというふうなちょっと不安がありまして、その辺がどうなっちゃうのか、お聞きをしたいなと思います。

◎澤田地域観光課長 現海洋館の管理運営委託に関しましては、開発公社のほうにお願いする予定でございますけれども、今現在、現人員としまして、臨時職員さんで対応させていただいている部門がございます。したがって、平成30年度につきましては、その臨時職員さんを正規職員に振りかえていくようなイメージを、今体制上考えているところでございます。

委員のお話にありました取り組みの方が、私は承知をしておりますけれども、専門的な知識を持っていらっしゃる方だというふうに考えますので、そういう意味では、指定管理制度を導入する前にそういった専門的な技術を持つ方も雇用していただくことは、非常にいいことではないかというふうに考えています。

指定管理自体は、今の予定でございますけれども、31年度から導入するような予定になっておりますので、そこからの引き継ぎといたしますか、それ以前の引き継ぎといたしますか。指定管理条例自体は6月議会に御提案するようなイメージを今持っておりますので、30年度後の引き継ぎ期間も十分とっていきたいと考えています。

◎橋本委員 それで、非常にいいのか悪いのかちょっとわからないんですが、仕組み上、指定管理者ではない状況の中で次の指定管理者に受け渡すために、今の形を臨時職からプロパーの職員にかえていく。その中身がどうかということとはちょっとわからないんです

が、そんなややこしいことするより早目に、本当にやる方の絞り込みをきちっとして体制を整えたほうが、私はすっきりといくのではないかなというふうにちょっと思っています。そのほうがいろんな形で情報も収集しやすいし、またいろんな行動も起こしやすい、いろんなつながりもつながりやすいのではないかなと。ただ、余り時間が狭まって指定管理者云々でわあわあなって、そんなことよりか、もう少し前段から、しっかり管理運営に対する取り組みの形を整えるということは大事なことです。特に海遊館については、以布利のほうにも基地がございますし、いろんなつながりがあって、今アドバイザー的な形で多分いろんなお知恵をかっていらっしゃると思うんですけれども、そういうことも含めて、もう少し整理が早目にできないのかなと思います。いかがなんでしょうか。

◎澤田地域観光課長 先ほど説明しましたとおり、指定管理自体は6月議会で条例の改正をお願いしたいと考えています。今の国立の水族館につきまして全国的な調査をしましたところ、やはり7割ぐらゐは指定管理者制度を導入しているというような状況もございますし、その中でも、指定の方法としましては完全な公募型でありましたりとか、あと直指定でありましたりとか、それぞれ恐らくメリットがあるかと思っておりますので、先ほどの体制を整えるということも含めまして研究を、ちょっとこれから取り急ぎやりたいと考えています。

◎橋本委員 ぜひ、できるだけスムーズな体制の構築をお願いしたいと思います。

私、山形県の鶴岡のほうにあるクラゲ水族館に行ってきました。すごくインスタ映えするような水族館でして、女性の方が物すごく多かったです。ふだんの日で、清水よりまだ田舎にあるのに、何でこれだけ来るのかなと思うぐらいすごかったんですが、たまたますごかったのかもわかりませんが、特に女性の方が多くて、そういうことを考えれば、例えばクラゲを集める、それからウミウシを集めることに対しても、やっぱりきちっと向き合える方をできるだけ早くやって、できるだけきちとした体制でオープンにこぎつけていただけるように、これ要請をしておきたいと思います。

◎米田委員 339ページの観光拠点等整備事業費補助金9,225万円の事業の対象は4つかね。

◎澤田地域観光課長 いえ、こちらのほうは10市町村の事業を対象にしておりますので。

◎米田委員 それで、龍河洞エリアは、これは何ぼ出るんですかね。

◎澤田地域観光課長 観光拠点等整備事業費補助金で、龍河洞エリアの整備につきましても支援させていただく予定でございます。

◎米田委員 幾らですか。

◎澤田地域観光課長 金額的には3,000万円です。

◎米田委員 それと、あわせて地域観光振興交付金というのがあるわけですよね。これも龍河洞事業に、再整備に充てられるんですかね。

◎澤田地域観光課長 こちらのほうは、龍河洞は、該当はございません。

◎米田委員 龍河洞、確かにええ自然ですけれど、僕らもずっと昔に行ったきり行ってなくて、県民的に見ても、何とかせんといかんかなと思うんですけれど、實際上、人の好みといいますかね、存外あれ長いですよ、入って出てくる分にはね。今どれぐらいの方が利用されているのか、入られているのか、またどれぐらいの目標で再整備しようとしているのか、ちょっとそこら辺、そのポイントですよ、こういう方向でリニューアルできますという、ちょっと簡単に説明してもらいたいですけれど。

◎澤田地域観光課長 龍河洞に関しましては、かつては大変多くの方がいらっしゃった観光資源でございまして、現状といたしましては、大体ここ3年ぐらい10万人ぐらいで、これは本洞への入館者ということになりますけれども、10万人ぐらいで推移をしているというところでございます。

目標に関しましては、3年後になりますけれども、13万人を目標にしていこうと。そして、10年後に30万人を目標にしていこうというような基本計画を策定されております。この基本計画につきましては、関係の行政機関でありましたり、龍河洞自体は保存会というところが所管をしまして、あと、前に商店街も広がっておりますので、そういった商店街の皆様でありましたり地域の皆様方で形成したこの基本計画を策定する協議会で決めたものでございます。

将来的には、やはり本洞エリアにつきましては、先ほど委員の御指摘がありましたように、本洞はかなり勾配もきつく、入っていただくとなかなか厳しい面もあるかと思っておりますので、例えばショートカットができないかとかというふうな検討も含めて、今現状を検討進めているところでございますし、また商店街のほうも空き家なんかもかなりふえておる状況がございますので、そういったところの空き家対策といえますか、活性化策もあわせてやっていきたいというふうに考えています。

◎米田委員 30万人来たらええと思えますけれど、10年後ですからあれですけど、どうやったら、そうやって30万人にというふうになるんですかね。

◎澤田地域観光課長 確かに30万人というのは、なかなかハードルの高いものでございまして、実は龍河洞単体ではなく、先ほど少し物部川DMOというお話もしましたけれども、今現在、物部川エリア全体で取り組みを進めていこうと考えています。

したがって、例えば三宝山とか、のいち動物公園とかアンパンマンミュージアムといった観光資源が、流域にはかなり多くございますので、そこを、午前中池脇委員からお話もありましたように、点ではなくて線、あるいは面という形で展開することによって相乗効果を発揮して、龍河洞につきましても30万人を達成していきたいと、そういうイメージを持っています。

◎米田委員 地元の市の負担というのはどれぐらいになるんですか。

◎澤田地域観光課長 30年度につきましては、2分の1になりますので、3,000万円程度が負担になってまいります。

◎米田委員 香美市と県で2分の1ずつ出し合うわけか。

◎澤田地域観光課長 はい、そうです。

◎米田委員 県、市の負担はさらにといのはもうないわけですか。事業そのものが6,000万円という理解でいいですか。

◎澤田地域観光課長 本洞エリアに関しましては6,000万円の事業費ということになります。2分の1ずつで3,000万円と、それ以外の負担はございません。ただ、後年度、31年度以降につきましても事業が進んでまいりますので、その時点でまた負担というのが発生する可能性がございます。

◎米田委員 それは31年度以降の事業も含めて県が3,000万円、2分の1見ましようという非常に中核的な施設ということで、何をするんですかね、その後、31年度以降は。

◎澤田地域観光課長 3,000万円の県負担というのは、平成30年度だけを切り出したものでございます。31年度につきましては、費用的なものはまた積算をしておりますけれども、例えば本洞エリアで言いますと、先ほど言いましたようなショートカットもあるかもしれないし、県外ではそういった鍾乳洞を活用したコンテンツと申しますか、ライトアップして皆さんに楽しんでいただけるような取り組みをしているようなところもございまして、そういったところも参考にしながら、皆様に楽しんでいただくような仕掛けをしていきたいと考えていると聞いております。

◎米田委員 地元のことやからあれですけど、この管理そのものは、何か指定管理かなんかで保存会に委託しているわけですか。例えば、ひょっとして本洞入館料が黒字になったり、もうけゆうとかというてそういう、どんなにしていますかね。

◎澤田地域観光課長 龍河洞自体は、保存会さんが所有されているものでございます。したがって、入館料もこちらのほうに入ってくるのが基本になってまいりますけれども、保存会自体は公益の財団法人でございまして、著しく黒字化するというようなことは、今現状ではございません。

◎米田委員 言うても保存会が全部持ちゅう。この事業もその保存会、お金はないんだろうから、公益財団やから、そういう地元負担とか関係者負担というのは、全くないわけですかね。

◎澤田地域観光課長 平成30年度事業に関しては、地元負担はございませんけれども、本洞へ上がる部分にエスカレーターが今ございますので、そういったところの改修というのは、今の予定では保存会さんがやっていくと。これは、ただ平成30年度では入っておりません。

◎浜田（英）委員 龍河洞のアドベンチャーコースは、伸びているんですか。

◎澤田地域観光課長 アドベンチャーコースは、今現状のままでございます。

◎浜田（英）委員 いや、利用度、利用人数はどのぐらい。

◎澤田地域観光課長 アドベンチャーコースの利用者というのは、ちょっと、今現状把握をしておりません。

◎浜田（英）委員 せんだって、山口県の秋芳洞が新しい見どころを整備したというふうな形が出たんで、ひょっとして龍河洞もまだ新しい、何というんかね、観光開発の余地があるならばやったほうがいいんでしょうけれども、今もう呼び物のアドベンチャーコースが余り伸びてないようじゃったらいかなんかと思ってちょっと聞いたんですが、それはどのぐらい利用されているのか、見た人おるのか、またちょっと調べていただきたいと思えます。

◎澤田地域観光課長 はい、わかりました。

◎池脇委員 龍河洞のお土産売り場、行けばかなりシャッターもおりていて何となく閑散とした、もう観光地としては非常にイメージの悪い状態であったんですけども、これはどうなんですか。回復はしておりますか。

◎澤田地域観光課長 委員御指摘のとおり、かなり空き家も目立っておったり、あるいは老朽化している施設もございましたので、この30年度事業では、国の補助制度のほうも活用させていただきまして、老朽化した施設の一部を除却工事します。その後に、フードコートを設置するような形でにぎわいづくりもしていきたいと思っておりますし、今、龍河洞のほうにもともと住んでいらっしやらなかった方々が商店を開いて、例えばカフェであったり、あるいはオリパラ焼きという、ちょっとお好み焼きみたいな形の食べ物なんかも販売をされていまして、私が行ったときにも、平日でございましたけれども、若い方がかなり訪れているような状況でございました。

◎池脇委員 観光地は、やっぱりお土産売り場とかそういうような場所が活性化してないと、リピーターが余り来ないんですよね。だから、龍河洞そのものの整備も、当然これは大切なことなんですけれども、それを取り巻く状況が、観光客が来なければ商売が成り立たないから、だんだんやめて出ていかれるんですけれども、一方、観光客だけ相手じゃなくて、先ほどおっしゃったみたいに若い人が来て、県外観光客でなくても県内の人たちが龍河洞に別に入らなくても、地元の地域のところでお金を落としてくれるようなにぎわいのある小さなお土産商店街ですか、そういうものを充実させていくということは非常に大事じゃないかなと思いますので、そちらの点について、その龍河洞保存会の人たちはどういうお考えを持っているのか、そのあたりの御協議はどうなんですか。

◎澤田地域観光課長 先ほど申しました龍河洞の活性化に向けた計画自体は、協議会で検討されておまして、その中に保存会の方も入っております。あと商店街の方も入っております、そういった意味で非常にバランスのとれたといいますか、相互に理解が進んで

いるような取り組みがあると考えております。

◎池脇委員 ということは、そういう商店街というかお土産街も含めて、面的にこの観光のエリアを充実させていこうというふうに理解しちよってよろしいですか。

◎澤田地域観光課長 おっしゃるとおりでございます。

◎浜田（英）委員 そのアドベンチャーコースですわね、ここがもし入り込みが伸びてないとするならば、あそこはヘルメット、ヘッドライト、つなぎを着て入らないかんとおところですので、観光客にしてみれば、私こんなん着て狭いところへ入るのは閉所恐怖症やから嫌やという人もおるでしょうし、それで伸びてないとするならば、やっぱり新たなきれいな入れるところをやるべきであるとか、もしもL2クラスの地震が来て、もう出れんようになつてあの中へ閉じ込められたということがないように、安全にどっか脱出できるような、一つの非常口みたいなもんが必要じゃないかなとは思うんですけども、そこら辺の安全性も大丈夫なんかを含めてまた、はい。

◎伊藤観光振興部長 アドベンチャーコースにつきましては、今正確な数字は持っておりませんが、人気はあつて、どちらかというガイドする方がいなくてなかなかというお話を聞いておりましたから、活性化の中でそういうニーズがあるところに、対応できるような人をしっかりと確保していく、そういったことも一緒に考えていくというような格好で検討を進めていきたいと考えています。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で地域観光課を終わります。

#### 〈おもてなし課〉

◎依光委員長 次に、おもてなし課の説明を求めます。

◎田村おもてなし課長 おもてなし課の田村でございます。

おもてなし課の平成30年度当初予算と平成29年度2月補正予算につきまして御説明します。

それでは、まず右上に②と記載しております議案説明書の当初予算の341ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算の歳入は総額2,065万2,000円で、前年度対比で1,123万1,000円の減となっております。

表の上から3段目の6観光振興費補助金1,480万円は、国の地方創生推進交付金を客船受入等業務委託料に充当するものでございます。

次の13観光振興部収入585万2,000円につきましては、一般財団法人空港環境整備協会の助成金や客船受入等業務委託料における高知市の負担金でございます。

次に、歳出につきまして、342ページをお願いいたします。

歳出の総額は1億4,326万3,000円で、前年度対比で854万8,000円の増となっております。

す。

主な事業につきまして、右側の説明欄に沿って御説明します。

2 おもてなし推進調整費の1つ目、観光特使交流促進事業等委託料486万1,000円は、日ごろからのそれぞれのネットワークや情報発信力を生かしまして、高知県の観光や地産外商など幅広く本県のPRに御協力をいただいております高知県観光特使の皆様との交流をより一層深めるための交流会の開催や、観光特使の皆様の活動を推進するために必要な名刺の作成やパンフレットの発送などの業務を委託するものでございます。

次の3 おもてなし活動推進事業費の1つ目、ポスター等作成委託料138万8,000円につきましては、観光客の皆様を県内各地の観光地で気持ちよくお迎えするため、おもてなし一斉清掃を官民連携して実施するに当たり、啓発ポスター等の作成配布とか清掃活動に必要な備品準備などを委託するものでございます。

次の観光ガイド研修実施委託料及び343ページの4 おもてなし基盤整備事業費につきましては、後ほど参考資料のほうで御説明します。

続きまして、補正予算について御説明します。

右上に④と記載のある議案説明書補正予算の171ページをお願いします。

歳入でございますが、7 観光振興費補助金960万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは客船受入等業務委託料の入札減などに伴いまして、充当を予定しておりました国の地方創生推進交付金を減額するものでございます。

次の172ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総額で1,470万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

右の説明欄の1 おもてなし基盤整備事業費の客船受入等業務委託料1,220万1,000円は、先ほど歳入で御説明いたしましたとおり入札減に伴うものでございます。

次の津波避難案内板設置工事請負費100万円及び外国人観光案内所設置支援事業費補助金150万円につきましては、工事入札における執行残や不用が見込まれたため減額するものでございます。

続きまして、別とじの参考資料の青のインデックス、おもてなし課の17ページをお願いいたします。

国内外からの観光客の満足度をさらに高めるため受け入れ環境整備を進めるための取り組み予算を計上しています。

まず、(1) 観光ガイド育成事業の309万5,000円につきましては、県内各地域の観光ガイド団体の連携強化とガイド技術の向上のための研修交流会や勉強会の開催を委託するとともに、地域の食や体験の事業者と連携しましてガイドプログラムの磨き上げや情報発信などにより地域の周遊促進につなげることを目指し、個別のガイド団体に専門家を派遣す

るものでございます。

次の（２）バリアフリー観光推進事業委託料818万4,000円につきましては、高齢者や障害者など幅広いニーズを持つ観光客の皆様には施設や観光地のきめ細やかな情報が提供できるよう、宿泊施設や観光施設などの現地調査によるバリア情報、バリアフリー情報の収集・蓄積や、観光事業者や行政関係者を対象にしました研修会の開催などを委託して実施するものでございます。

また、バリアフリー観光に関する相談や案内ができる専門の窓口機能の設置につきましても、あわせて検討してまいります。

次の（３）客船受入等業務委託料4,986万3,000円につきましては、昨年の12月議会におきまして、債務負担行為の補正予算として計上したものを歳出予算化したもので、外国クルーズ客船で来高された乗船客の皆様に対して、高知市中心市街地において観光案内やマップの配布、また高知城周辺で市内ツアーバスの渋滞が予想される場合は、誘導警備員や通訳スタッフを配置しまして、ツアーバスの安全対策を委託して実施するものでございます。

30年度の外国客船の寄港は2月末現在で、仮予約も含めて49回が予定をされております。

次の（４）外国人観光客受入研修実施委託料781万2,000円につきましては、外国人観光客が多く訪れている観光地エリアの観光事業者等を対象にしまして、外国人観光客とのコミュニケーション力の向上を図ることを目的として、外国人観光客の動向や受け入れのための基礎などを学ぶセミナーの開催、また、個別の事業者に外国人講師を派遣しまして実践的な接客研修を委託して実施するものでございます。

次の（５）通訳コールセンター運営委託料143万8,000円と、一つ飛ばして（７）のモバイルWi-Fiルーター貸出事業の202万円のうちの賃借料56万7,000円につきましても、昨年の12月議会におきまして、債務負担行為の補正予算として計上したものを歳出予算化したものでございます。

通訳コールセンターにつきましては、観光案内所や宿泊施設において、外国人観光客の接客時に24時間無料で利用することができる通訳コールセンターの運営を委託するもので、またモバイルWi-Fiルーター貸出事業につきましては、県内、今現在6カ所の外国人観光案内所で無料で貸し出しを行うものでございます。

一つ戻りまして、（６）外国人観光案内所設置支援事業費補助金142万5,000円につきましては、市町村などを対象にしまして、日本政府観光局が認定する外国人観光案内所の設置に必要な整備などの経費を補助するものでございます。今年度は、須崎市と室戸市が補助金を活用して新たに認定案内所を開設することとしておりまして、また補助金は活用しておりませんが、梶原町や土佐清水市においても、順次案内所を開設される予定と

なっております。

おもてなし課の御説明は以上でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 モバイルW i - F i のルーターですが、これの使用エリアはどの辺を考えていらっしゃるんですか。

◎田村おもてなし課長 高知県内を考えております。

◎金岡委員 県内を考えると、多分N T Tの契約をせんと使えんのかないですかね。

◎田村おもてなし課長 モバイルW i - F i のこの貸出事業につきましては、電話回線。

◎伊藤観光振興部長 このモバイルW i - F i、電話回線使っていますので、いわゆるN T Tで使えるということになりますので、課長が先ほど高知県内でって言いましたけれども、実は高知県外へ持っていっても使えます。

ちなみに、これ返却は、例えば成田空港とか関空でも返却できるように業者と契約しておりますので、高知県で貸し出して、一定の期間は使えるというような状況になっています。

◎金岡委員 なかなかそれはいいと思いますが、この契約料はかなりかかるんじゃないですか。

◎田村おもてなし課長 モバイルW i - F i ルーター1台につき、4台ぐらいまで接続が可能となっていて、1回借り上げますと3日間、貸し出し分含めて4日間になりますが、利用できるようになっていて、1回当たり、現在の契約額で3,400円程度となっております。

◎金岡委員 非常に結構なことだと思いますが、この6カ所の貸し出しをするところというのはどこでしたっけ。

◎田村おもてなし課長 6カ所の貸し出しをするところは、今現在、高知県内で外国人観光案内所を設置しているところがございます「i」案内所と高知龍馬空港、安芸の観光情報センター、そして四万十市観光案内所で、2月から新たに追加されました香美市いんふおめーしょん、ここは山田駅の前にございます。そして、四万十町観光案内所となっております。

◎金岡委員 そういうところへ来る人は使えるということで結構だと思いますが、個人で旅行されている方は、まずそういうところへ立ち寄らないと思うんですよ、そうすると、私どもの地域の中でも随分と歩いている人おりますけれども、なかなかそういう方々には使いづらいものじゃないかというふうに思います。

私が申し上げたかったのは、フリーW i - F i というのは、アクセススポットをやっぱりつくっていかにかいかなのやないか。それをどういうふうにするかというのはなかなか

難しいんですけれども、例えば、新たにいわゆる光ファイバーのネットワークをつくろうとしているところもありますよね。そういうところに積極的にそういうフリーWi-Fiのスポットをつくってもらおうとかということ、やっぱり進めていかないかんのかなというふうに思いますけれども、これはおもてなし課の話じゃないかもしれませんが、いかがでしょう。

◎田村おもてなし課長 フリーWi-Fiが使える箇所としましては、おもてなし課のほうで平成27年と28年に国際観光整備事業費補助金というのを構えておりまして、その2年間で31カ所整備をしています。県内の観光施設とか道の駅で、県のほうで設置したいと考えている91カ所のうち、今87カ所は整備ができております。また、新たにことし高知県外国人観光客向けフリーWi-Fi整備推進協議会というものを県内の全市町村の方々と立ち上げておりまして、無料公衆無線LANの環境整備について協議しながら整備を進めていく場を構えております。こちらのほうは、外国人観光客向けに民間通信事業者の方が提供しているアプリケーションがありますけれども、そちらのほうを、新たな認証なくスムーズに利用ができるような環境を整えていこうというところで、その民間通信事業者の御協力もいただきながら、順次その設置箇所をふやしていったという状況でございます。

◎金岡委員 なぜこんなことを申し上げるかといいますと、台湾に調査に行ったときにバスの中で移動中も見えておったら、どんどんつながるんですね。私どものところでは全くそういうところがないので、これはちょっといかなるもんかなと。恐らく外国から来た方は、かなり苦勞されておるんじゃないかなというふうに思いました。

私どもが外国に行ったときには、それを使うと簡単に結べるわけで、家へも簡単に連絡ができるというような状況ができるわけですね。恐らく外国から来られた方も同様じゃないかなというふうに思いますね。そうした中で、全くつながらないというような状況があったときは非常に不安になるだろうし、その地域の情報も入ってこんというようなことになるのではなかろうかというふうに思ったから申し上げているわけで、かなり進めておるといことはよく理解ができました。ただ、ひょっとしたら私どもの地域の周りには全くないと。私どもの地域だけかもしれないので、またそこら辺も考えながら進めていただきたいと思います。

◎田村おもてなし課長 嶺北地域のほうには、まだこの外国人観光案内所がない状況ではありますけれども、その管内の市町村などと順次話を進めていますので、順次最寄りの外国人観光案内所でフリーのWi-Fiの整備なども進めていきたいと思っております。

◎橋本委員 バリアフリー観光推進事業委託料というのが出ていますけれど、やっとなりバリアフリー観光に目が行ったのかなということで、すごい評価はさせていただきます。

その中で、観光関連施設を対象とした現地調査ってあるんですが、これは具体的にホテ

ルなんかのことを指すのですか。

◎田村おもてなし課長 バリアフリー観光のうちで点検シートというのを今年度作成しておりまして、今年度は宿泊施設222カ所と観光施設を80カ所程度対象にしまして、自己点検シートのほうを配布して、自己点検を行っていただいております。来年度実施したいと考えているのは交通施設のほうでして、龍馬空港とか電車、バスの駅とかなどに自己点検シートをお配りして、まずは自己点検していただこうと考えています。そのシートをもとにして、今度は御相談があったときにも相談対応ができるような詳細な情報を現地調査させていただいて、バリアフリー情報を、こちらのほうでそういった整理をしながら進めていきたいと考えています。

◎橋本委員 点検シートを使って調査をしたら、その調査をしたことをやっぱり利活用しなければだめだというふうに思います。そのためには、どうしてもハードと向き合わなければならなくなりますので、その辺の意識をしっかりと対応をしてないと。ただ、アンケートとりましたよ、何もしませんよではどうしようもないので、アンケートとった以上は、次につなげていってもらえるような仕組みを、ぜひともつくっていただきたいといます。

例えば、バリアフリー観光については、結構今お年寄りの方が多くなって、ホテルなんかの段差があるところは非常に難しいし、車椅子の方なんかも非常に難しいわけですよ。特に私が一番思うのは、要は観光拠点ですよ。観光拠点そのものはバリアフリー対策って、ほとんどされてないような状況が多いです。屋内ではないですよ、露天ですよ。例えば、展望所とかそういうところなんかもひどい話になっていますので、そういうところなんかもしっかり、このシートでわかってくると思いますから、ぜひとも対応策のほうをよろしくお願ひしたい。大変だと思いますよ、出てきたときの整理が。

◎田村おもてなし課長 宿泊施設に関しましては、観光庁のほうで補助金がございますので、その活用も平成27年から県内の施設では徐々に取り組みまれておりまして、トイレの洋式化とか、手すりの設置とか、一部については取り組み予定だと思います。あと、観光地のトイレなどにつきましては、県のほうでもトイレの改善などもしておりますので、またポスト維新博などの環境整備のところなんか等ともつながるように検討していきたいと考えております。

◎米田委員 そのバリアフリー観光ですけれど、突っ込んでバリアフリーの情報を集約もされて、県民に、利用者に提供もするということが非常に大事な事業だと思うんですけれど、インターネット使える人はどっかでわかると。しかし、使えん人でもどっかに問い合わせしたら、その状況がわかるよとかというようなのはどんなことになるんですかね。

◎田村おもてなし課長 まずは、来年ともう一年ぐらいかけて現地調査をして情報収集に取り組んでいきたいと思っております。その後は、インターネットのホームページなども

活用しながら情報提供がしやすいようなことをしていくとともに、既存の観光案内所などでも情報提供ができるような形で連携しながら、情報共有しながら進めていきたいと考えております。

◎米田委員 非常に大事で、本当に丁寧にやらんといかんし、僕はやっぱり障害者の人、視力悪いとか肢体とかいろんな人も、ある意味参加もしながら現地視察も調査やっていくということしないとね、障害の種別によって、またいろんな対応の違いもありますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

そこら辺はどんなんでしょうね。

◎田村おもてなし課長 現地調査の際は、そういった専門家の視点なんかも受けながら、アドバイザーなんかも活用しながら進めてまいりたいと考えております。

◎米田委員 この事業は、そういう障害者の団体の人とか、そういう人も含めて受けるんですかね、参加できるんですか。この事業委託料、どこに委託するかという。

◎田村おもてなし課長 委託料の契約は、一般競争入札のほうで考えております。

◎米田委員 それと、この3番目の客船受入等業務委託で、おもてなし課じゃないかもしれんけれど、今度16日、何やったかな。

◎田村おもてなし課長 クリーンエリザベス。

◎米田委員 あれ来ますよね。人を運ぶバスはほとんど県外ですよ。そうじゃないですかね、多くが。せっかくのもうける機会にバスの運転手さんもおらん、バスもないということなんかようわかりませんが、県民の方からそういう声もあって、実態どうなんですか。

◎伊藤観光振興部長 基本的には、まず県内が優先になります。県外からバス呼んでくると、やっぱりそれだけお金が高くなりますので、基本的にそういったシャトルバスであったりオプションツアーのバスは、県内の方に声をかけていますけれども、先ほど委員がちょっと言われたように、バスがいっぱいであったり、運転手さん不足でやむなく県外から呼んできているという感じですので、県外から呼ぶと距離がありますからそれなりに高くなりますので、ちょっと取りこぼしが、残念な状況が出ているようなところがあるようです。

◎米田委員 もう少しか、何割程度、回によって違うでしょうけれど、例えばこんなときは県外から半分ぐらい呼ばざるを得なかったとかという、そんな集約なりしていますか、数字的にはわかりますか。

◎田村おもてなし課長 確実に数字を拾っているわけではございませんが、見た感じ、目視的には約半数ぐらいは県内のバスが利用されているというふうに考えております。委員が今おっしゃったように、時期によってやっぱり違っておまして、ベストのシーズンとかと重なりますと、県内のものが少なくなったりとかということもございます。

◎**米田委員** その外国客船だけで商売はできませんけれど、キャパ以上にお客さんぼっかり来るわけから大変ですけれど、一定こう日が大体決まっちゃうもんね、ホームページで出したりしてくれちゃうき、できるだけ県内で賄えるという、何か方策なり何かそんな検討などはされているのか、改善できるのかはどうですか。

◎**田村おもてなし課長** バスや運転手さんの確保については、今までとさでん交通さんとも連絡を密にしながら早目に情報を入れさせていただいているところでございます。

◎**米田委員** 大変ですけれど、よさこいときは県外のバスがどっさり来ちゃうけれど、ぜひ改善の方向を何とか頑張って検討し、改善できるかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

◎**池脇委員** 観光行政も日本国内、全都道府県で力を入れてきていると。日本自体も外国から観光客にもいろいろと力を入れる。そうした中でさまざまな誘客の事業もされているわけですけれども、それらは一貫して統一した観光理念でやっているのかということ、まだそのところはちょっと見えてないんですね。

競争力に勝とうと思えば、例えばシンガポールなんかは小さな国ですけれども、世界中から観光客を呼ぼうということで、観光の理念として、迎賓観光というしっかりした理念でもって観光客を誘致する。で、非常に典型的なのが、観光客が目にするところはちり一つない。非常に清潔できれいなんです。たばこのポイ捨てにしても、まあ言えば罰則をつけて、だから観光客が不愉快にならないようなものを、単に観光という概念だけでなく、それを超えた部分で売り出してきて、言えば、そういう歴史的传统を持っているわけですね。だから、そこの迎賓観光という理念に沿ってしっかり観光行政をやっていく。それがほかの国との差別化であると。これは観光行政の成功事例であると思います。

だから、本県もいろんなことやってきていますけれども、高知県としての観光理念をそろそろつくって、他県との差別化をしっかり図っていく時期に来ているんじゃないかなと思うんですよね。その点について、部長いかがですか。

◎**伊藤観光振興部長** ちょっと美化の話が出ましたけれども、高知県としては、まず強みという部分で言うと、高知県観光の強みというのは、歴史を通じた文化の部分、それからおいしい食、それから自然という、この3つだろうというところを分析しながら、1つは、食については、それこそ大手旅行会社のアンケートで8年のうち6回1位というような、いろんな食の旅行商品化という取り組みの中でも、一定食については全国的な評価が高まってきたと。

そういうことで今回、去年、ことしと幕末、それから明治維新から150年という、そういう節目の年ということもありましたので、歴史資源をしっかりと、本物を磨き上げて、周辺の自然と食とかとクラスター化をしていくという取り組みをして、今回この2年間で、歴史観光の底上げを一定図れるということになりましたので、残る自然の部分はこのポス

ト維新博の中で一つ力を入れてやっていこうという、食と自然とそれから歴史、この3つを中心に高知県としては、そのときそのときの世界が、世間が注目するものを前面に出しながら展開をしていくということとあわせて、やっぱり高知家プロモーションでできている高知県の人間性、高知県の県民性というものをそこにうまくマッチさせながら、おもてなしの心というようなどころでやっていこうというのが、高知県の今の観光の取り組みの方向性だというふうに考えておりますので、そういったところを、さらに磨き上げをかけていくというようなどころに取り組んでいけたらいいかなというふうに思っております。

◎池脇委員 これは観光客というお客さんに、どれだけ満足していただけるかということですよ、相手のあつてのことですね。

三波春夫が、お客さんは神様である。こういうようにしてしっかり自分の興行に対しては、そこに来てくださる人を神様のように敬って大事にするというので、自分の歌を提供していくという。

シンガポールの迎賓観光の迎賓というのは、迎賓という言葉を使うというのは、いわゆる国賓級のお客さんをお呼んだときに、それをどうおもてなしをするかというレベルの意識を持って外国人の観光客を受け入れようという、そういう精神的な理念なんですよね、意識。だから、そういう意味で高知県もこの観光に対する基本的な理念を、共通した理念をしっかりと検討してつくり上げて、その理念のもとにいろんな事業を展開していくということが質を向上させることにもなるし、きめ細やかな事業の展開にもつながっていくと思うんです。そういう意味で、そろそろその観光理念を御検討されたらどうですかという意味でお聞きしたんです。ええ、もう一度。

◎伊藤観光振興部長 そうですね。高知県も、実はおもてなし県民会議という、官民でそういう協議会を立ち上げておまして、その中でおもてなしアクションプラン、県外から来られた観光客の皆様、外国人もちろん含めまして、高知県としてしっかりおもてなしをしていこうということで、県や市町村の役割、県民の役割、観光事業者の役割というものでそれぞれ、もちろん清掃から初め、観光客を見たら、気軽なところではシャッターを押してあげましょうとかというところから含めて、そういったおもてなしアクションプランというものを掲げながら、それを毎年進捗といいますか、そういったものを図りながら進めておりますけれども、今お話があったようなシンガポールというようなレベルまではまだ達していませんので、そういったおもてなしアクションプランに基づいた取り組みを、しっかりレベルアップを、ずっと官民で取り組んでいくというところを力強くやっていきたいなと思っています。

◎浜田（英）委員 せんだって珊瑚婚式というのがありまして、私出席させていただきました。去年は久保博道県議が出席をしましたので、やっぱり県議会からも該当する方はこれからも続けて出てやったほうがいいと思うんですが、大変いい思い出になりました。特

に、本丸御殿で三三九度をもう一回いただけるというのは、これは非常にいい、心に残りましたし、それから県外から来られた方は本当によかったんじゃないかなと思います。

これはもうちょっとやっぱり、県外にもアピールして県外観光客も呼ぶと、本丸御殿のキャパが小さいですから最大20組ですけれど、ことしはたったの11組でしたので、もうちょっとこれをふやしたらいいと思うんです。

これ、所管の担当は産業振興推進部のほうになるのかね、サンゴのことも観光も全部含まれている。県はどこが担当しているんですか。

◎三浦観光政策課長 所管というよりは、珊瑚婚式そのものは民発で取り組みを進められております。ただ、県としても、その珊瑚婚式というのは非常にいいと、県産品であるサンゴというものを活用したということで、現在観光政策課が、直接的に何かをしているというのはないんですが、PRの部分なんかでは、旅行商品にも取り上げてもらうとかというところでタイアップもさせてもらっています。それとガイドブックなんかにも、何らかの形で外向けに出していく必要があるだろうというところで連携をさせてもらって、露出もさせてもらっているところです。

周知がどこまでできているのかというのは、なかなか難しいところがあるとは思いますが、この珊瑚婚式というのが広がって、これがまたその次に高知にも来ていただけるきっかけにもなるというふうにも考えておりますので、できるだけPRではタイアップさせてもらって取り組んでいきたいと考えております。

◎浜田（英）委員 中谷元さんの奥様も提案者の一人でいてね、本人も喜んでおったみたいですが、一つちょっと気になったことはやっぱり高知城のトイレの問題。もう結婚して35年もたちますと、みんな、もう私らの年代は65歳とかあるいは70代の方がおります。女性もハイヒールを履いて、あのトイレに向けた坂道はちょっときついかないかなと思いますし、あそこは文化財ということもあって、トイレをつくるのはなかなか難しいと思いますが、今のあるトイレも、もう少しいいトイレにできんもなかないかなと思いました。

それともう一つ、やっぱり、本丸まで上がっていくあの階段は結構きついで。露天商の方は裏から車で上がってきよりますよね。だから、できれば希望者があるならば裏から車で会場まで、二の丸までお運びすることもできますよというふうなことを書いてあげても、またこれもいいかなと、そんなふうに思いました。

私の家内も股関節ががたがたでして、ひいひい言いながらやっと上まで上がったようなことで、やっぱりそんなところも考えてやると、もうちょっとふえていくのではないかなと。せめて20組いっぱいあって、もうお断りせないかんぐらいじゃないとだめやと思いますね。ことしはたったの11組でしたので、来年はキャパいっぱい20組来ていただけるようにぜひお願いしたいと思うんです。

◎田中副委員長 おもてなし課だけではないんですけれど、今本県が435万人観光の定常

化に向けて、人数的にはそういった方向で、またポスト維新博で、31年度からは体験型の観光ということで取り組まれよう中で、やっぱりリピート客にいかにか本県に来ていただくかということがこれからの鍵になってくると思うんです。そんな中で県内の方々には、国内向けには龍馬パスポートというものをやられていろいろと取り組まれているんですけど、今クルーズ船で来られる方もふえてきて、今回、おもてなし課の資料にも、それを今後のさらなる誘客につなげるということにも書いていますけれど、リピートにつなげるときに、やっぱり1回目来たときに、例えば2回目、3回目高知県に来ていただいたときにはこういった特典があるとか、そういったことを1回目に来ていただいたときにもう既にくさびを打つというかですよね、初来日のとき、初めて高知県に来られたときにしっかりアピールしていくことが、これからの2回目、3回目につながると思うんです。

そういった意味で、国内向けには龍馬パスポートのバージョンアップというか中身の改定なんかも必要になるでしょうし、特に訪日客ですよね、本県へ来られて、これからクルーズ船なんかもそうでしょうし、2回目に来られるために、1回目にいかにして2回目来ていただくような、呼び込むような戦略がつかれるかと思うんですけど、そこらを今後どうしていかれるのかをお答えいただけますか。

**◎田村おもてなし課長** クルーズ客船では、本当に大変多くの外国人観光客の方にお越しいただいていますので、まずは高知を知っていただくという絶好の機会だと考えています。

まずは高知を知っていただくということと、来ていただいて気に入っていただくということを、おもてなし課として取り組んでいるところでございまして、臨時観光案内所のほうで御案内をする中でアンケート調査をとりますと、80%ぐらいはよかったと、満足できたと言ってくさっているのと、また85%ぐらいの方はまた来たいというふうにおっしゃってくれております。あと、食事がおいしいとか、人が温かいというような御意見もいただいているところでして、そういった方にまたもう一度来ていただけるように、そのアンケートなどをしたときに周遊クーポンというのをプレゼントさせていただいて、また今度高知に行ったときには割引券、各施設、県内各地域の観光施設で入場されるときに割引して入れる周遊クーポンなども配布して、次につなげていきたいと考えております。

**◎田中副委員長** 一定やられているということはわかるんですけど、何かこう龍馬パスポート、高知家健康パスポートに続く何かパスポートも、高知県へ来た特別なものですよ。そういったものを意識づけすることによって2回目につなげていくような、そういうことができれば非常にいいのかなというふうに思いますが、部長いかがでしょう。

**◎伊藤観光振興部長** 龍馬パスポートにかわるような外国人向けの何らかというのは、もう数年前からいろんな検討を重ねておりますけれども、そういうパスポートみたいなものがあるから、外国からまたというのはなかなかつながりにくくて、非常に知恵を使ってい

る部分です。

まず、先ほどちょっと課長が言いましたけれど、クルーズ船で言うと、市街地に向けての無料のシャトルバスを出したり、市街地でおもてなしのイベントをやったりというところは日本の国内でもほとんどありません。ですから、高知としては非常にクルーズ客船のお客様に対して、おもてなしはしっかりできているということで、一つは高知の印象をよくしていただきたいというのがございます。

それともう一点、やっぱりそれプラス、もう一回何か来る一つのきっかけになったらいいなというような話の中で、先ほど言いましたように、なかなか無料券というのは、ちょっと施設の方々の賛同が得られないところがありまして、できる限り値段が割り引けるようなチケットをつくって、まずは外国の方に配ってみようかというのを今回始めていこうというふうに検討しております。

リピーターになってもらうためのいろんな検討というのは、いろんなところにアンテナも張りながら研究はしておりますけれども、なかなかこれはというアイデアが出ておりませんので、今後もいろんなアンテナ張りながら、いいアイデアを何とか物にしていきたいなと思っています。

◎田中副委員長 本場に、一回来ていただくだけで大変な労力が今かかっている状態で、ぜひ2回、3回と、高知を気に入っていただいて来ていただけたと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上でおもてなし課を終わります。

これで観光振興部を終わります。

暫時休憩といたします。再開は14時45分とします。

(休憩 14時30分～14時45分)

◎依光委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 《土木部》

◎依光委員長 次に、土木部について行います。

最初に、部長の総括説明を求めます。

◎福田土木部長 土木部長の福田でございます。

それでは、2月議会に提出しております土木部の議案について御説明します。

お手元にお配りしております参考資料、青いインデックス、土木部の1ページをお開きください。

平成30年度の土木部当初予算のポイントをまとめた資料が1ページでございます。予算

案の策定に当たりましては、本年度から設置しました高知県社会資本整備推進本部におきまして、全庁的な推進体制のもとにお互いに情報共有をし合い、またニーズやストック効果も十分に踏まえた上で、ここに記載しております①から⑤までの基本的な考え方に沿って計上しています。

それでは、5つの基本的な考え方として、1点目でございますが、南海トラフ地震対策の効率的な実施、2点目が土砂災害対策や河川における再度災害防止対策の促進、3点目が観光振興など地域経済活性化のための事業の推進、4点目が既存インフラの有効活用と長寿命化によるライフサイクルコストの低減でございます。5つ目が事業のプライオリティーの明確化と実効性の上がる事業の推進、この5つの柱をもとに予算案を計上しています。

中ほどでございます一般会計の表をごらんください。

この表の左から2列目に30年度の数字が並んでございますけれども、その最上段でございます①土木部予算が709億7,700万円で、29年度当初予算と比べますと16億4,400万円の減、対前年度比0.98倍となっております。この予算の内訳でございますが、2行目の②経常的経費でございます。65億2,300万円の減、対前年度比で0.66倍となっております。これは土地開発公社の債務整理によりまして、県から公社へ毎年貸付金をしておったわけですが、この必要がなくなったことや、土木行政総合情報システムの再構築が平成29年度で完了したことなどに伴う減額でございます。

続きまして、3行目の③投資的経費でございます。全体で585億7,600万円で48億7,900万円の増となっております。その内訳でございますが、④の普通建設事業費のうち、⑤の一般公共事業が19億2,900万円の増となっております。これは主に国道494号線水口トンネルや県道窪川船戸線岩土トンネルの本体工事が本格化することなど、道路交付金事業が増加したことによるものでございます。

その下の⑥の国直轄負担金でございますけれども、79億4,400万円で、平成29年度と同程度となっており、四国8の字ネットワークの整備促進や横瀬川ダムなどの負担金でございます。特に8の字ネットワークの関連では、平成30年度に片坂バイパスが開通予定でございますし、31年度には中村宿毛道路の平田インターチェンジから宿毛インターチェンジ間が開通予定でございます。さらに、平成32年度には高知南国道路の高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間が開通するというところで、3年間で連続して高速道路が延伸していく予定となっております。また、横瀬川ダムでは、昨年度から本体工事に着手しており、まさに本年度は本事業が本格化するわけございまして、これらの工事がピークを迎える予定となっておりますので、国直轄負担金は所要額を確保しておる次第でございます。

その下の⑦の単独事業でございます。これは南国安芸道路に関連する下井川の改修です

とか高知新港の客船ターミナル整備などに取り組むための予算でございます。

その下のその他でございますが、これは国や市町村からの受託の事業費でございます。所要額を計上しており、今年度特にふえておりますが、梶原町からの受託事業で、ちょうど佐渡鷹取線のトンネル工事が本格化することから、2.08倍の増額となっている次第でございます。

最後、最下段の⑨の災害復旧でございます。これは地すべり等によります過年度債の事業費が増加しておるものでございまして、国道493号の北川村の小島や平鍋、県道奈比賀川北線の奈比賀において工事が本格化することから、必要額を計上しております。この国道493号の小島のトンネルにつきましては、予算の費目としては災害復旧の整備となりますけれども、開通後は8の字ネットワークの一部として使うことになっておりますトンネルのバイパスルートの整備を行うものでございまして、普通建設事業費としての予算の性格も持っているというふうに考えております。

以上が平成30年度の土木部の当初予算案でございますが、戻って、①の土木部の予算全体を見ると対前年度比で2%のマイナスではございますが、その内訳を見ますと、この②と③の経常的経費と投資的経費を見ていただきますと、土地開発公社の債務整理によります貸付金等がなくなったことで、経常的経費が前年度比で66%とマイナスになっている一方で、普通建設事業費や災害復旧から成ります投資的経費については前年度比で9%の増となっていることから、直接的なインフラ整備の予算としては非常に積極的な予算案となっていると考えています。

続きまして、同じページの最下段の表でございます。これは特別会計の予算案で、3つございます。土地取得事業につきましては、土地開発公社の債務整理によりまして一般会計に繰り入れる18億100万円を計上しております。2段目にございます流域下水道事業は30億1,700万円となっており、汚泥処理施設工事や地震津波対策工事に要する経費を計上しております。最下段でございます港湾整備事業につきましては、8億1,500万円で1.56倍の増となっておりますが、これは高知新港におきましてコンテナ船の大型等に対応するため、ガントリークレーンの整備費などを見込んでいます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

県勢浮揚のため、5つの基本政策に関する土木部の取り組みでございます。土木部が中心となりますインフラの充実と有効活用では、3つの施策に重点的に取り組んでまいります。

1点目の①産業振興や安全・安心につながるインフラ整備では、安田東洋線など産業振興を支援する道路整備や、四国8の字ネットワークを構成する道路の整備などを進めてまいります。

2点目は、②の地域生活（中山間）の安全・安心の確保に直結するインフラ整備等でご

ざいます。橋梁の耐震補強などの防災事業や1.5車線の道路整備、土砂災害対策などの促進などに取り組んでまいります。また、住民の皆様の身近な公共施設の維持修繕に、各事務所の裁量で迅速かつ柔軟に行っております地域の安全安心推進事業などにも引き続き取り組んでまいります。

3点目は、③既存インフラの有効活用で既存施設を有効に活用するため、インフラ長寿命化計画の策定や、この計画に基づく橋梁や水門などの修繕を行ってまいります。また、高知新港などにおいて大型客船の寄港が大幅に伸びていることから、ターミナルの整備など受け入れ環境の整備にも引き続き取り組んでまいります。

次の3ページをお開きください。

南海トラフ地震対策の切り口で予算を整理したものでございます。

分野ごとに整理をしておりますが、一番上の住宅、建築関係の分野では、引き続き所有者の経済負担の軽減や耐震設計、改修工事の供給能力の増強を図るなど、①の住宅の耐震対策を最優先で取り組んでまいります。後ほど担当課長から詳細に御説明しますが、一昨年に発生いたしました熊本地震の影響もあり、また需要の掘り起こしや供給能力の強化にも積極的に取り組んできた結果としまして、過去最高でありました昨年度実績を大きく上回るペースで、今この耐震改修についてお申し込みをいただいておりますので、引き続き市町村と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えています。

次に、道路の分野でございます。③に、緊急輸送道路及び啓開道路の橋梁耐震補強推進をするために、県道須崎仁ノ線仁淀川河口大橋などで耐震補強を行ってまいります。また、⑤の道路啓開計画につきましては、県内で今一巡いたしました図上訓練に、来年度は警察やライフラインの事業者にも訓練に参加をいただき、1段階バージョンアップした訓練を行いたいと考えております。また、実際の重機を使った実働訓練につきましても、今年度安芸地区で開催をしましたがけれども、ほかの地区でも実施を予定しています。

それから、道路の分野の⑥でございます。都市計画道路高知駅秦南町線の整備につきましては、久万川を渡る橋梁の下部工や橋梁からイオンモールまでの街路工事を行い、高知市の北消防署や平成31年5月に開院を予定しております高知赤十字病院への経路確保に向けて、高知市と連携してこの街路の整備を進めてまいります。

続きまして、その下の港湾、海岸の分野でございますが、浦戸湾の三重防護を含む、⑦にございます重要港湾3港の地震・津波対策のほか、⑧と、それから⑩から⑭までが関連する事業でございます。海岸や河川堤防の地震・津波対策を引き続き進めてまいります。

また、⑨に記載をしております高知海岸等の地震・津波対策では、国直轄事業の所要額を確保しているところでございます。

その下の砂防の関係でございます。⑰に砂防等の基礎調査を記載しております。今年度

予算で土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの調査が完了する見込みとなりました。今後は、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンにつきまして、平成31年度末の調査完了を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、その下の下水、公園の分野でございますけれども、⑳に記載をしております総合防災拠点の施設であります春野総合運動公園の野球場の耐震化などに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、次の4ページをお開きください。

土木部の一般会計の総括表でございます。

続く5ページは、特別会計の総括表でございます。

次の6ページをお開きください。

一般会計の歳入と歳出の内訳をグラフにしたものでございます。

続きまして、7ページ、これは平成15年度以降の土木部の当初予算の一般会計の推移でございます。三位一体の改革等によりまして、土木部予算一旦減少いたしました。平成23年度からは地域経済にも配慮するといった考えのもと、増加傾向に転じているところでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

国の直轄負担金や災害の復旧費などを除いた道路、河川などの分野別の事業費の推移でございます。このグラフを見ますと、一般公共事業費と一般単独事業費の合計額は平成9年度をピークに毎年減少を続け、平成21年度にはピーク時の約3割まで減少しました。平成22年度からは、直轄管理に係る国の直轄負担金が廃止された分などの財源を活用しまして、単独事業に手厚く配分したことから少しずつ持ち直し傾向にあり、平成30年度はピーク時の39%となっております。

続きまして、9ページでございます。

性質別の予算説明資料となっております。

続きまして、次の10ページでございます。

その性質別の予算説明を、対前年度比を図にしたものでございまして、真ん中に一点鎖線がございますけれども、それより右に飛び出ている部分が増加する分野、逆に左側に網かけで出ている部分が昨年からの減となっている分野でございます。

続きまして、11ページから19ページまでは、土木部当初予算の概要等の資料となっております。これまでの説明と重複しますので、割愛いたしますけれども、その中で、特に14ページをお開きください。

今年度から設置しました高知県社会資本整備推進本部の関連事業だけを特に切り出したものでございます。今年度インフラを利用する部局から、産業振興や南海トラフ地震対策等を推進する上で必要なインフラについて、さまざまなニーズをお寄せいただいたところ

でございます。産業振興や観光振興部局から寄せられたこのニーズを踏まえて、新たに取り組むものや本格的な施工に着手するものなど、代表例をここに掲載しておりますので、幾つか御紹介します。

1点目、(1)で書いておりますのは、南海トラフ地震発生時に物資の集積所となります春野運動公園の屋内運動場や体育館におきまして、その照明のLED化を図るものでございます。現在、この屋内運動場等の照明は水銀灯等でございますけれども、非常に電力を食うものですから、いざ停電になったときに自家発電だけでは容量が足りないということで、ここをLED化することによって、非常時にもその照明が十分に使えるという狙いで、今回予算を計上しました。

2点目は、(2)の観光振興の一つでございます。本年度夏のよさこい祭りの演舞場の一つになっております愛宕の競演場につきまして、いわゆる路面の温度上昇を抑制する特殊な試験舗装をしました。太陽の遠赤外線を反射することで、路面温度の上昇を抑制するわけでございますけれども、実際踊り子さんたちからの評価も非常に高く、また商店街の方からも非常に涼しく感じられるという評価を得ておるものですから、これらのニーズをお聞きして、今年度から本格施工に取り組む例でございます。

このほか、越知町のスノーピークのキャンプ場へのアクセス道路になります県道伊野仁淀線の片岡地区におきまして、バイパス工区に着手するほか、中山間対策といたしまして、汗見川を初めといたしました集落活動センターへのアクセス道路の整備にも、引き続き取り組んでまいります。

これらのように、産業振興などのインフラを利用する部局とも連携しながら、今後も戦略的かつ効果的なインフラの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、20ページをお開きください。

20ページからは、平成29年度の2月補正予算の説明でございます。

表の左から3列目、補正予算額の最下段にございますように、今回の補正予算には、一般会計で55億5,720万2,000円を計上しています。これは主に国の経済対策に対応するもので、県民の皆様の安全・安心を確保し、中小河川の河川整備や地域経済の活性化を図るための道路整備、土砂災害特別警戒区域の指定を行うための基礎調査を推進するなど、防災・減災対策の強化を図ってまいります。特に河川事業におきましては、九州北部豪雨を受けて国が取りまとめました中小河川緊急治水対策プロジェクトを推進するため、水位観測の充実や再度氾濫防止のための河川改修の予算を計上しています。

21ページをお願いします。

補正予算の特別会計につきましては、3列目最下段にございますように17億8,270万5,000円の増額となっております。これは、土地開発公社の債務負担に伴い公社への貸付金の廃止に必要となる額を計上したものでございます。

次のページ、22ページでございます。

補正予算の性質別の説明資料でございます。

続きまして、23ページをお願いします。

平成29年度の繰越明許費の説明資料でございます。

上段の表の最下段をごらんください。繰越予定の件数は合計で809件で、その金額は432億6,988万1,000円となっております。これらの工事は、工期を考慮しますと、工事の完了が平成30年度となることが見込まれる工事や、国の経済対策に対応しました工事などでございます。下段左側の表は、その工種別の件数と金額、右側の表は繰り越しの理由別の内訳を記載しています。

続きまして、参考資料の最終ページ、赤いインデックスで審議会等と記載しておりますページをお開きください。

こちらは、平成29年度の各種の審議会等の審議経過等の一覧表でございます。

続きまして、その他の議案でございますが、12月議会の委員会においても御報告しました土地開発公社につきまして、このたび、公社廃止の具体的な手続に着手したことに伴い、高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案、それから権利の放棄に関する議案、そして県有施設、土地の取得に関する議案を提案しておりますほか、5件の条例議案や指定管理者の指定に関する議案、さらには契約の締結に係る議案としまして、和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案の外2件を提案しております。

報告事項としましては、平成30年度建設工事入札参加資格者についてや都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区についてなど4件の御報告事案がございます。いずれも、後ほど担当課長から御説明します。

以上2月議会へ提出しております土木部の議案などの総括説明を終わります。

◎依光委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈土木政策課〉

◎依光委員長 まず、土木政策課の説明を求めます。

◎杉村参事兼土木政策課長 土木政策課の杉村です。

平成30年度当初予算と平成29年度補正予算について御説明します。

②の当初予算の議案説明書488ページをお開きください。

歳入から、主なものについて御説明します。

まず、7款分担金及び負担金でございますが、中ほどに記載しております節の区分欄の(1)土木政策費負担金は、土木行政総合情報システム等を利用します公営企業局の負担金を受け入れるものでございます。

次の8款使用料及び手数料でございますが、10目の土木使用料の内訳としまして、節の区分欄ですが、(1)庁舎等の目的外使用に伴う庁舎等使用料と他の課の事業に係るもの

でございますが、（２）河川使用料と（３）普通河川使用料があります。これは事業費支弁以外の人件費を当課で一括して計上しております関係で、人件費の財源として、当課での歳入としているものでございます。

次の11目の土木手数料は、節の区分欄に記載しております（２）の建設業者許可手数料や次の489ページに移りますが、（７）建設業者経営事項審査手数料が主なものとなっております。

次に、９款国庫支出金でございますが、節の区分欄に記載しております（１）土木政策費委託金は、建設工事の受注状況など国が実施する統計調査の委託を受けるものでございます。

次に、14款諸収入でございますが、次のページをお開きください。

３目の過年度収入の（16）土木政策課収入でございますが、これは市町村からの受託事業の市町村負担金や後進法に基づく国費の補助率差額、県単事業に伴う市町村負担金などを受け入れるものでございます。

最後に、15款県債でございますが、平成29年度から30年度にかけて行っております土佐清水合同庁舎の建築工事及び防災無線移設工事に県債を充当するものでございます。

以上が土木政策課の計上する歳入の主なもので、合計で22億9,401万円でございます。前年度と比較して減額しております主な理由としましては、土佐清水合同庁舎の建築工事のための県債が減少したものでございます。

続きまして、歳出の御説明をします。

491ページをお願いします。

右側の説明の欄をごらんください。

まず、１人件費でございます。土木部職員の人件費のうち、公共事業費を充当する、いわゆる事業費支弁人件費を差し引いた20億1,144万4,000円、242人分をここに一括して計上しております。

次に、２の土木諸費でございますが、ここには各土木事務所の施設整備や土木政策課及び各土木事務所の管理運営等に要する経費を計上しております。

次の492ページをお開きください。

２つ目の実施設計等委託料でございますが、四万十町事務所の防水改修工事の実施設計や幡多土木事務所、中村合同庁舎の外壁改修工事などを行う経費を計上してございます。

次の清掃等委託料は、各土木事務所の庁舎等の清掃・警備・空調設備等の保守管理業務に要する経費でございます。

３つ下の施設整備工事請負費は、土佐清水合同庁舎の建築工事や幡多土木事務所、中村合同庁舎の外壁改修工事、四万十町事務所の防水改修工事等に要する経費でございます。

２つ下の国庫支出金等精算返納金は補助金の精算に伴いまして、端数調整等で発生いた

します国への返納金を定額で計上しているものでございます。

次に、3 建設業活性化事業費でございますが、ここには高知県建設業活性化プランに基づく取り組みに係る経費を計上しております。建設業活性化プランのリニューアルにつきましては、後ほど報告事項の中で御説明します。

まず、建設業活性化事業委託料は、県内建設業の時間外労働縮減、健康保険等の加入促進など、建設業の働き方の改善に向けた取り組みを支援するための研修を行う経費でございます。

次に、建設業事業継続計画認定業務委託料は、南海トラフ地震など大規模災害時にも建設業者の事業継続性が確保できるように、建設業者がみずから策定した事業継続計画、いわゆるBCPを県として認定していくもので、平成30年度も、引き続き各建設会社の新規申請書や更新申請書の受け付け、審査資料の整理など、認定に関する事務的な作業を高知県建設技術公社へ委託するための費用でございます。

次の建設業活性化事業費補助金は、建設業関係団体が行います建設業の魅力発信や、若者の入職・定着促進等の取り組みに対して補助を行っているものでございます。

次の4 企画調整費でございます。ここには各種の技術研修へ土木部職員を派遣する経費などを計上しております。

2つ目の職員研修委託料は、新規採用職員を含む入庁3年目までの土木技術職員を対象に基礎的な知識や専門技術を身につけることを目的に行う研修を、高知県建設技術公社へ委託するための経費でございます。

次の職員研修負担金は、国土交通大学校の研修や四国地方整備局が開催する技術研修などの参加費用やテキスト等の経費でございます。

次の四国地盤情報活用協議会等負担金は、高知県が会員となっております協議会などへの負担金でございます。

中ほどの5 地域の安全安心推進事業費は、地域の生活に密着した道路や河川、砂防、海岸などの身近な公共施設の維持修繕工事や小規模な改修工事など、地域からの要望に対しまして各土木事務所の裁量で迅速かつ柔軟に対応するものでございます。

次の6 建設業者指導監督費は、建設業の許可や入札に参加するために必要な経営事項審査を行うための経費でございます。

次の建設工事紛争審査会委員報酬は、建設業法の規定に基づき設置しております建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行います建設工事紛争審査会の委員の報酬でございます。

次の建設業許可審査事務等委託料は、一般財団法人建設業情報管理センターが運用しております全国統一の電算処理システムを利用しまして、建設業の許可と経営事項審査に関する情報処理を行うための経費でございます。

次の経営事項審査申請書等審査業務委託料は、経営事項審査や入札参加資格審査の申請書類を審査する業務の一部を外部へ委託するための経費でございます。

一番下にあります7建設工事及び建設業務統計調査費は、国土交通省からの委託を受けて行っております建設工事の受注状況などの統計調査に要する経費でございます。

次の494ページをごらんください。

予算額は合計で39億1,837万2,000円で、平成29年度の予算と比較いたしますと7億6,971万2,000円の減となっております。減額の主な理由としましては、平成29年度から平成30年度にかけて建設を行っております土佐清水合同庁舎の建築工事に係る工事費の平成30年度の割合が少なかったことによるものでございます。

以上が平成30年度の当初予算の内容でございます。

続きまして、平成29年度補正予算について御説明させていただきます。

④の補正予算の議案説明書254ページをお願いいたします。

歳入でございます。15款県債の節の区分の欄、(1)土木事務所改修事業債につきましては、土佐清水合同庁舎の建築工事の入札残などに伴う減額でございます。

次の、255ページをお願いいたします。

歳出でございます。右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1目土木企画費の1企画調整費ですが、廃棄物処理委託料につきましては、今年度の執行の見込みがないもので、全額減額するものでございます。

次に、2目の建設管理費の1人件費ですが、市町村派遣職員費負担金につきましては、都市計画課及び土木事務所で受け入れております市町村交流職員の人件費を負担するものでございます。

次に、2土木諸費の減額は、入札の減や執行残などによるものでございますけれども、一番大きなものは、下から数えて4番目の施設整備工事請負費の減額でございます。土佐清水合同庁舎の建築に関する入札残など、約1億2,000万円余りの減額が主な原因となっております。

最後に、3建設業活性化事業費の減額ですが、主なものとしましては、個々の企業の要請を受けて派遣しております建設業支援アドバイザーに係る経費が、平成29年度は28年度に比べ申請者数が少なかったことによるものでございます。

次に、繰越明許について御説明します。

次のページをお願いします。256ページでございます。

土佐清水合同庁舎の建築工事において、地質の問題による施設配置場所の検討に不測の日数を要したことなどにより年度内の工事完了が見込めなくなって、3億9,963万2,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上が平成29年度補正予算の内容でございます。

続きまして、条例その他議案2件を御説明します。

まず、⑤の条例その他議案180ページをお願いします。

第98号国道494号社会資本整備総合交付金（水口トンネル）工事請負契約の締結に関する議案でございます。

この議案は、須崎市吾桑地区において建設を予定しておりますトンネルの工事請負契約の締結に関するものでございます。

1月15日に一般競争入札を行い、10億2,330万円で田邊・轟・杉本特定建設工事共同企業体が落札しましたので、同企業体と契約を締結しようとするものでございます。

完成期限は、平成31年4月15日となっております。

工事の概要について御説明しますので、土木部の参考資料の土木政策課のインデックスのついたページをお開きください。

一般国道494号松山市－須崎市間のうち、一般国道33号との交点である高岡郡佐川町丙川内ヶ谷と一般国道56号との交点である須崎市吾桑間の道路は、佐川－吾桑バイパスとして平成6年度から工事を実施しています。

当バイパス工事の目的は、幅員狭小及び線形不良区間の解消並びに国道33号と国道56号及び高知自動車道の須崎東インターなどへのアクセス強化を図る幹線道路網を整備するものでございまして、今回の水口トンネルは、当バイパス工事の一部として実施しようとするものでございます。

第98号議案に関する説明は以上でございます。

また戻りまして、⑤の条例その他議案、181ページをお開きください。

第99号町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の締結に関する議案でございます。

この議案は、高岡郡梶原町佐渡地区において建設を予定しておりますトンネルの工事請負契約の締結に関するものでございます。

1月15日に一般競争入札を行い、15億1,524万円で轟・田邊・岩井特定建設工事共同企業体が落札しましたので、同企業体と契約を締結しようとするものでございます。

完成期限は、平成32年3月15日となっております。

工事の概要について御説明します。

先ほどの土木部参考資料の土木政策課のインデックス、2ページ目をお願いします。

本事業は、主要幹線道路である国道439号と県道中平梶原線を結ぶ梶原町の町道のバイパス整備でございます。施工延長が684メートルのトンネルを整備する高度な技術を要することから、梶原町への技術支援としまして、高知県が梶原町から業務の委託を受け実施する事業であります。

現在、梶原町中心部から南部地域へのアクセスは、国道439号と県道中平梶原線があり

ますが、両道路は急峻な地形にあることから、異常気象時の通行規制など集落の孤立がたびたび発生しております。また、梶原町中心部から南部地域までは、幅員が狭い上に線形が悪く、早期のバイパス整備が望まれているところでございます。

当バイパスが整備されることで、異常気象時における集落孤立化の解消が図られるとともに、アクセスが大幅に向上しますことから、安全性や利便性の面でも大きな事業効果が期待できるところでございます。

第99号議案に関する説明は以上でございます。

土木政策課からの説明は以上でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で土木政策課を終わります。

#### 〈技術管理課〉

◎依光委員長 次に、技術管理課の説明を求めます。

◎弘嶋技術管理課長 技術管理課の平成30年度当初予算及び平成29年度補正予算について御説明します。

初めに、平成30年度の当初予算でございます。

資料番号②当初予算の議案説明書495ページをお開きください。

まず、歳入でございます。14款諸収入の2万4,000円につきましては、高知県建設技術公社が行う企業の技術者に対する技術研修会に、当課の職員を講師として派遣するのに要する旅費を受け入れるものでございます。これに、8款使用料及び手数料の1,000円を加えて、平成30年度の一般会計歳入予算の合計は2万5,000円となります。

15款の県債の減額理由につきましては、歳出の減額理由と関連しますので、後ほどあわせて説明をします。

次のページをお開きください。

歳出でございます。技術管理課の予算であります2目の技術管理費につきまして、予算額は合計で1,997万3,000円で、本年度の予算と比べますと5億640万3,000円の減額となっております。

主な減額理由につきましては、土木部を初め10の関係部局で、事業管理、業者管理、用地管理、積算などの業務に約500名の職員が利用しております土木行政総合情報システムがOSのサポート期限を迎えること、またデータの二重入力や帳票の不備などに対する改善、機能アップが求められていたことから、平成28年度当初予算において議決をいただき実施してまいりましたシステムの再構築が、本年度完了したことによるものでございます。

なお、新しいシステムは、30年度業務から運用を開始します。

それでは、右側の説明欄に沿って御説明します。

まず、1の優良建設工事施工者表彰費につきましては、応募の取りまとめや表彰式並びに発表会などの運營業務を民間事業者に委託するための優良建設工事施工者表彰業務委託料と表彰状の用紙代などの事務費で、計161万5,000円でございます。

次に、2の施工管理技術向上事業費は、来年度、高知県建設業活性化プランにおいて、国が推進している働き方改革や生産性革命に対応した取り組みを強化するため、ICTを活用した施工など生産性向上のための技術研修を大幅に拡充することとしています。この施工管理技術向上事業費は、先進的に取り組まれているICT施工の事例紹介やICT技術の最先端の知識を習得していただくために研修会を開催するための会場借り上げ費や講師への謝金などの経費で、412万円でございます。

次に、3の建設技術管理事業費計1,423万8,000円の電子納品運用支援等委託料につきましては、委託業務の成果品や工事の写真、完成図面などを電子で保管する、電子納品・保管システムの運用管理を行うための経常的な経費などでございます。

次に、公共工事土量調査等集計委託料は、土砂の有効利用を図るため、公共工事で発生します土量の調査や過積載防止に関する現場調査など、毎年定期的の実施しています調査結果の集計作業を委託するものでございます。

また、建設業活性化事業委託料につきましては、建設精算システムにおける設計・施工・維持管理の各プロセスに情報化技術を活用し、システム全体の品質や生産性の向上を図ることを目的として実施するもので、来年度は二次元の発注図面を三次元化する研修会などを実施するための経費でございます。

以上が平成30年度の当初予算の内容でございます。

続きまして、平成29年度補正予算について説明します。

資料番号④補正予算の議案説明書257ページをお開きください。

歳入でございます。15款県債でございますが、当初予算において一般財源で議決いただきました土木行政総合情報システム再構築等委託料の建設技術管理事業費につきまして、県債を1億2,000万円充当するものでございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。3目の技術管理費につきまして、先ほど説明しました県債を充当することに伴い、一般財源から起債に財源を更正するものでございます。

以上が平成29年度補正予算の内容でございます。

◎依光委員長 質疑を行います。

(なし)

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で技術管理課を終わります。

#### 〈用地対策課〉

◎依光委員長 次に、用地対策課の説明を求めます。

◎黒石用地対策課長 それでは、用地対策課分について御説明します。

今議会には、高知県土地開発公社の債務処理につきまして、予算案と一連の議案を提出しています。それぞれが関連をしますので、まずは処理のスキームについて御説明した後に、個々の議案について御説明します。

赤いインデックスの用地対策課と記載しました参考資料をお願いします。

高知県土地開発公社の存廃及び債務処理の方向性につきまして、平成29年12月議会の当委員会に御報告した資料でございます。

なお、表にあります団地の簿価等につきましては、12月議会での報告以降に処分が完了した団地がありましたので、平成30年1月末現在の数字に修正しております。

それでは、資料について簡単に御説明します。

まず、1ページ目の1高知県土地開発公社の概要です。

高知県土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、県が100%出資し昭和48年に設立した特別法人で、地方公共団体にかわって高速道路の新設など公共事業を行うために必要となる用地の先行取得などを行っております。

次に、2の公社のあり方に関する方針でございます。

枠囲みの中に記載しておりますように、公社のあり方につきましては、県政運営方針において方針が示されております。

1点目は、地価の下落や公共事業の減少などにより用地の先行取得の必要性が薄れ、公社本来の役割は終えているとし、今後、保有地の中でも大きな比率を占める秦南団地の売却を進めながら、廃止を前提にあり方の検討を行うこと。2点目は、8の字ネットワークの整備に係る用地取得の受け皿体制の構築について検討することでございます。

この方針に基づきまして、公社の存廃と債務処理の方向性について検討を行ってきたところでございます。

次に、3の公社への県貸付金の状況でございます。

県から公社への貸付金につきましては、公共用地として活用する土地や用地買収の代替地等を公社が先行取得する際の資金でありまして、本年度当初に貸し付けた額は30億4,714万3,680円となっております。

次に、4の公社保有地の現在の簿価等の状況です。

公社が保有している団地は全部で5団地でございます。まず、簿価につきましては、5団地総額で21億6,445万2,346円となっております。この額に対しまして評価額、いわゆる時価につきましては総額で1億7,349万7,000円となっております。その評価額から簿価を差

し引いた額がいわゆる含み損となりまして、その額は19億9,095万5,346円となっております。

次の2ページをお願いします。

5の対応の方向性でございます。

まず、公社の存廃につきまして、四国8の字ネットワークの用地買収を県に引き継ぐまでの間、5年間存続させることとしたものでございます。これは、国の用地買収事務のノウハウを県に蓄積・継承するために必要な措置でございます。

次に、公社の債務処理につきましては、昨年9月に秦南団地の処分がほぼ完了しまして、賃貸料収入がなくなった今のタイミングが県民負担を最小限にできると判断したため、本年度に債務処理を行うこととしたものでございます。

以上が12月議会で御報告しました説明の概要となります。

それでは、参考資料の3ページをごらんください。

債務処理の具体的な処理スキームでございます。

まず、2の具体的な処理スキームをごらんください。上から順に御説明します。

県から公社への貸付金につきましては、①のとおり、平成29年度当初に30億4,714万3,680円を貸し付けております。以降、平成29年5月に秦南団地の一部を都市計画道路用地として、平成30年1月に栗ノ峠団地全部をそれぞれ売却いたしました。この売却分の合計額9億7,814万4,964円が繰上償還をされました。貸付金の弁済につきましては、公社から現金弁済と代物弁済を受けることとしまして、②現金弁済として、先ほど御説明をいたしました秦南団地等の売却分に加えまして、公社の準備金から5,448万3,500円、また②'として、代物弁済としまして、公社が保有する評価額1億7,349万7,000円の土地を受けることとなります。提出議案は、第94号県有財産（土地）の取得に関する議案でございます。

以上の現金弁済及び代物弁済を貸付額から差し引いた差分18億4,101万8,216円について、③として債権放棄を行うことといたします。提出議案は、第93号権利の放棄に関する議案でございます。

こうした処理を行うことで、④のとおり、一般会計に20億1,451万5,216円の歳入欠陥が生じます。このため、⑤のとおり、土地開発基金を廃止し取り崩しまして、歳入欠陥に充てることとしました。議案は、第86号高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案でございます。

基金の総額46億1,900万円から歳入欠陥に充てます金額20億1,400万円、④を差し引きしまして、基金運用益がおよそ2億3,700万円、これを加えますとおよそ28億4,100万円が残りますので、この⑥の額を新基金の防災対策基金へ積み立てることとします。

以上が債務処理の具体的な処理スキームでございます。

それでは、もとに戻りまして、平成30年度の当初予算について御説明します。

資料No.②でございます。当初予算の議案説明書497ページをお願いします。

用地対策課の一般会計の歳入予算でございます。

まず、8使用料及び手数料、10土木使用料の(4)土石等採取料は、平成30年度における海砂及び河川砂利の採取数量の見込みをもとに計上したものでございます。

次の(11)砂利採取認可等手数料は、砂利採取計画の認可及び業務主任者試験に係る手数料でございます。

その下の(1)証明事務手数料は、不動産鑑定業者の登録証明などに係る手数料を見込んだものでございます。

次の9国庫支出金、5土木費負担金の(1)用地対策費負担金は、市町村等が実施します地籍調査事業に係る国庫負担金でございます。詳しくは歳出のほうで御説明しますが、昨年度に引き続きまして、平成30年度事業の前倒しを行いましたので、これにより歳入計上額は対前年比で1億858万5,000円の減額となっております。

その下に行きまして、(2)用地対策費委託金は、平成30年度に国が実施する土地基本調査に係る委託金でございます。

次の12繰入金、1土地取得事業特別会計繰入の(1)土地取得事業特別会計繰入は、平成29年度に高知県土地開発基金から一般会計の欠損を補填した後の基金残と同基金の運用益を新たに設置します防災対策基金に積み立てるため、特別会計から一般会計に繰り入れるものでございます。

次のページ、498ページをお願いします。

14雑収入、8雑入のうち、(3)用地対策課収入は、土木巡視管理員の労働保険料や他団体からの旅費の受け入れ収入などを見込んだものでございます。その下の(4)収用委員会収入は、土地の収用に関して行う土地鑑定費用などについて、起業者からの徴収を見込んだものでございます。

以上、用地対策課の平成30年度歳入予算の総額は27億2,365万6,000円で、平成29年度当初予算に比べまして42億2,293万1,000円の減となっておりますが、主な理由としまして、高知県土地開発公社への貸付金を廃止することから、同公社からの返済としての歳入が見込めないためのものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明します。

499ページをお願いします。

右側の説明欄に沿って、主なものを順次御説明します。

1人件費は、用地対策課職員のうち、地籍調査等の土地対策業務に従事する一般職員6名の給与費でございます。これ以外の当課の給与費につきましては、土木政策課で取りまとめ計上しております。

次の2用地指導費では、過去に取得したものの未登記となっている土地についての再測

量業務の委託料や、これまで高知県土地開発公社が保有していた土地を、平成30年度から当課が管理することとなりますので、草刈りなどの委託などを行うため、新たに県有財産維持管理委託料を計上しております。

また、高知県用地対策連絡協議会負担金につきましては、知事が代表である団体への負担金でございまして、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前許諾をいただこうとするものでございます。これらのほか、用地担当職員のスキルアップのための研修経費などを計上しております。

次のページ、500ページをお願いします。

砂利対策費は、平成29年度から毎年度継続調査を実施することとしております海砂利採取土場近傍にあります砂浜海岸の定点観測調査の測量調査等の委託料のほか、都道府県砂利採取法連絡協議会負担金などを計上しております。

4 河川海岸等自然保護対策費は、河川、海岸などの巡視や砂利採取の監視を行うために各土木事務所に配置しております21名の土木巡視管理員の報酬や共済費などが主なものでございます。

5 国土利用計画等管理運営費では、土地の総合的・計画的な利用を図ることを目的に設置しております国土利用計画審議会の開催等に要する経費を計上しております。

6 土地利用調整費は、国土利用計画法に基づく土地取引の届け出内容の審査等に要する経費でございます。

次のページ、501ページの土地利用規制等対策費交付金は、土地取引届け出の窓口でございます市町村に対しまして、事務費相当分を交付しているものでございます。

7 地価調査費は、毎年7月1日時点での標準的な土地の価格を判定しまして、その結果を公表しているものでございまして、来年度もこれまでと同じく240地点の地価の鑑定業務を委託することとしております。

8 国土調査費の地籍調査事業費補助金は、地籍調査事業の実施主体であります市町村等に対しまして、測量等に要する経費を補助するものでございます。平成30年度は、補助事業が完了した7つの町村を除く全27市町村と1つの森林組合で、面積にして約56平方キロメートルの事業の実施を予定しております。

次の9 土地基本調査費は、5年に一度国が行う調査でございまして、法人が所有する土地建物の利用状況などを調査するものです。調査委託料は、提出された調査票のチェック作業等を委託するものでございます。

次の1 収用委員会運営費は、委員7名の報酬など収用委員会の運営に要する経費でございます。

以上、用地対策課の一般会計の平成30年度当初予算額の総額は、502ページにございますように14億5,691万2,000円で、平成29年度当初予算に比べまして60億8,911万2,000円の

減となっておりますが、これは主に公共用地先行取得対策費の高知県土地開発公社への貸付金、これを廃止するためでございます。

次に、土地取得事業特別会計について御説明します。

同じ資料の776ページからが用地対策課分となっております。

このページの歳入予算につきましては、歳出予算に連動しておりますので、内容につきましては歳出のほうで御説明します。

次のページ、777ページの歳出予算の右側の説明欄をごらんください。

1 一般会計繰出金は、高知県土地開発基金から平成29年度に一般会計の欠損を補填した後の基金残と同基金の運用益を合わせて、平成30年度に新たに設置する基金、防災対策基金に積み立てるため、特別会計へ繰り入れた後に一般会計へ繰り出すために計上したものでございます。

次のページ、778ページをお開きください。

土地取得事業特別会計における高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証です。これは、公社が国から委託を受けまして、平成30年度に用地の先行取得事業を行うために金融機関から借り入れる資金に関するものでございます。

続きまして、平成29年度一般会計の補正予算について御説明します。

資料No.④補正予算の議案説明書をお願いします。

この資料の259ページからが用地対策課分となっております。

このページの歳入の補正につきましては、歳出予算の補正に連動しておりますので、内容につきましては歳出のほうで御説明します。

次のページ、260ページの歳出予算の右側の説明欄をごらんください。

主なものを御説明します。

1 公共用地先行取得対策費は、秦南団地を初め、これまでに取得した公共用地の保有に必要な資金を高知県土地開発公社に対して貸し付けるものですが、当初予算の提出後に保有地の一部が売却されましたため、当初予算額と実際に公社が貸し付けた額に差額が生じたため、差額分を減額補正するものでございます。

2 用地指導費は、県土地開発公社の常勤職員3名の共済組合負担金を地方公務員等共済組合法に基づき、県が負担するものでございます。

3 国土調査費は、地籍調査事業費補助金の決算見込みと平成30年度に繰り越す予算を除く不用額を減額補正するものでございます。

その下の1 収用委員会運営費は、収用委員会等の開催回数が当初の見込みを下回ったことによりまして、委員報酬の減額と土地の鑑定を必要とする事案が想定を下回ったことによる土地鑑定費用等の減額補正でございます。

以上、用地対策課の一般会計の平成29年度補正予算額の総額は、261ページにございま

すように29億650万5,000円の減額となっておりますが、これは、主に公共用地先行取得対策費の高知県土地開発公社への貸付金の当初予算額を、実際に公社へ貸し付けた額へ減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明します。

次のページ、262ページをお願いします。

12土木費、1土木総務費の4用地対策費のうち国土調査費は、国の平成29年度補正予算対応のため、国の追加内示分に県の追加負担分を合わせた金額3億6,604万5,000円について、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、平成29年度特別会計の補正予算について御説明します。

この資料の379ページからが用地対策課分となっております。

このページの歳入の補正につきましても、歳出予算の補正に連動しておりますので、内容につきましては歳出の方で御説明します。

次のページ、380ページの歳出予算の右側の説明欄をごらんください。

1一般会計繰出金は、毎年度当初に秦南団地を初め、これまでに取得しました公共用地の保有に必要な資金を高知県土地開発公社に貸し付けまして、年度末に公社から償還を受けておりましたが、この貸し付けを廃止することから、同公社が償還不能となる額を補填するため、高知県土地開発基金の一部を取り崩し充当するために計上したものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明します。

資料⑥条例その他の議案説明書の5ページをお願いします。

本文4行目にありますとおり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮しまして、手数料の額を改正しようとするものでございます。

本文9行目が、当課の所管する砂利採取法に係る箇所でございます。

次に、44ページの新旧対照表をごらんください。

第30条が当課で所管する部分となっております。砂利採取法の規定に基づく砂利採取計画の認可申請に対する審査等に係る手数料の額を改正しようとするものでございます。

続きまして、高知県土地開発公社に関する3つの議案について御説明します。

先ほど御説明しました参考資料3ページの具体的な処理スキームをあわせてごらんください。

資料⑤条例その他議案の162ページをお願いします。

議案第86号高知県土地開発基金条例を廃止する条例議案でございます。スキームでは⑤の部分に当たります。

土地開発基金は、地価の上昇に対処しまして、道路用地や河川用地など必要な公共用地等を土地開発公社があらかじめ取得することによりまして、事業の円滑な執行を図るため

設置しておりましたが、公社の代行取得による基金の取り崩しは、平成18年度以降実績がゼロであること、今後、公共用地の先行取得が必要となる場合は起債等で取得する方針であることから、その必要性が失われたため、高知県土地開発基金条例を廃止しようとするものでございます。

次に、資料⑤の169ページをお願いします。

議案第93号権利の放棄に関する議案でございます。スキームでは、③の部分に当たります。

これは、高知県土地開発公社の債務処理に伴いまして、無利子貸付金に係る債権の回収が不能であるため、当該債権を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

最後に、同じく資料⑤の170ページをお願いします。

議案第94号県有財産（土地）の取得に関する議案でございます。スキームでは、②'の部分に当たります。

これは、高知県土地開発公社の債務処理に伴いまして無利子貸付金に係る債権に対する代物弁済としまして、同公社が所有する評価額1億7,349万7,000円である土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。

以上が提出議案の説明となります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 1点だけ教えてもらいたいことがあるんですが、この地価調査費の基準地地価鑑定委託料というのは、いわゆる路線価のことですか。違いますか。

◎黒石用地対策課長 違います。路線価は、税務署が所管する評価でございまして、地価公示法に基づく地価公示地と半年時間をずらして、7月1日に各県が独自に調査しておる公示地のような評価でございます。地価公示地は1月1日で、我々の地価調査は7月1日、半年ごとにずれて調査するものでございます。

◎浜田（英）委員 大して余り狂いはないわけですか。

◎黒石用地対策課長 地価公示地と地価調査地は必ずしも同じ箇所ではございませんが、同じ箇所を表示しておるところもございますので、そこにつきましては同じ委員会で鑑定士が評価をしておりますので、半年ごとの評価がきれいに出てくるという形になっております。

◎浜田（英）委員 半年違うことによって、やっぱり評価は多少違ってくる場合もある。

◎黒石用地対策課長 箇所にもよるんですが、今現在は全県下の、ほぼ下降傾向は、変わってはいないんですけど、緩やかに転じておりまして、マイナスの部分の幅が少なくなったりとか、マイナスが横ばいに転じたりとかというケースはございますが、大きく劇的

に変化をしているという状況ではございません。

◎**浜田（英）委員** 一般的に路線価のほうで、大体税務とかは見るような気がしますけれども、これ、そうやって同じようなところを分けてやる必要性があるんでしょうかね。

◎**黒石用地対策課長** 路線価の評価は、地価公示をもとに、地価調査をもとに評価をされますので、基本となる評価基準といいますか、路線価の評価基準が地価公示と地価調査になってございます。

◎**浜田（英）委員** 市町村なんかは、路線価を打ってないところもありますよね。そういうようなのはもう市町村の固定資産税評価額なんかでやると思うんですけども、そういう地価というのは市町村独自でやっているわけですか。

◎**黒石用地対策課長** 市町村でいう各評価につきましては、これも地価公示、地価調査をもとに評価をしておりますので、路線価につきましても、市町村が行う評価につきましても、全てのもとになるのは地価公示と地価調査になります。

◎**米田委員** 公社保有地が、一応県の財産になるということで議決されているわけですが、結局どんなにするがかね、売却処分という方針で臨むのか、今まで実際処分できてないんで、そこら辺の見通しというかね、どんなに見据えている。

◎**黒石用地対策課長** 5団地ございまして、鏡岩団地につきましては売却はなかなか難しいと考えておりますが、ほかの4団地につきましては、公売により売却は可能と考えております。今まで売却してなかったのは、差損について、どうしても公社の中で含み損の処理をする必要がありましたので、それを処理してしまうと公社が赤字に転落してしまいますので、途中、全部時価では売却できなかった。ここでとまっておったというような状況でございます。

◎**米田委員** 鏡岩、山も入っちゃうと思うんですけど、活用よね、売却処分にするか、何らかの公共用地に残した上で災害のときだとかいろんな、そんな使い方も考えますか。どんなんですか。

◎**黒石用地対策課長** 鏡岩団地につきましては、津波浸水予測区域の外にある土地でございますので、そういったことも踏まえて、そういった特性を生かした例えば公共利用ができないかどうかを、また年度を改めて庁内で議論をしてまいりたいと思います。

例えば、先ほど言いました南海トラフ地震に備えまして、平時のときには資材置き場であるとか備蓄倉庫であるとか、有事のときには自衛隊の宿营地であったりとか仮設住宅の建設地だとか、そういったことは考えられるのではないかと思うんですが、これは私どもの今の考え方でありまして、庁内で議論を深めていって、どういう形で使うのが一番いいのか、大事な財産でございますので、考えてまいりたいと思います。

◎**米田委員** ぜひええ使い方をね、売るのはある意味もったいないわね、安うしか売れんがやきにね。何かあったら、あれ有効な活用の仕方がええかなと思います。

それでこれは所管はもう、用地対策課になる。

◎黒石用地対策課長 そのとおりでございます。

◎米田委員 それともう一つ、501ページの地籍調査で、結局、東日本大震災以降、行政も含めて、できるだけ早く調査やり遂げたいという思いになっていると思うんですけど、進みぐあい、あるいはどうやったら前へ進んでいくのかというのはどんなんですか。

◎黒石用地対策課長 今の進捗率でございますが、今年度末で約55%ほどを見込んでおります。年間の進捗率が1%程度でございます。全国的に申し上げますと、和歌山県が年間2%の進捗率でございます。それに次いで高知県が1%で、続いているというような状況で、全国的に見ましても平均が52%ぐらいですので、平均的なところでは行っているんですが、年間1%ですので、なかなか進みませんので、特に沿岸部、沿岸18市町村につきましては、3年ほど前から津波を意識した対応ということで、各市町村長さんを7月までに回りまして、力を入れてやっていただきたいということを直接私がお願いして回っております。

進捗率で申しますと、沿岸部はやはり取り組みが遅かったと、山間部を中心に組み込んでまいりましたので、今27%ぐらいの進捗率になっております。

◎米田委員 私、長浜ですからあれですけど、高知市内でも三里とかはもう本当こう、沿岸部が特にできてないんですよ、まあまあ長浜はちょっと進んできましたけれどね。

結局、予算上のものなのか、人的な配置要りますよね、高知市らでも大変な、課もつくってやっているわけで、一番のネックは何なんですかね。

◎黒石用地対策課長 沿岸部がおくれておった理由としましては、やはり中山間のほうが、人が減っていったということで早くやる必要があるということで、中山間を中心に全国的にも取り組んでまいりました。東北の大震災によりまして沿岸部がクローズアップされてきてまして、今現在、やはり全国的にも予算の取り合いといいますか、国の補助金の取り合いという状況になっておりまして、何年か前には、割と予算は比較的余っておった状況だとお聞きしておりますが、今は非常に全国的にも早く沿岸部を仕上げたいということで、予算の配分には国のほうも非常に苦慮しておるとお聞きしております。

その予算に対応する予算は、十分に我々では構えておるんですが、人につきましても、市町村には十分に構えていただいております。優先的になるべく沿岸部をやっていただけないかということで、中山間を置いておくのかということもありますので、そこらあたりはバランスをとっていただいてというお願いをしています。

◎米田委員 大変ですが、海か山じゃなくて、山のほうもある意味、今言いよったように土砂災害の問題があって調査入るわけですから、そういうことから考えたら、ちょっと置いちゃいて海へ行くかよという話にはならんので、できるだけ市町村、住民との話し合いをしながら、予算をできるだけ獲得してくるということをぜひ頑張ってくださいし、

議会でその役割を果たさないかなと思いますので、よろしく申し上げます。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で用地対策課を終わります。

#### 〈河川課〉

◎依光委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 それでは、河川課の平成30年度当初予算、平成29年度補正予算につきまして御説明します。

最初に、平成30年度当初予算について御説明します。

資料②議案説明書の当初予算の503ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

第7款分担金及び負担金の9目土木費負担金の河川管理費負担金は、ダム共同設置者の負担金でございます。

第8款使用料及び手数料の10目土木使用料は、河川の使用料や発電などの水利使用料でございます。

第9款国庫支出金の10目土木費補助金は、河川、ダム関係の各事業に対する国の補助金や交付金でございます。

504ページをお開きください。

9目土木費委託金は、水資源対策調査や水害統計調査のための国からの委託金でございます。

第10款財産収入の2目物品売払収入は、永瀬ダムのしゅんせつ工事で発生する有用残土の売り払いによる収入でございます。

第14款諸収入の1目受託事業収入は、河川改修事業の実施に伴い市町村事業などをあわせて執行する場合に市町村などの負担分を受け入れするものでございます。

505ページをごらんください。

3目過年度収入は、後進地域特例法の適用団体への補助率差額などに係る収入でございます。

17目土木部収入は、桐見ダムの売電収入や鹿児島第2排水機場の共同設置者である高知市の維持管理費用の負担額及び非常勤職員、臨時職員の労働保険料などでございます。

第15款県債の11目土木債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものでございます。

以上、平成30年度の河川課の歳入予算の合計は79億1,598万6,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明します。

506ページをお開きください。

ページ一番下の1目河川管理費でございます。右端の説明欄をごらんください。

2 和食ダム建設事業費は、ダム本体建設工事などの経費として4億8,000万円を計上しております。

3 生活貯水池ダム建設事業費は、大月町の貝ノ川水系、家ノ谷川の春遠地区におきまして洪水調節や水道水の確保などを目的としました重力式コンクリートダムを建設するために、工事用道路や地質環境調査などに必要な経費を計上しております。

4 ダム改良費は、管理ダムにおける老朽化した設備の更新や、ダムの貯水池内に堆積した土砂の対策に必要な費用でございます。

507ページをごらんください。

5 河川管理費は、一級河川の県管理区間と二級河川の管理に要する経費でありまして、その主なものについて御説明します。

まず、河川環境整備等委託料は、住民との協働による草刈りなど、年間を通じた美しい水辺の景観をつくり出すためのおもてなしの水辺創生事業の実施や、沈没船処分などを委託するための費用でございます。

水門、樋門等管理委託料は、水門、排水機場の市町村などへの管理委託や水門の定期点検などに要する費用でございます。

全国治水期成同盟会連合会等負担金は、この連合会や日本河川協会などへの負担金でございます。

事務費は、主に水門、排水機場の光熱水費や簡易な修繕に要する費用でございます。

6 河川台帳等整備費は、作成年次が古い河川台帳につきまして、現地調査をもとに現状に即した修正を行うとともに電子データ化を図る委託費などがございます。

7 河川管理推進事業費は、河川美化活動のボランティアを行う河川愛護団体に対しまして、傷害保険の加入や消耗品の配付により支援を行うものでございます。

8 水資源対策費は、水需給バランスに関する基礎調査を委託する費用や、早明浦ダム及び高知分水の管理に要する経費のうち工業用水分に係る負担金、また中筋川ダムの管理に要する工業用水分の負担金などがございます。

508ページをお開きください。

9 エネルギー対策費は、水力発電施設の設置や運転の円滑化を図ることを目的に、施設の設置により生じた自然環境や生活環境への影響を緩和するため、発電施設などが所在する市町村が行う公共施設の整備などに対しまして交付金を交付するものでございます。

次の10永瀬ダム管理費から510ページの14生活貯水池ダム管理費は、県が管理する6つのダムの洪水調節や上水道や工業用水などの供給など、適正なダム管理のために要する経費でございます。

510ページ中ほどの15ダム調整費は、鏡川の渇水対策や物部川、奈半利川の濁水問題及

び梶原川の河川環境調査など、事業者間の調整に要する委託費などがございます。

次に、2目河川整備費について御説明します。

右端の説明欄の1河川改修費は、国の交付金事業に採択されない河川の改修を県単独費で行う経費でございまして、四万十町の吉見川などで再度災害防止に向けた川づくりなどを推進します。

2河川調査費は、河川の整備や管理を行うために必要となる調査や基礎資料の収集を行うとともに、河川整備基本方針及び河川整備計画を策定するために必要となる費用でございます。

511ページをごらんください。

3水防活動費は、平成30年度の水防計画を策定する経費や、雨量や水位テレメーター局などの水防情報施設、また、その情報を自動収集し防災関連機関に提供する水防情報システムの維持管理を行う委託費用などがございます。

次に、3目河川改良費の1社会資本整備総合交付金事業費は、奈半利川において清水バイパス事業を実施するための費用でございます。

2床上浸水対策特別緊急事業費は、平成26年8月の台風12号及び11号により多数の家屋で床上浸水被害が発生しました、いの町の天神ヶ谷川と日高村の日下川などにおきまして、床上浸水の解消を図るための費用でございます。平成30年度には、日下川で護岸工、掘削工、天神ヶ谷川におきまして掘削工や護岸工、橋梁工などの工事を行い、事業の進捗を図るものでございます。

なお、平成30年2月19日に開催しました高知県公共事業再評価委員会におきまして、軟弱地盤対策などの追加により日下川の改修が事業費10億9,600万円の増、あるいは宇治川の改修が5億4,000万円の増と、事業の完了が平成31年度末から2年間延長し平成33年度末になる県の方針案をお示しし、審議の結果、事業を継続するという提言をいただいたところでございます。

512ページをお開きください。

3防災・安全交付金事業費は、越知町の柳瀬川や香南市の下井川などで用地買収や護岸工などの改良工事を進めるための費用、高知市の江ノ口川や南国市の下田川などで水門など河川管理施設の長寿命化を図りライフサイクルコストの縮減を図るための費用、また高知市の舟入川や下田川などで堤防や排水機場の地震対策を行う工事請負費などがございます。

4国直轄河川事業費負担金は、日下川の床上浸水対策特別緊急事業や横瀬川ダムの建設事業などの国直轄事業及び平成30年度の新規事業として政府予算案に示されました、独立行政法人水資源機構が行います早明浦ダム再生事業に関する県の負担金で所要額を計上しております。

以上、河川課の歳出予算の合計は83億4,522万7,000円となっております、前年度と比べますと3億4,894万3,000円の増額となっております。

河川課の平成30年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成29年度補正予算について御説明します。

資料④議案説明書補正予算の263ページをお開きください。

歳入予算でございますが、性質、内容は先ほど御説明しました当初予算と同じでございますので、説明を省略します。

補正額につきましては、歳出予算に連動しまして補正を行ったもので、負担金、国庫補助金、受託事業収入、県債の増減により合計30億5,529万5,000円の増額となり、合計で103億1,019万8,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明します。

265ページをお開きください。

右端の説明欄で御説明します。

1 目河川管理費の1 和食ダム建設事業費から4 堰堤機能確保事業費までの4 事業につきましては、いずれも国の内示差の対応により補正をお願いするものでございます。

2 目河川整備費の1 河川改修費は、受託事業の減に伴うものでございます。

266ページをお開きください。

3 目河川改良費の1 社会資本整備総合交付金事業費は、国の内示差への対応によるものでございます。

2 床上浸水対策特別緊急事業費は、国の経済対策に伴う補正予算による増額でございます。

3 防災・安全交付金事業費と4 国直轄河川事業費負担金は、国の内示差への対応や国の経済対策に伴う補正予算によるものでございます。

以上、歳出予算の補正額は27億8,861万5,000円の増額となり、合計で107億8,766万1,000円となっております。

次に、繰越明許費について御説明します。

268ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、9月議会、12月議会でも御承認いただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いするものでございます。

まず、追加でございますが、1 目河川管理費の和食ダム建設事業費につきましては、ダム本体工事におきまして、右岸管理棟基礎部の掘削におきまして、基礎岩盤の緩みが確認をされたことにより、対策工法の検討や関連工事との工程調整が必要となったため、5億1,105万7,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更でございます。1 目河川管理費のダム改良費につきましては、永瀬ダムの堰

堤改良事業におきまして、道路の通行制限などについて地元との協議に日時を要したため、12月議会で議決いただいた額と合わせて5,972万1,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

2目河川整備費の河川改修費につきましては、安芸川などにおきまして、工事施工に伴う水質汚濁に関して漁協関係者との調整に日時を要したため、9月議会で議決いただいた額と合わせて2億7,359万4,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

3目河川改良費の床上浸水対策特別緊急事業費につきましては、日下川などにおきまして国の補正予算に対応するため、9月議会で議決いただいた額と合わせまして14億7,478万7,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

次に、防災・安全交付金事業費につきましては、高知市の久万川などにおきまして工事の施工に伴い発生する振動問題について、地元との調整に日時を要しましたことと国の補正予算に対応するため、9月と12月の議会で議決いただいた額と合わせまして35億7,275万9,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明します。

議案の条例その他⑤の182ページをお開きください。

第100号議案和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。

契約の変更内容は、契約金額43億3,606万8,120円を4億5,073万8,000円増額し47億8,680万6,120円とし、あわせまして工期を平成30年5月31日から平成31年3月31日までに変更するものでございます。

土木部参考資料の河川課のインデックスがついた1ページをごらんください。

資料の1番、(1)と(2)に契約概要と契約締結以降の主な経緯を記載しております。

次に、資料の2番の(1)に現在問題となっております節理面についてのこれまでの経緯をまとめております。

和食ダム本体建設工事におきまして、左岸斜面に確認されました広範囲に広がる粘土を含んだ割れ目、いわゆる節理面につきましては国の専門機関と協議した上で、恒久的なダムの安全性を確保するために、再掘削により除去することを決定しております。

資料2ページをごらんいただきまして、上から3つ目のぼつですが、そこに赤字で記載しておりますが、昨年の12月議会の当委員会で、この節理面を除去するための掘削工事の追加は、国の承認を得ることが必要ということをお報告しました。現在、和食ダム建設事業の全体計画の変更につきまして、国と協議を重ねているところでございます。

この手続につきましては、後ほど説明します。

次の(2)は、節理面の現場の状況を示しております。

今回の変更契約につきましては、3ページの(3)をごらんください。

変更内容は、節理面の除去に向けた準備工など節理面对応の準備に必要な工事費及び基礎処理工の数量の追加など、現地の条件精査により必要となった工事費を増額するものでございます。片仮名のアからカに、その内訳と金額を記載しております。

準備工の内容は、3ページの中ほどに記載しておりますが、再掘削する範囲の伐採工などでございまして、再掘削に先立ち追加をお願いしまして、できるだけ早く着手して、少しでも工期の短縮を図りたいと考えております。あわせまして、現在、本年5月31日までの工期を31年3月31日までに延長をお願いするものでございます。

以上が今回の契約の変更についてでございます。

続きまして、国への全体計画変更の手続の状況について説明します。

この手続を進めるためには、まず県がダム事業の全体計画変更の対応方針案を作成し、県の公共事業再評価委員会において意見聴取を行い、対応方針を決定する必要があるとございます。

資料は1ページに戻って、1の(2)の主な経緯の表の一番最後に記載いたしております。平成30年2月19日に開催しました公共事業再評価委員会におきまして、和食ダム建設事業の総事業費が、当初の事業費128億円から31億5,800万円増額し、159億5,800万円となること。あわせて、事業の完了が平成30年度末から6年間延長し、平成36年度末になるという全体計画の対応方針案をお示ししました。

審議の結果、事業を行うことによって治水、下水、安全度の確保が図れることから事業の効果が高く、また地域住民の要望も非常に強いため、事業を継続とするという提言をいただき、方針が決定したところでございます。

今後、この対応方針の内容で、国への全体計画の変更の手続を進めてまいります。

今後、全体計画変更について国の承認が得られた後、精査を行い、平成30年6月議会以降に改めまして、本体工事が竣工するために必要な債務負担行為の追加及び工事請負契約の変更について、順次お諮りしてまいります。

以上で河川課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎浜田(英)委員 奈半利川の濁水対策、ありがとうございました。

私の1期目からの選挙公約でしてね、この間、小川川でバックホーが河川に入るのを見て涙が出ました。濁水対策をここまでやるのに20年かかりましたよ。だから、うれしい気持ちはわかっていただけたと思いますが、恐らく橋本大二郎さんだったら、これできていなかったと思います。尾崎知事になってから僕何回か行って、これは大切ですねと本人が言ってくれました。それから進んでいったんです。いやもう実にありがたい。

それともう一つ、奈半利川の今の護岸の工事をしているところは、ぐっと矢筈谷があり

ます。矢筈谷から竹屋敷へ行ったところに尾河取水ダムがございます。この尾河取水ダムからは毎秒6トンから7トンが月谷へ取水されています。しかし、この堰に通し工がないです。これをぜひとも淡水組合もつくってほしいということでお願いをして、電源開発株式会社へお願いしたら、電源開発株式会社もやっぱりこれは必要だなと思ったんでしょう。電源開発みずからが通し工の設計図を描いてきて、もう県にお渡ししてございますよね。電源開発の所長さんは、かわるばかりで、やるって言うたり、やらん言うたりしますので、今せっかく電源開発がやる気になっちゅうときにね、あそこまでやるということは、恐らくアロケーションもオーケーということだと思いますので、それから淡水組合も、一定割合のお金を出してもらおうように僕も言いますけれども、ぜひともこれ、僕が土木事務所の所長やったら、所長の裁量予算でぱっとやります、あれぐらいの工事は大した額やないです。竹屋敷で僕の大好きな釣りのスポットがあるんですよという黒笹さんに、竹屋敷でアユが釣れるかもわかりませんよと言うたとき、彼はうれしいですねとか、通し工できると、まさに竹屋敷でアユが釣れるようになるんです。ぜひとも高知県のこのポスト維新博は、そういう方面へ行こうとしている。まさに知事が、もう言うこととやることの整合性が本当にとれた政策。あんな山奥でもアユが釣れる、あそこまでアユが遡上するという、それをやっぱり高知県が一生懸命応援するとやっている、この河川政策は間違っていない。ぜひとも、これも早くやっていただきたいと思うんです。要望しておきます。

◎**金岡委員** ちょっとお聞きをしたいんですが、早明浦ダムの管理費負担金がありまして、先ほど高知分水の工業用水という話も出ておりましたけれども、0.7トンでしたかね。あれは利用されておるんですか。

◎**岩崎河川課長** 早明浦ダムからの工業用水の分水につきましては、現在利用はしておりません。

◎**金岡委員** もう何十年も前から利用してないんですよ、今後はどういうふうなお考えをお持ちなんでしょうか。

◎**岩崎河川課長** 分水の事業当初は、高知市におきまして、そういった工業用水を利用する企業がふえるのではないかという県の施策のようなものから、その分水事業に企業局として参画したというところがございますが、思いのほかといいますか、情勢もございまして、水を使う企業というものがふえなかったとか、水を使う量が思いのほか少なかったということで、現在も使われない状況でございます。

◎**金岡委員** あその水利権の更新のときに、利用せんのやったら、もう返していただきたいというふうな話をしておりましたけれども、今課長もおっしゃられたような返答の中で、そのまま続いていると、こういうことでございます。

水利権の更新が30年ですから、随分まだ先の話になろうかと思うんですが、利用しない

んでしたら、やっぱりそれは地元の要望でもありますので、戻してやってあげたい、戻してやってほしいというところがありますので、大分先の話ですけれど、御検討もしておいていただきたいと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で河川課を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

◎依光委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎石尾防災砂防課長 それでは、防災砂防課の平成30年度当初予算及び平成29年度2月補正予算について御説明します。

最初に、平成30年度当初予算について御説明します。

資料②議案説明書当初予算の514ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第7款分担金及び負担金の9目土木費負担金は、事業の実施に伴う市町村の負担金でございます。表の中央にあります節の区分欄の(3)砂防費負担金は砂防単独事業、(4)砂防整備費負担金は急傾斜地崩壊対策事業、(5)災害関連費負担金は災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の実施に伴う負担金でございます。

次に、第9款国庫支出金の7目災害復旧費負担金は、災害復旧事業における国の負担金でございます。

次に、515ページをごらんください。

10目土木費補助金は、砂防事業に対する国の交付金や補助金でございます。

第15款県債の11目土木債及び14目災害復旧債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものでございます。

以上、平成30年度の防災砂防課の歳入予算の合計は98億4,754万2,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明します。

516ページをお開きください。

まず、第12款土木費、3項の砂防費についてでございます。1目砂防費は、県の単独事業が主なものでございます。右端の説明欄をごらんください。

1 砂防諸費は、住民の避難行動に結びつく訓練を充実させるための防災学習会や訓練に要する経費などでございます。土砂災害対策訓練は、平成30年度は県内4カ所で実施する予定でございます。

次に、517ページをごらんください。

2 砂防調査費は、国の交付金事業である砂防関係事業を要望するための新規事業箇所ので地形測量調査などに要する経費でございます。

3 砂防、地すべり及び急傾斜指定地管理費は、土砂災害からの警戒避難を支援するため

の雨量観測施設48局の維持管理などを行うものでございます。

4 砂防単独事業費は、国の交付金事業の採択基準を満たさない比較的小規模な土砂災害対策施設の整備を行うための経費でございます。いの町成川下地区で県単急傾斜地崩壊対策事業などを行うものでございます。

5 がけくずれ住家防災対策費は、国の補助事業の対象とならない小規模な斜面にもきめ細かく対応するための市町村が実施する防災事業への県の補助金でございます。

次に、2 目砂防整備費は、国の交付金事業が主なものでございます。右端の説明欄をごらんください。

1 通常砂防事業費は、馬路村の瀬戸ヶ谷川など計25カ所、2 地すべり対策事業費は、大豊町の佐賀山地区など計12カ所、3 急傾斜地崩壊対策事業費は、室戸市の中里地区など計61カ所での事業費を計上しております。

4 総合流域防災事業費は、土砂災害警戒情報システムの改修や既設の砂防設備の改築事業、及び砂防設備等の長寿命化計画策定事業に要する経費を計上しております。

5 砂防等基礎調査費は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害により被害のおそれのある区域を明らかにするための調査費でございますが、後ほど補正予算とあわせて内容やスケジュールについて詳細を御説明します。

6 国直轄砂防事業費負担金は、国土交通省四国山地砂防事務所が実施している直轄事業に対する県の負担金です。

次に、518ページをお開きください。

3 目災害関連費でございます。右端の説明欄をごらんください。

1 災害関連緊急砂防事業費から3 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費は、土砂災害が発生した際に速やかに対処するための経費を見込んで計上しております。

4 河川等災害関連事業費は、北川村の小島地区で地すべりを迂回するバイパストンネルを施工するための経費でございます。

5 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、激甚災害の指定を伴うような災害による崩壊箇所において、市町村が実施する崖崩れ防止工事に対しての県の補助金でございます。

6 国直轄災害関連事業費負担金は、北川村の平鍋地区の砂防設備を整備する国直轄の特定緊急砂防事業に対する県の負担金でございます。

次に、519ページをごらんください。

第15款災害復旧費でございます。1 目土木施設災害復旧費の1 公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業に基づく災害復旧を行うための事業費でございます。平成28年及び29年に発生した災害の復旧工事に要する経費に加え、平成30年の災害に対処するための経費を見込んで計上しております。

2 県単公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業の採択基準を満たさない小規模な

災害が発生した場合に、県単独により復旧を行うための経費でございます。

次に、520ページをお開きください。

3 災害諸費は、災害復旧事業の国への申請に必要な現地測量及び設計などを委託するための経費でございます。

4 市町村災害復旧事業指導監督事務費は、市町村が実施する災害復旧事業において、市町村業務の指導を行うための経費でございます。

5 国直轄災害復旧事業費負担金は、国土交通省大渡ダム管理所が実施している大渡ダムの国直轄災害復旧事業に対する県の負担金でございます。

以上、防災砂防課全体の歳出予算の合計は103億6,721万9,000円となっております、前年度に比べますと14億4,554万7,000円の増額となっております。

続きまして、債務負担行為について御説明します。

522ページをお開きください。

国道493号公共土木施設災害復旧事業費につきましては、北川村平鍋地区における災害復旧として、のり面工事を施工するものであり、長期の工期が必要となることから債務負担行為をお願いするものでございます。

防災砂防課の平成30年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成29年度の2月補正予算について御説明します。

資料④議案説明書補正予算の269ページをお開きください。

歳入予算でございますが、性質、内容は、先ほど御説明しました当初予算と同じでございますので、説明を省略します。

補正額につきましては、歳出予算に連動しまして補正を行ったもので、負担金、国庫支出金、県債の増減でございます。

270ページをお開きください。

以上によりまして、歳入予算の補正額は15億7,143万7,000円の増額となり、合計で93億1,788万5,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明します。

271ページをごらんください。

第12款土木費の1目砂防費です。右端の説明欄をごらんください。

1 砂防諸費は、事務費の確定により減額するものでございます。

2 がけくずれ住家防災対策費は、市町村の事業費確定により減額するものでございます。

次に、2目砂防整備費の1通常砂防事業費から5砂防等基礎調査費は、いずれも国の経済対策などに伴い増額するものでございます。

次に、272ページをお開きください。

6 国直轄砂防事業費負担金につきましては、国土交通省四国山地砂防事務所が実施している直轄事業に対する県の負担金で、国の内示への対応や国の経済対策などに伴うものでございます。

次に、3 目災害関連費は、事業費の確定などにより減額するものでございます。

4 国直轄災害関連事業費負担金は、北川村平鍋地区の国直轄の特定緊急砂防事業に対する県の負担金で、国の内示に対応するため増額するものでございます。

次に、第15款の災害復旧費でございます。

273ページをごらんください。

1 目土木施設災害復旧費の1 公共土木施設災害復旧事業費から3 市町村災害復旧事業指導監督事務費は、当初の見込みより、平成29年は災害の発生が少なかったことにより減額するものでございます。

4 国直轄災害復旧事業費負担金は、平成28年発生の四万十市後川の直轄災害復旧事業が確定したことによる県の負担金でございます。

274ページをお開きください。

以上によりまして、歳出予算の補正額は31億3,898万6,000円の増額となり、合計で121億55万8,000円となっております。

続きまして、繰越明許費について御説明します。

275ページをごらんください。

繰越明許費につきましては、9月議会、12月議会でも御承認いただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いするものでございます。

まず、追加でございますが、第12款土木費の1 目砂防費の砂防単独事業費につきましては、安田町の薬師地区などにおきまして施工箇所への進入路について計画調整に日時を要したため、2億2,666万9,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、がけくずれ住家防災対策費につきましては、市町村工事遅延のため、7,735万4,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

2 目砂防整備費の総合流域防災事業費につきましては、地すべり防止施設の長寿命化計画策定におきまして、施設点検に伴う民有地への立ち入りの協議に日時を要したことと国の補正予算に対応するため、3億5,403万8,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

3 目災害関連費の河川等災害関連事業費につきましては、北川村の小島トンネル工事に関連した坑口ののり面対策工事におきまして設計検討に日時を要したため、6億1,385万4,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、15款災害復旧費の1 目土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費につきましては、宿毛市の松田川などにおきまして水質汚濁対策等の計画調整に日時を要しまし

たため、20億7,157万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、市町村災害復旧事業指導監督事務費につきましては、市町村工事遅延のため、995万9,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、変更でございますが、276ページをお開きください。

第12款土木費の2目砂防整備費の通常砂防事業費につきましては、仁淀川町の不動滝谷川におきまして、土地の境界確認について日時を要しましたことと国の補正予算に対応するため、9月と12月の議会で議決いただいた額と合わせて9億760万2,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

地すべり対策事業費につきましては、仁淀川町の長者地区などにおきまして、土地の境界確認について日時を要しましたことと国の補正予算に対応するため、12月議会で議決いただいた額と合わせて4億6,950万1,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、四万十市の麻生地区などにおきまして、施工箇所への進入路について計画調整に日時を要しましたことと国の補正予算に対応するため、9月と12月の議会で議決いただいた額と合わせて17億3,381万9,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

砂防等基礎調査費につきましては、計画調整に日時を要しましたことと国の補正予算に対応するため、12月議会で議決いただいた額と合わせて30億8,187万4,000円の繰越額に変更をお願いするものでございます。

最後に、砂防等基礎調査について詳しく御説明します。

土木部参考資料の防災砂防課のインデックスがついたページ、1ページをごらんください。

砂防等基礎調査の加速化による総合的な土砂災害対策の推進という資料についてでございますが、調査の目的は、安全な土地利用や警戒が必要なエリアを明確にする調査を実施することによって、住民への土砂災害の危険性の周知、安全対策を条件とした土地利用、効果的なハード整備を促進し、土砂災害から人的被害を防ぐことです。

これまで県では、まず第1に、土砂災害のおそれのある箇所を広く県民に周知するとともに、市町村による警戒避難体制の整備を支援するため、イエローゾーンの調査及び指定を優先して実施してまいりました。その結果、今年度の予算をもってイエローゾーンの調査が完了する見込みとなっており、今年度からレッドゾーンの調査を本格化しております。

課題としましては、県内には、土砂災害のおそれのある箇所が多数存在しており、残り約1万6,000カ所について早期のレッドゾーン調査と住民への周知が必要です。

対策のポイントとしましては、平成31年度末を目標に、調査によって地域の詳細な土砂

災害リスクを明らかにするとともに、調査結果を住民へ周知し、的確な避難と対策を促進してまいります。また、調査結果に基づく土砂災害の危険度などを踏まえて、効果的な土砂災害対策施設の整備を推進してまいります。

平成30年度の実施内容は、平成29年度補正予算24億円と平成30年度当初予算4億3,789万1,000円を合わせて28億3,789万1,000円で、約1万カ所のレッドゾーンの調査を予定しており、平成31年度末までの調査完了を目指してまいります。

調査の完了後は、警戒避難体制の整備や住民への注意喚起により、人的被害を防ぐ取り組みや建物の補強など、県民との協働により命を守る対策の強化、また砂防堰堤の整備などによる地域を守る施設整備について、基礎調査の結果を生かして推進していく計画でございます。

以上で防災砂防課の説明を終わります。

◎依光委員長 質疑を行います。

◎米田委員 3月補正がついて、特に防災砂防課が当初予算も、29年度からいうたら15億円ぐらいふえて、補正予算で31億円ぐらいふえてとなると、河川課もそうなんですよ、当初予算が83億円で27億円ほど補正でついたり、道路課も補正で22億円ついたりして、今心配するのは職員さんの健康と、この1万カ所をやるには、通常の体制ではやれんじやないかなと思う。ほんで繰り越しも大前提にしてやるつもりなのか、そこら辺ちょっと全体の方針よね、事業量がふえちゃう課へ人を回せば、人事配置も含めてせんと大変なことになるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこはどんなんですか。

◎石尾防災砂防課長 砂防関係事業もそうですし、河川事業もそうですが、去年の九州北部豪雨を踏まえて、この防災対策というものは国の経済対策、補正の対策の中では大きな柱であったと聞いております。その分、手厚い配分もあったと考えております。このタイミングを捉まえて、県においても治水対策を進めたいということで、このような補正の金額になったと思っています。当然、事業の執行においては、職員の体制等も踏まえた上での執行というもの、そしてまた繰り越しということも、端境期対策もありますので、きちんとその辺は、きめ細かく対応は必要かなと考えております。

特に基礎調査につきましての御質問もありましたが、30年度から防災砂防課において、この基礎調査の推進に特化した体制の強化ということが図られる見込みとなりましたことから、県下の土木事務所を本庁防災砂防課においても強力にフォローアップする、バックアップするような体制のほうを、あわせて構築していきたいと考えております。

◎米田委員 レッドゾーンをやるとき、高知市内でも潮江とかいろんなどころでやったりしていますけれど、やっぱり住民との関係でなかなか時間かかりますよね。だから箇所数そのものも太いけれど、住民とのかかわりで言うたら大変な作業に、仕事量になるんですよ。

でも、今課長が言われたような土木事務所もあわせて連携しながらということやけれど、尋常な体制では率直に言って大変、今働き方改革言われちゅうときに土木職員の方は大変な状況に、健康の維持も含めてですよ。ぜひ県全体としての対応をどうするかということ、土木部だけではもうちょっと考えんといかんじゃないかなというふうに思うんですけど、ちょっと部長の意見を聞いちょいていいですか。

◎**福田土木部長** おっしゃるとおりでございます、このレッドゾーンの調査、まさに今年度から加速をし、来年度アクセルを踏む形になるんですけども、先ほど課長から説明がありましたとおり、防災砂防課の体制も強化をしたいと考えておりますし、そこら辺が中心になって各事務所をしっかりと指導できる体制をつくっていきたいと思っております。また発注に関しても、できるだけ地元のコンサルタント業界の方々から最大限に御支援いただいて、この調査を今年度、来年度でやり切りたいと考えております。

◎**米田委員** ぜひ頑張っていたきたいのと、この調査で指定もして公表したら、言い方悪いけれど、住民との関係で言うたら、そこからが発発やもんね、あとどんなふうに訓練するかだとか、どんな設備つくるかというのが始まるわけやから、大変な仕事ですけど、遠慮せずにうんと意見言うてもらうて、そういう体制なりとっていけるように、大変ですけど、ぜひしてください。

◎**池脇委員** 29年度2,000カ所やっていますよね。これ大体1日で何カ所ぐらいこなされて、その2,000カ所をやり終えるということで、一定の体制のめどとかはつかめてきているんじゃないかなと思うんですけどもね、その2,000カ所について、どういう体制で臨まれたのかということをおおむねちょっと教えていただけますか。

◎**石尾防災砂防課長** 今年度の2,000カ所のレッドゾーンの調査につきましては、先ほど部長からも説明しましたとおり、県内の企業ですとか、一部県外の企業もありますが、民間のコンサルタント会社の力もかりながら調査を進めているところです。

1日当たりどのくらいの調査ができているのかというところでございますが、一つのまとまった地区の中で調査に入っていきますので、箇所が非常に近接しているようなところ、集中しているところとか、あるいはもう飛び地になっているようなところとか、そういう状況の違いはありますが、おおむね5カ所から10カ所とか、非常に効率がよければ1日に10カ所とか、そういった形で調査を進めていけるぐらいの作業量にはなっております。

◎**池脇委員** 30年度は5倍ですよ。民間の手伝いもあって、その5倍分の人員というか手伝いの余裕ですよ、そのあたりの見通しはどうなんですか。

◎**石尾防災砂防課長** 確かに、ここの5倍の作業について県内全域を一斉に本調査が本格化するという状況の中で、県の職員もそうですし、まさに県内企業の皆様の総力をおかりして、調査を加速化していきたいと。これからまさに発注等々進めていく中において、県

内企業の皆様、そして一部県外の皆様もありますが、力をおかりしながら執行していきたいと考えております。

◎池脇委員 2,000件のときには大体10カ所程度ぐらいはこなせたという話ですけれども、今回はどうなんですか。そういうこなせる箇所数で言えば1日、5倍ですから。

◎石尾防災砂防課長 数だけで申しますと、レッドゾーン調査にかかわらず、基礎調査全体は全国的に見ますと、全国で年間200億円から300億円ほどの事業に各県が今まさに取り組んでいるところです。30年度は31年度末までの調査完了に向けて、高知県のように多くの県がまさにピークを迎えようとしている中で、高知県についても、全国的に200億円から300億円毎年執行できていると、全国的には執行しているという中において、高知県はまさに30年度にピークを迎えるわけですが、ここは県内企業と県外企業の力をおかりしながら執行していけるのではないかとというふうに、今見込んでいるところです。

◎池脇委員 他県もピークにきていると。そうすると県外企業の皆さんは、30年度にまた手をかしていただけるのか、むしろ別のところからの引っ張りも多くあって、なかなかこちらの思惑どおりにお手伝いをしていただけるのかどうか、事前にそういう約束なり契約をとっておつたらいいと思うんですけれども、そのあたりの見込みはいかがですか。

◎石尾防災砂防課長 まずは、今年度より約2,000カ所のレッドゾーンの調査を本格化する中で、これまで経験のなかった県内企業の皆様がかなり力をつけてきています。なので、30年度以降の業務についても、県内企業の皆様の力を最大限おかりするという、そういう考え方のもとで、なるべく県内の企業の皆様の受注機会に配慮したような発注の仕方というものを考えていきたいと考えてはおります。当然、県外企業の皆様についても最大限力をおかりするような、そういう場面も出てこようかと思いますが、県内企業の皆様の力というものはかなりついてきていますので、大部分県内企業の皆様のところでさばいていただけるのではないかと期待しているところでございます。

◎池脇委員 そうなればありがたいですね。台風が来るかどうかわかりませんが、天候には左右されますので、365日全部使えるわけじゃありませんよね、限られた日数の中で、想定した日数を使って想定した箇所数をこなしていくということになると思うので、大変だと思いますけれども、ぜひなし遂げていただきたいなと思います。

◎依光委員長 質疑を終わります。

以上で防災砂防課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎依光委員長 それでは、以後の日程については、あす13日の午前10時から行いますの

で、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれにて閉会いたします。

(17時3分閉会)